

杉並区環境基本計画

令和4～12年度（2022～2030年度）



杉並区
SUGINAMI CITY

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	3
3 取組の主体	3
4 計画の進行管理	3
第2章 杉並区環境の現状と課題	5
1 地球温暖化防止への取組	7
2 循環型社会を目指す取組	9
3 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組	11
4 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組	13
5 その他の公害を防ぐ取組	15
6 連続したみどりを保全・創出する取組	17
7 自然生態系保全の取組	19
8 みどりや自然に親しめる取組	21
9 美しく清潔なまちへの取組	23
10 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組	25
11 環境教育、環境学習の拡充・推進	27
12 環境活動の推進	28
第3章 計画の目標と体系	29
1 計画の目標	30
2 SDGsと環境施策の対応関係について	31
3 全体目標と杉並区環境基本計画の体系	32
基本目標Ⅰ 気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる	34
基本目標Ⅱ 資源を大切にするまちをつくる	41
基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる	49
基本目標Ⅳ 区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる	58
基本目標Ⅴ 誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できる まちをつくる	68
第4章 環境配慮行動指針	75
第5章 参考資料	83
各種データ	84
環境配慮(省エネ行動を含む)の行動例	94
用語解説	97

◇ 本文中に*が付いている用語は、巻末に用語解説があります。

杉並区は 2050年ゼロカーボンシティを 目指します。

～杉並区ゼロカーボンシティ宣言～

今、世界では、地球温暖化の影響により、干ばつや豪雨、台風などが強大化し、大規模な自然災害が発生しています。また、自然生態系の変化や猛暑による熱中症被害など、温暖化の脅威は決して私達から遠い世界の話ではなく、一人ひとりの暮らしや命にかかわる身近な問題となっています。

杉並区は、これまでも、再生可能エネルギーの活用や省エネ対策の推進を図るなど、地球温暖化防止に資する取組を進めてきました。また、自然災害等に対応するための防災、減災対策やみどりの保全など、区民の暮らしを守る取組を多面的に展開してきました。

一方で、温暖化は急速に進行しており、今後も自然災害の更なる頻発化、激甚化が危惧されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、「気候危機」とも言える事態になっており、これまで以上の取組が求められる喫緊の課題となっています。

そこで、杉並区は、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに表明し、区民や事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めます。

温暖化の進行を食い止め、良質な住宅都市として発展してきた杉並区の環境を将来世代に引き継いでいくため、全力で取り組んでいきます。

はじめに

区は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくため、平成8(1996)年に杉並区環境基本計画を策定し、その後、環境問題をめぐる状況の変化等を踏まえて、合計4度の改定を行い、様々な事業に取り組んできました。

この間、世界では、地球温暖化を主な要因とする気候変動の影響により、干ばつや水不足、洪水、海面上昇等の深刻な自然災害等が発生しています。これらの対応のため、平成30(2018)年気候変動に関する政府間パネル(IPCC)「1.5℃特別報告書」により、令和32(2050)年頃までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする必要性が報告されました。日本においても、令和2(2020)年10月、2050年カーボンニュートラルの宣言がなされ、様々な取組が始まっています。

こうした中、区は令和3(2021)年に策定した新たな基本構想において、「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を、将来像のひとつとして掲げるとともに、基本構想の実現の道筋となる新たな総合計画・実行計画の策定に合わせ、「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

本計画は、基本構想の将来像の実現とともに、ゼロカーボンシティ実現に向けた、区の環境施策の基本的な方向性を示すものとして策定したものです。

本計画の目標達成には、今後の社会環境の更なる変化を見据え、新たな技術の導入や日々のライフスタイルの見直し等、地球環境への負荷を低減するため、区だけでなく、区民、事業者等様々な主体がそれぞれの立場で取組を推進することが求められます。区では、区民や事業者等様々な方々と対話を交わし、手を携えながら気候危機に立ち向かい、目標達成に向けて全力を尽くしてまいります。

今後とも、区民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

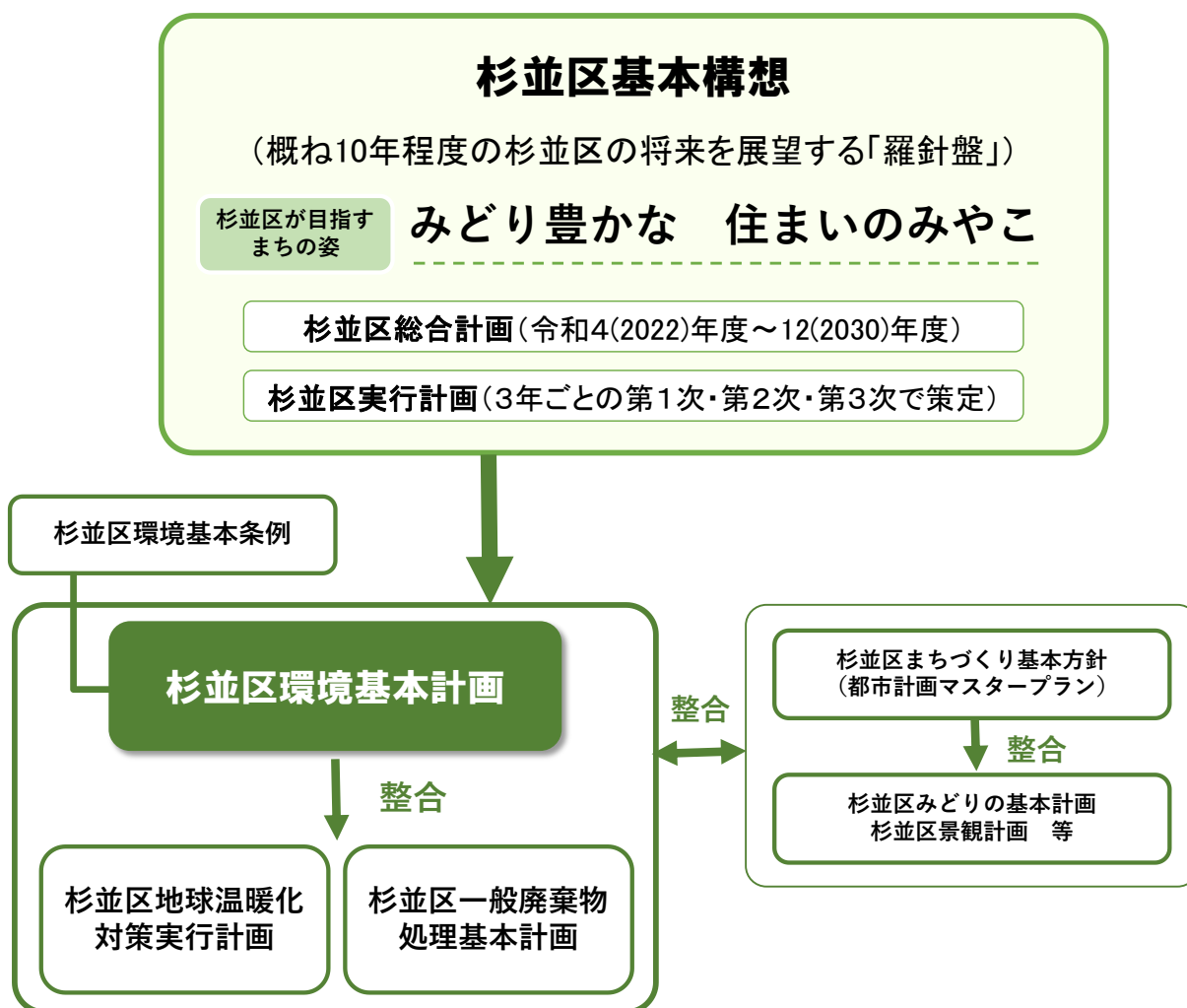
第1章

計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

杉並区環境基本計画は、杉並区環境基本条例第9条に基づき地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、もって地球環境の保全にも貢献していくための計画であり、区民、事業者等が取り組むべき項目を示した環境配慮行動指針を包含したものとなっています。

また、新たな杉並区基本構想が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けた環境分野における計画であり、区の環境施策を展開していくための基本的方向性を示すものです。



2 計画の期間

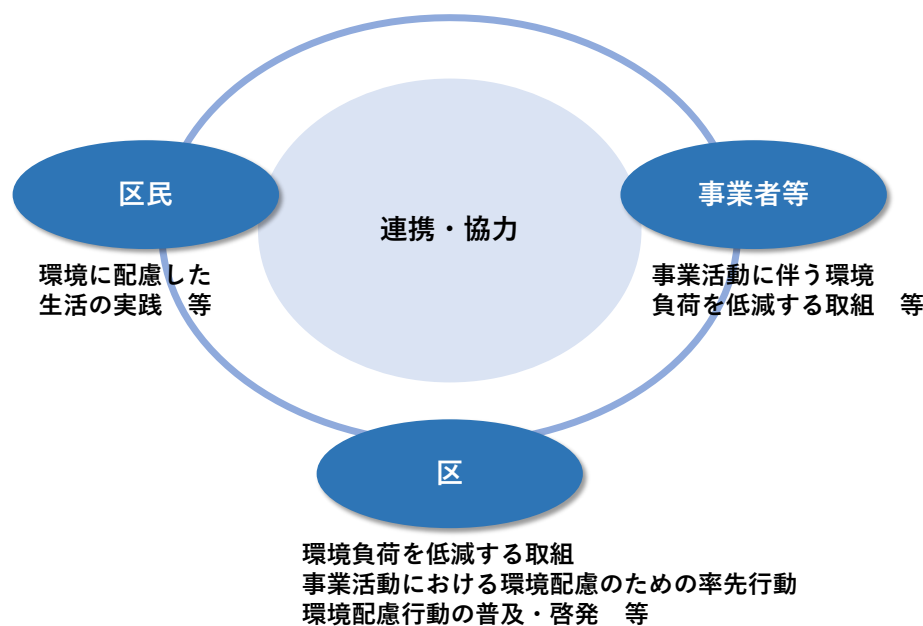
本計画の期間は、杉並区総合計画の計画期間との整合を図り令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までとします。

今後、杉並区総合計画等の改定や国・東京都の動向など社会情勢の変化に合わせ必要な改定を行います。

3 取組の主体

環境を取り巻く課題の解決には、行政だけでなく、区民、事業者等がそれぞれの役割と責任を分かち合い、主体的に取組を進めていくことが不可欠です。特に地球温暖化対策の取組の推進は、生活様式の見直しを含めた多くの区民の理解と協力が必要となります。

そのため本計画は、区が取り組むべき環境施策を示す行政計画であると同時に区、区民、事業者等がそれぞれに行動すべき指針を示すものとしします。



4 計画の進行管理

計画の推進を図るには、目標達成に向けた取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていくことが重要です。

区は、本計画の目標の達成状況や各事業の進捗状況を把握し、評価するとともに、「杉並区環境白書」としてまとめ、公表しています。その評価結果に基づき、既存事業の見直し、新規事業の検討、目標の見直しなど、適切に行っていきます。

環境白書の公表に当たっては、取組の効果が区民等により理解しやすく、分かりやすい内容となるように努めていきます。

第2章

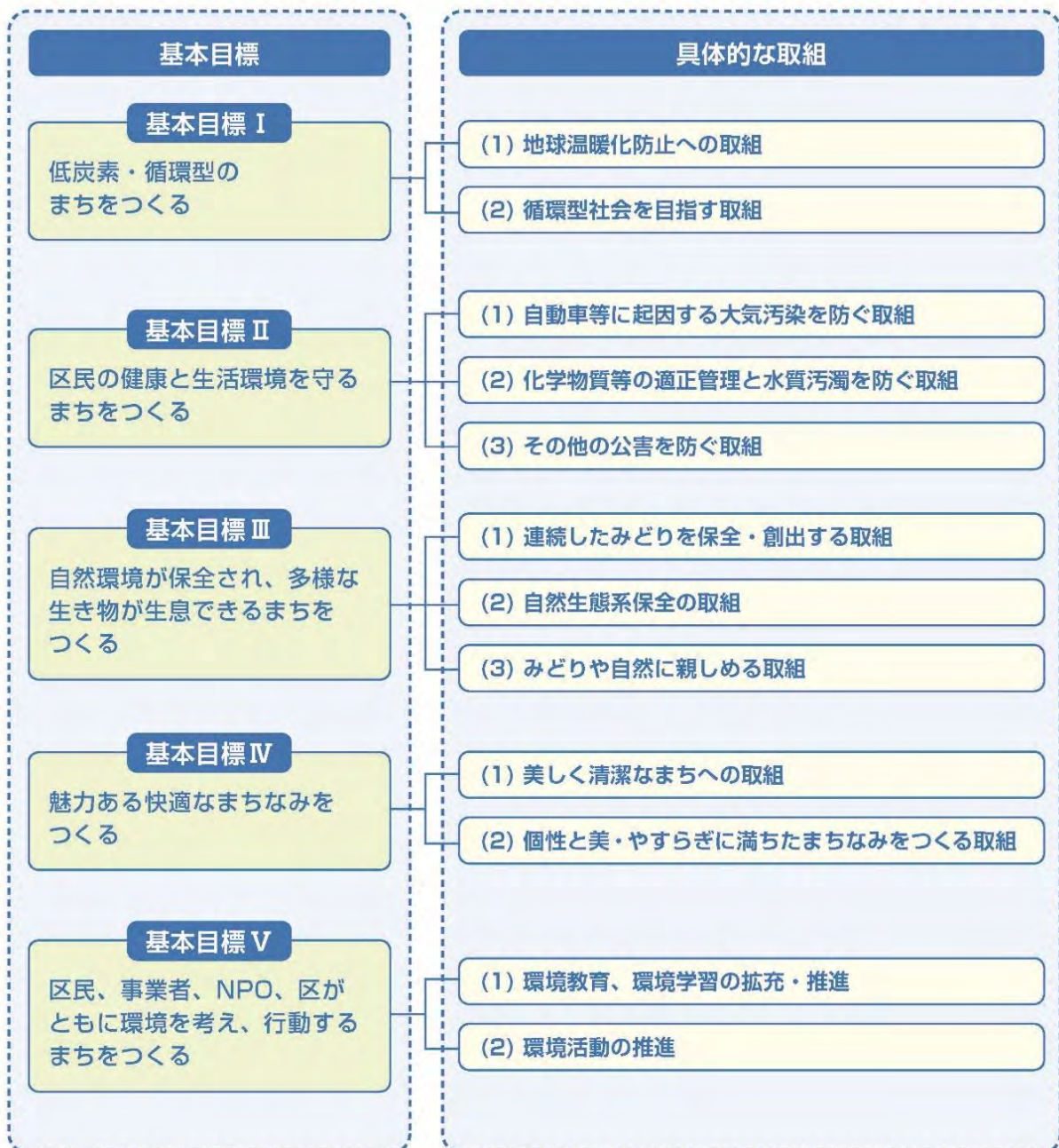
杉並区環境の現状と課題

区では、これまで前環境基本計画において5つの基本目標を定め、その達成に向けた取組を推進してきました。

本章では、前計画期間(平成25(2013)～令和3(2021)年度)における取組項目ごとの達成状況と区を取り巻く環境の変化や課題について記載します。

なお、数値目標の達成状況については、令和3(2021)年度実績が確定したのち適切に評価・分析していくこととします。

前計画期間(平成25(2013)～令和3(2021)年度)における計画の体系



1 地球温暖化防止への取組

数値目標と達成状況

数値目標等	基準	R2 年度 実績	R3 年度 目標値
杉並区全体のエネルギー消費量を平成 22(2010)年度比で 12%削減する	20,411TJ*	16,567TJ	17,962TJ
区内の電力消費量に対する再生可能エネルギー*及び家庭用燃料電池による発電量の割合を 2%まで増やす	0.2%	1.7%	2.0%
区内の年間二酸化炭素排出量を平成 17(2005)年度比で 3.8%削減する	1,693 千 t-CO ₂ *	1,511 千 t-CO ₂	1,629 千 t-CO ₂

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

気候変動を要因とする様々な自然災害が発生しており、環境への取組が政治・経済・福祉等につながる世界共通の重要な課題となっています。

令和 32(2050)年までに温室効果ガス*排出量を実質ゼロにする政府目標を掲げた改正地球温暖化対策推進法が令和 3 (2021)年 5 月に成立し、再生可能エネルギーの導入を拡大するため、自治体が再エネ施設(発電事業)の建設に関与できる仕組みが新設されるとともに、都道府県等の計画に再エネ利用促進等の施策*の実施目標を設定することが義務化されました。これに伴い、国・事業者等による地球温暖化対策の取組が大きく進むことが予想されます。

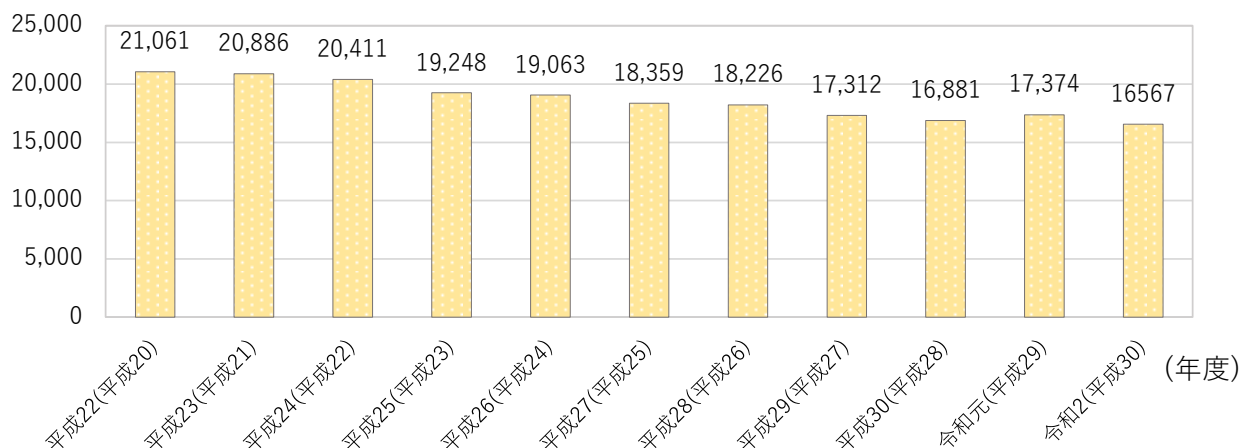
また、世界的に進むSDGs*の取組などを踏まえ、区においても、温室効果ガス排出量の削減対策を含む環境施策の一層の推進を図ることが求められています。

区では、これまで低炭素化推進機器*の導入助成等の取組を進めてきましたが、国が示す目標達成に向けて、今後も蓄電池と合わせた太陽光発電機器の導入や、電気自動車用充電設備導入助成等、防災対策としての効果も考慮した周知等により、これまで以上に区民の取組を促すことが重要です。

また、地球温暖化対策のためには、このほかにも区有施設だけでなく、区民、事業者等による更なる省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大などの一層の取組が求められます。杉並区周辺では、昭和 56(1981)年から令和 3 (2021)年の 40 年間で平均気温が 2.1℃上昇しています。現状では杉並区のCO₂排出量は、約 5 割が家庭部門からの排出となっていることから、これを削減するため、脱炭素社会の実現に向けた区民のライフスタイルの変革が求められます。その変革を促すためにもCO₂の削減や省エネルギーについて、区民により分かりやすく見える化を図り、周知していくことが必要です。

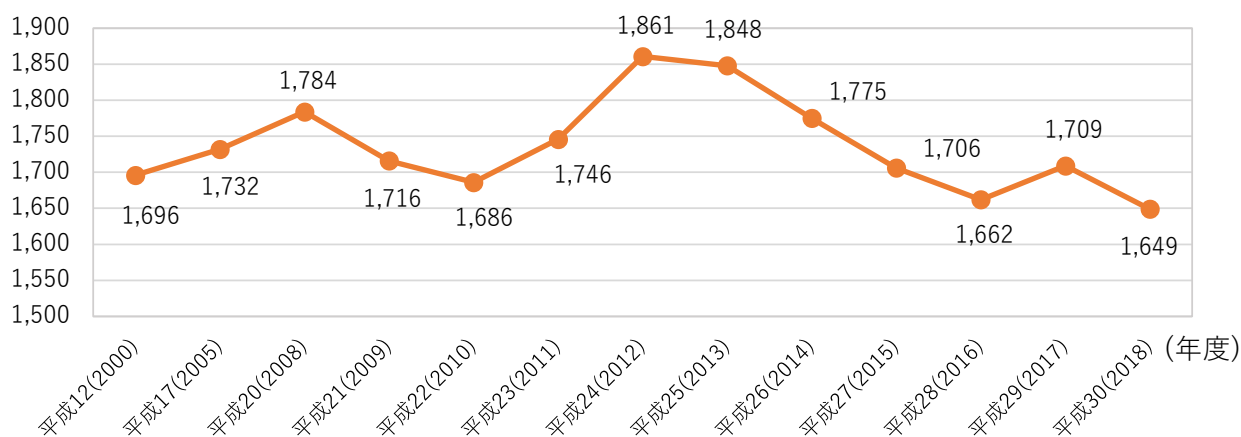
杉並区エネルギー消費量の推移

単位：TJ



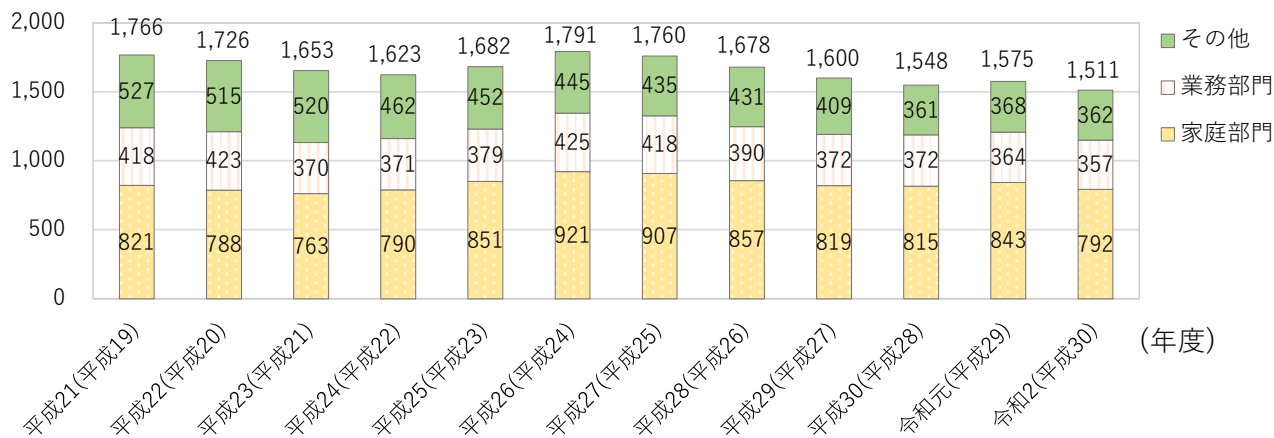
杉並区温室効果ガス排出量の推移

単位：千t-CO₂



杉並区二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂



上記3つのグラフ出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト※」算定
 ◇当該年度の統計データが揃うのが2年遅れとなるため()書きで表記している。

2 循環型社会を目指す取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R3 年度目標値
区民一人1日当たりのごみ排出量を450gまで減らす	479.0g	450.0g
資源回収率を33%まで増やす	27.7%	33.0%

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

令和元(2019)年10月、「食品ロス*の削減の推進に関する法律」が施行され、更なる食品ロスの削減の取組が求められています。また、令和2(2020)年7月にレジ袋有料化がスタートしたほか、令和3(2021)年6月には、ワンウェイプラスチック*などの有料化や代替素材への対応の義務化など、プラスチックの使用削減を目指す、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)が成立しました。

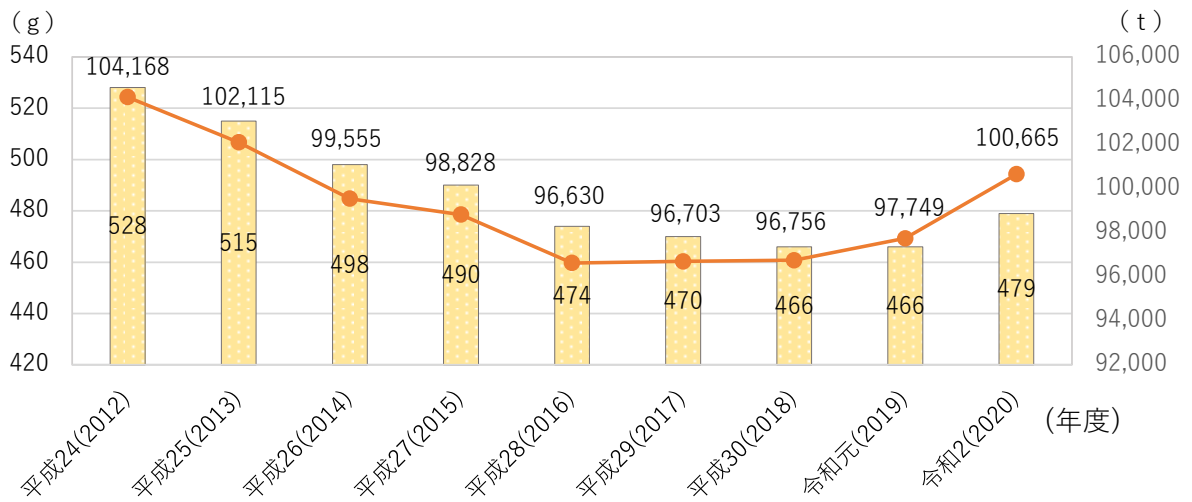
近年の人口増等を要因として、区収集ごみ量は増加傾向にありますが、区民一人1日当たりのごみ排出量については令和元(2019)年度まで緩やかな減少傾向でした。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などもあり、区民一人1日当たりのごみ排出量や資源回収率は増加傾向となっています。今後は、ごみの分別や資源化に向けた働きかけだけでなく、ワンウェイプラスチックを中心としたプラスチックごみの排出を抑制する(リデュース)取組を検討し、実施していく必要があります。また、プラスチック資源循環促進法制定を踏まえて、製品プラスチックを含めた分別回収・資源化について検討を進める必要があります。

令和3(2021)年度に実施した家庭ごみ排出状況調査によれば、可燃・不燃ごみの中には依然として雑がみ、プラスチック製容器包装などの資源の混入が多く、更なる分別の徹底が求められます。

集団回収*やフードドライブ*事業は、ごみの減量や資源化に向けた区民の具体的な行動につながる取組ですが、集団回収については、資源が減少傾向にある中で、活動団体構成員の高齢化などに伴い、実施団体、資源回収量ともに減少しているため、団体の活動が継続できるよう支援の充実を図る必要があります。また、フードドライブ事業は常設窓口での受付に併せて、地域での自発的な社会貢献活動となるよう関連部署と連携した事業の拡充が求められます。

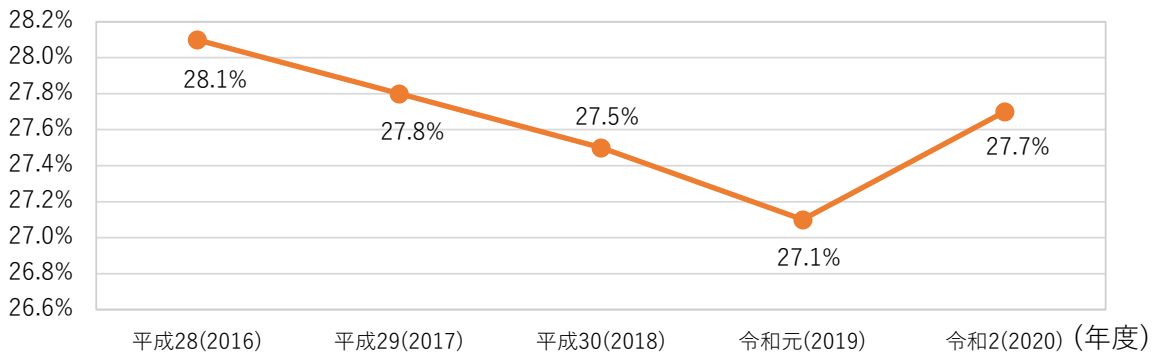
ごみの減量や資源化は、地球温暖化対策にもつながる取組であることから、区だけではなく、区民、事業者等と連携しながら、「循環型社会」の実現を目指していくことが重要です。そのため、家庭ごみだけでなく、事業者が排出するごみ・資源の適正管理を行い、事業者と連携した取組を通じて事業系ごみについても削減を図っていく必要があります。

区民一人1日当たりのごみ排出量及びごみの収集量



出典：杉並区環境白書

資源回収率



◇資源回収率： $\text{資源回収量} \div (\text{区ごみ収集量} + \text{資源回収量})$

出典：杉並区環境白書

3 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R3 年度目標値
区内の光化学スモッグ注意報発令回数	5回	0回

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

現在区内の大気汚染の状況は改善され、多くの大気汚染物質[※]は環境基準[※]を満たしていますが、光化学スモッグ[※]の原因となる光化学オキシダント[※]については、杉並区を含む都内では環境基準を満たしておらず、東京都全体の課題となっています。特に夏場などは一時的に基準を上回ることがあり、光化学スモッグ注意報が毎年数回発令される状況です。

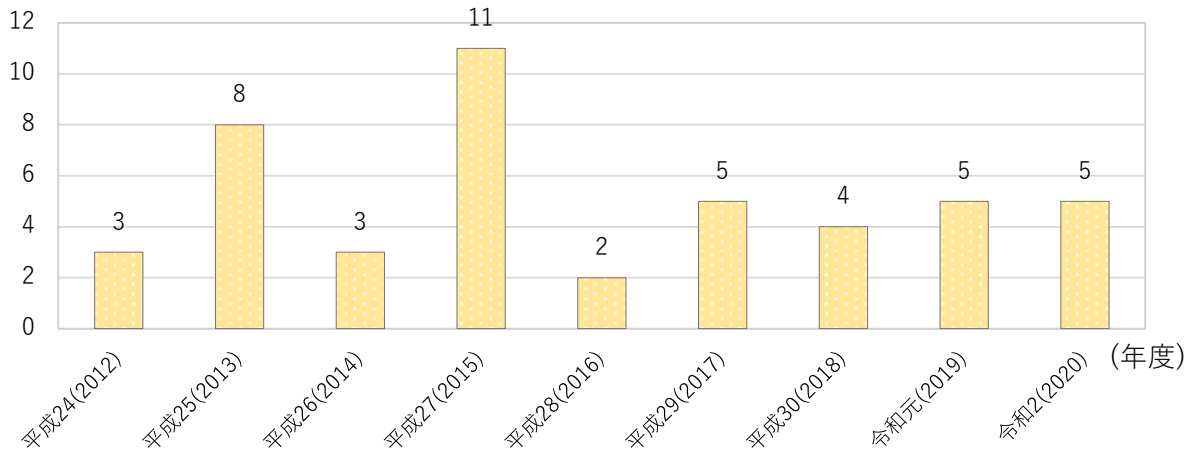
光化学オキシダントを減らすためには、原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）[※]やNO_x（窒素酸化物）[※]の排出量の一層の削減が課題となっています。そのため、引き続き、国や東京都による広域的な政策の実施やこれらの広域的な政策との連携が必要です。また、日頃からの測定・監視により長期的な傾向を把握しながら対策を講じる必要があります。

一方で、地球温暖化対策の推進に伴い、電気自動車（EV）やハイブリッド車（HV）の普及が促進されることで、自動車による大気汚染への負荷の軽減が期待されているところです。

また、区ではこれまで、自転車安全利用講習会等啓発事業を実施し、走行ルールの周知やマナー向上を図るとともに、自転車の利用促進のため、自転車駐車場の整備により収容台数の増加や、安全で快適な自転車走行環境の確保を目的とした、自転車通行空間を整備しています。

区内光化学スモッグ注意報発令回数

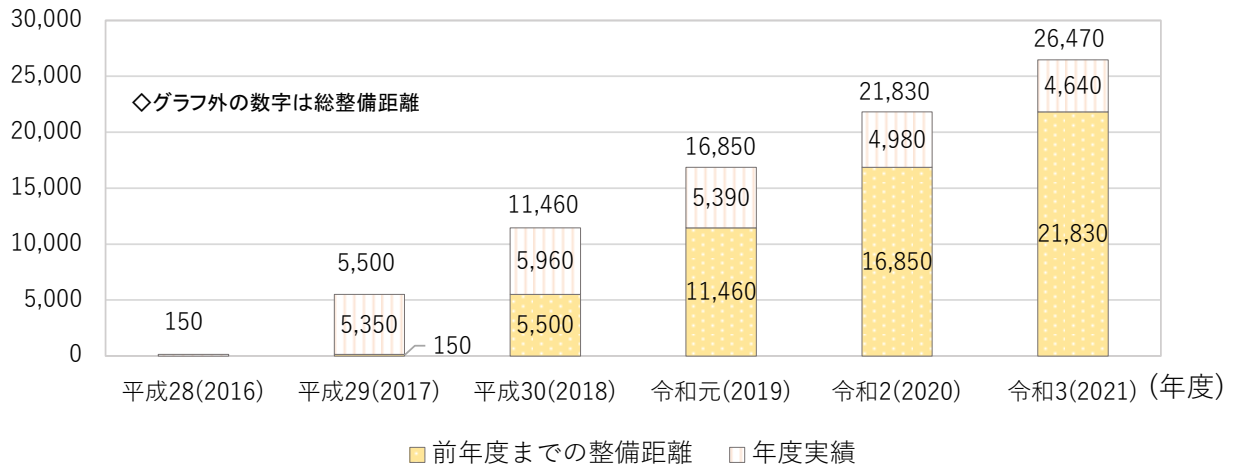
単位：回



出典：杉並区環境白書

自転車通行空間整備距離(区道)

単位：m



出典：第11次杉並区交通安全計画

4 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R3 年度目標値
適正管理化学物質の環境への排出量	5,574 kg/年	8,000 kg/年
神田川の BOD(生物化学的酸素要求量) ※ 年平均濃度	0.5~1.4 mg/l	1mg/l 以下
大気ダイオキシン類※年平均濃度	0.012pg-TEQ*/m ³	0.015pg-TEQ*/m ³

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

化学物質等の適正管理については、区内のガソリンスタンドやクリーニング店などを対象に、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、適正管理化学物質※などの排出状況を把握しています。排出量は低減傾向にありますが、今後も適切な使用方法や排出量の低減等について啓発等を行うとともに、国や東京都による広域的な政策の実施やこれらの広域的な政策との連携が必要です。

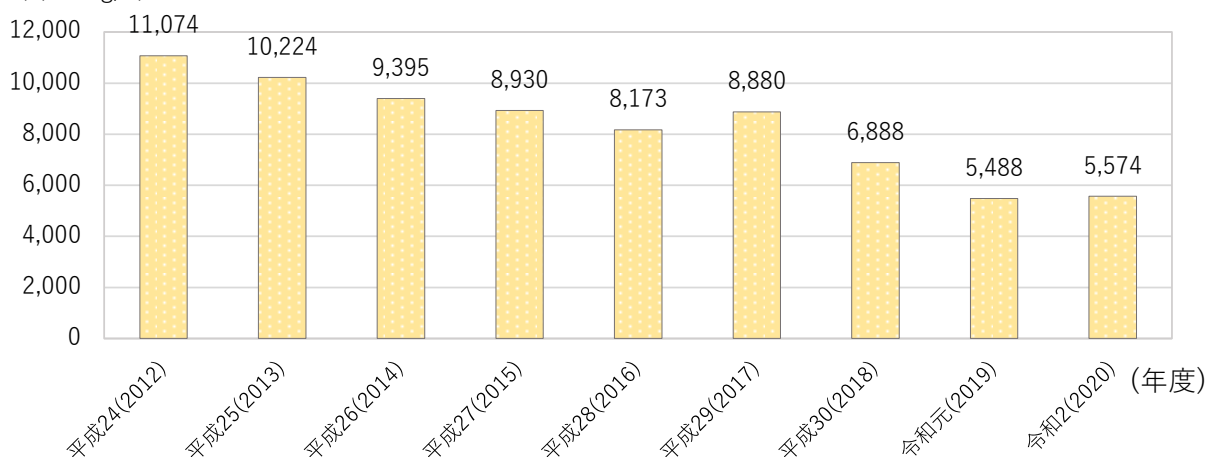
水害等による化学物質の流出事故を未然に防ぐため、東京都化学物質適正管理指針が令和3(2021)年4月に改正されました。このことを受け、区では化学物質を取り扱う事業者に対し、事業所が所在する地域のハザードマップを参照し、被害想定を確認のうえ対策を講じるよう求めるなど、水害への備えを促進しています。

区内を流れる3河川(神田川、善福寺川、妙正寺川)のBOD(生物化学的酸素要求量)は、いずれも環境基準を満たしています。しかし、区内の下水道は、集中豪雨等の発生時に下水の一部が河川に流れ込む構造であることから合流式下水道※改善事業(降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の設置)を進め、水質改善に努めています。

土壌汚染対策については、平成31(2019)年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正を踏まえ、工場等での有害物質の使用・排出状況等を踏まえた土壌汚染調査の実施や、汚染があった場合の対策の実施等について適切に指導するとともに、汚染地台帳の整備等への対応が必要です。

適正管理化学物質の環境への排出量

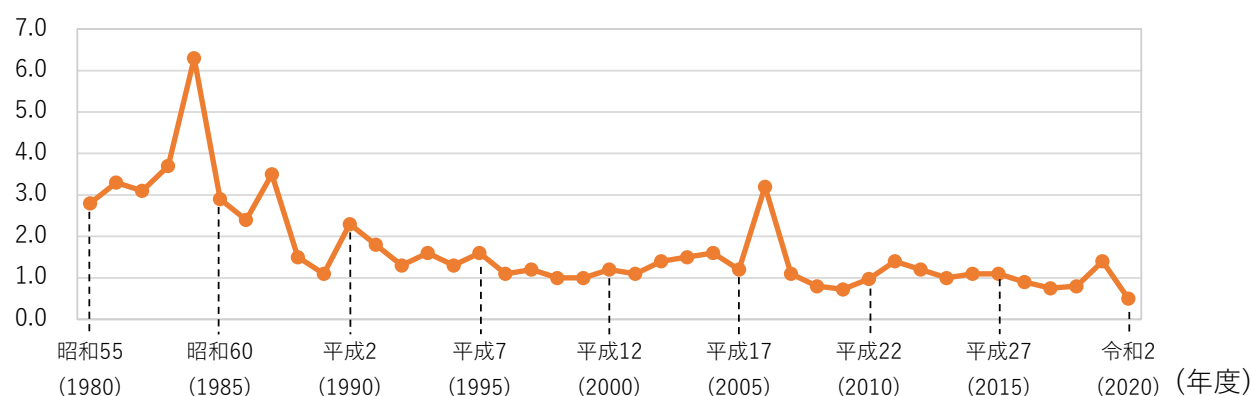
単位：kg/年



出典：杉並区環境白書

神田川—乙女橋でのBODの経年変化

BOD (mg/ℓ)



出典：杉並区環境白書

令和2(2020)年度大気ダイオキシン類調査 単位：pg-TEQ/m³

測定地点	令和2年	令和2年	令和2年	令和3年	年平均値
	5月20日～27日	8月19日～26日	11月11日～18日	2月5日～12日	
井草森公園	0.0072	0.0094	0.015	0.010	0.010
大宮前体育館	0.0082	0.014	0.015	0.0094	0.012
郷土博物館	0.0082	0.024	0.015	0.0082	0.014
都平均値	0.011	0.015	0.022	0.013	0.015

環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下

出典：杉並区環境白書

5 その他の公害を防ぐ取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R3 年度目標値
騒音環境基準達成率 (区内測定箇所・昼間)	83.3% (24 地点中 18 地点達成)	100% (全地点達成)

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

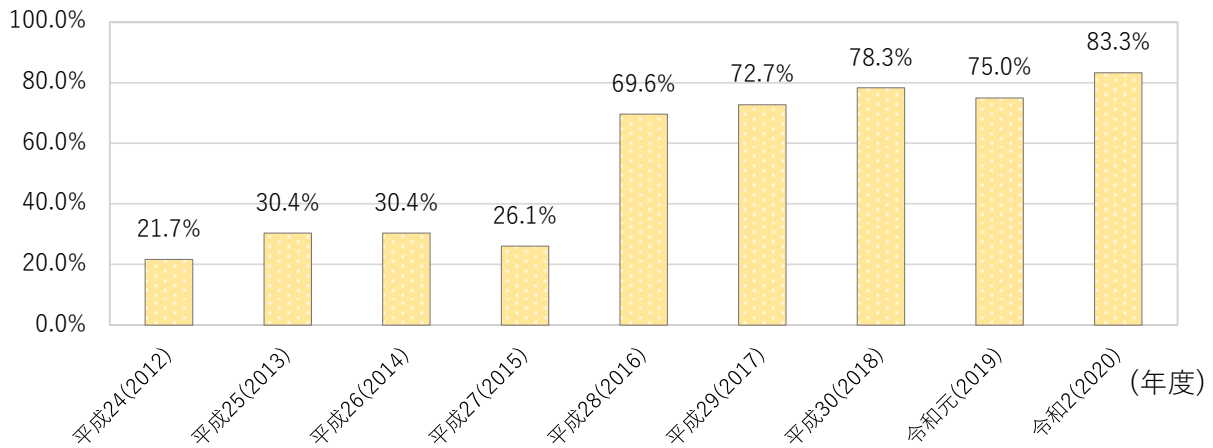
区民からは、建物の解体や建築工事に伴う騒音・振動に関する相談が多く寄せられていますが、解体工事については、平成 28(2016)年から区の「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト*飛散防止に関する指導要綱」に基づく事前届出制度を開始したことにより、工事開始前の業者指導の実施や苦情発生時の迅速な対応が可能となるなど一定の成果が得られています。

今後、老朽化した建築物(建物)の建替等が一定程度見込まれる中、解体工事等におけるアスベスト飛散への不安の声は依然として多く寄せられています。アスベスト対策については、大気汚染防止法の改正により、解体工事や改修工事への規制が強化されました。規制指導対象の拡大に伴い、事前相談や届出等の増加が見込まれるほか、法改正に関する事業者への周知や立入調査・指導を実施していく必要があります。

都道などの幹線道路では、低騒音舗装*や遮音壁*の設置など騒音対策の整備が進んでおり、以前に比べ取組の数値目標に適合してきています。一方で、夜間の自動車の走行は、スピードが早く環境基準も厳しいため、引き続き道路管理者等に情報を提供し対策を求めるなどの働きかけが必要です。

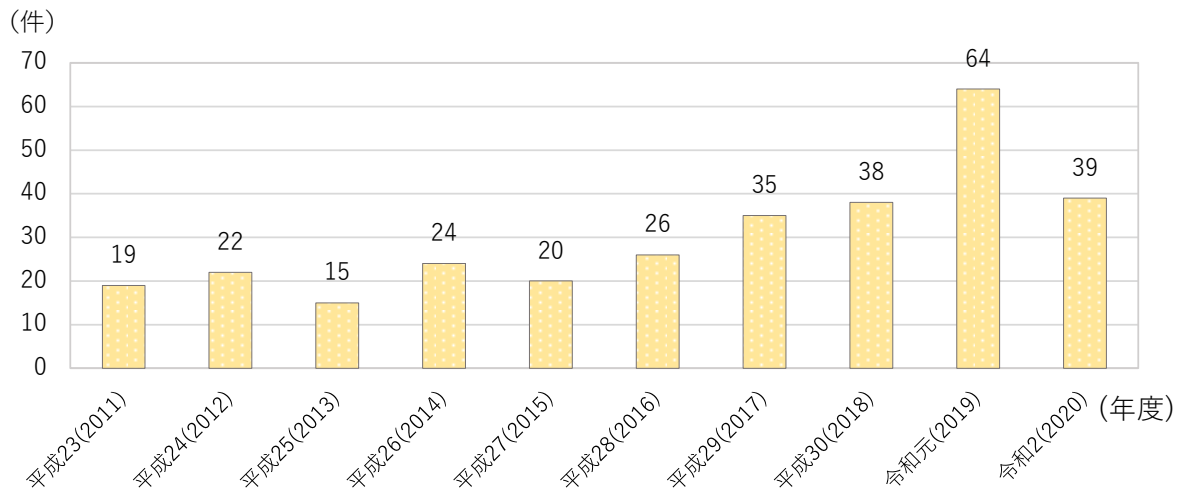
また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う外出自粛や在宅勤務等の増加は、近隣に対する騒音等の苦情相談の増加につながっており、その対応も必要となっています。

騒音環境基準達成率(区内測定箇所・昼間)



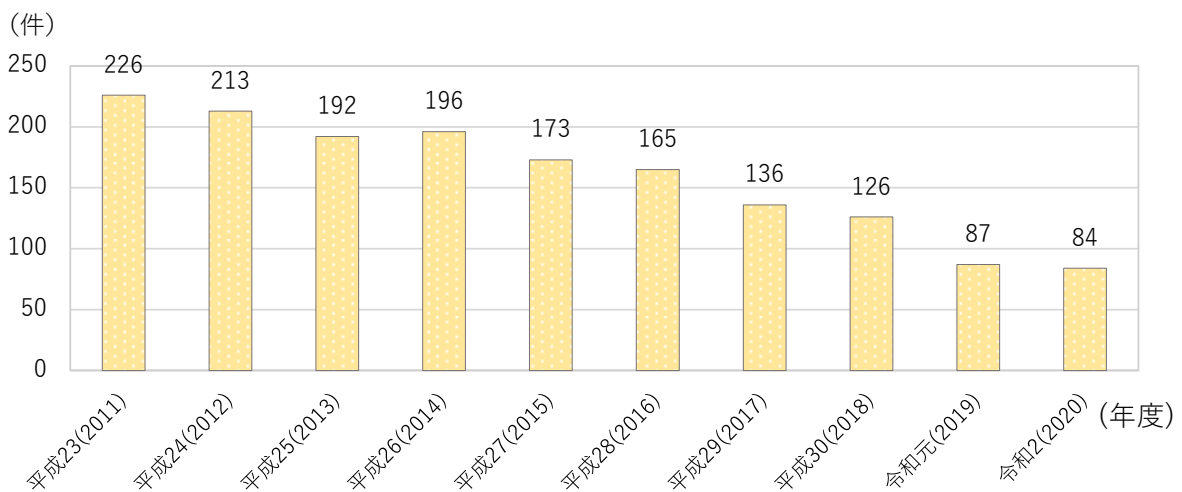
出典：杉並区環境白書

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数



出典：杉並区環境白書

公害等相談件数



出典：杉並区環境白書

6 連続したみどりを保全・創出する取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R14 年度目標値
接道部緑化率 [※]	24.6%	30.0%

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

杉並区においては、みどりの約7割を民有地のみどりが占めており、公有地とともに民有地のみどりについて保全・創出する取組が重要となります。あわせて、みどりを連続させることで、防災や生き物の生息場所等の機能を向上させることができます。

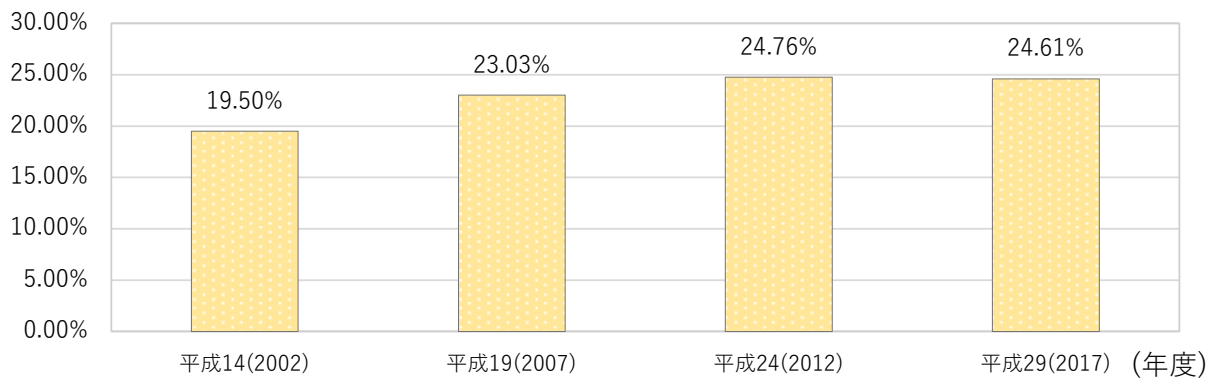
杉並区では屋敷林[※]・農地を杉並らしい原風景と捉え、杉並区緑地保全方針に基づく取組を進めています。屋敷林・農地を保全するため「みどりの支援隊」による落ち葉掃きや野菜等の栽培などの活動のほか、屋敷林・農地の効用と保全の大切さをPRする屋敷林公開イベント、焚火イベントなどを引き続き実施していく必要があります。

農地については、生産緑地法の一部が改正され、新たに「特定生産緑地制度(生産緑地の買取申出期限を10年延期することができる制度)」が創設されました。区内の生産緑地[※]は大部分が特定生産緑地として指定されたことから、買取申出期限の到来に伴う生産緑地の一斉解除の影響を少なくできました。引き続き、生産緑地の指定を増やす一方、買取申出があった生産緑地については公園等への転用を進めていく必要があります。

令和3(2021)年4月に開園した清水いづみ公園や令和4(2022)年3月に開園した松庵梅林公園は生産緑地を買い取って公園として活用することができました。そのほか大規模公園として、柏の宮公園を令和2(2020)年5月に拡張整備するとともに、馬橋公園の拡張整備や下高井戸おぞら公園の整備についても進めています。みどりの拠点を増やし広げ、水とみどりのネットワークづくりを進めるため、公園等の整備は引き続き重要な取組となります。

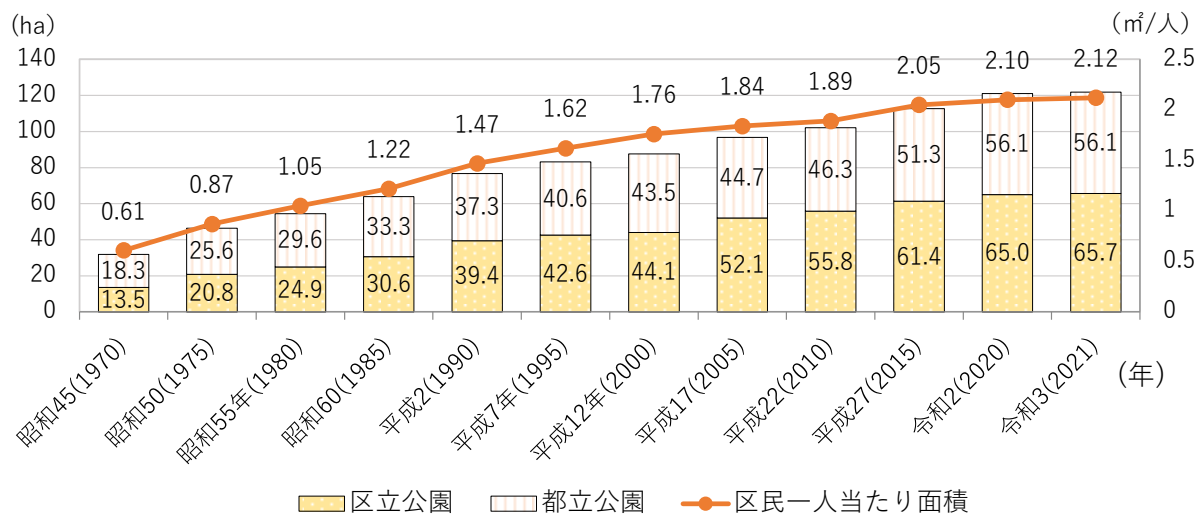
接道部緑化率は、建物の建て替えに伴う敷地の細分化によって、間口の小さい住宅等が増えたことから植栽可能な箇所が限られ目標には届かない状況が続いていますが、引き続き、建築行為などに伴う緑化指導や緑化助成によって、接道部緑化を推進していく必要があります。

接道部緑化率



◇概ね5年ごとに実施している「杉並区みどりの実態調査報告書」による

公園整備の推移(各年4月1日)



出典：杉並区環境白書

7 自然生態系保全の取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2年度実績	R14年度目標値
緑被率 [※]	21.8%	25.0%

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

生物多様性[※]の維持・確保、地下水の涵養^{かんよう}をはじめとした水環境の改善など、自然生態系の保全は、みどり豊かなまちづくりには不可欠な取組です。

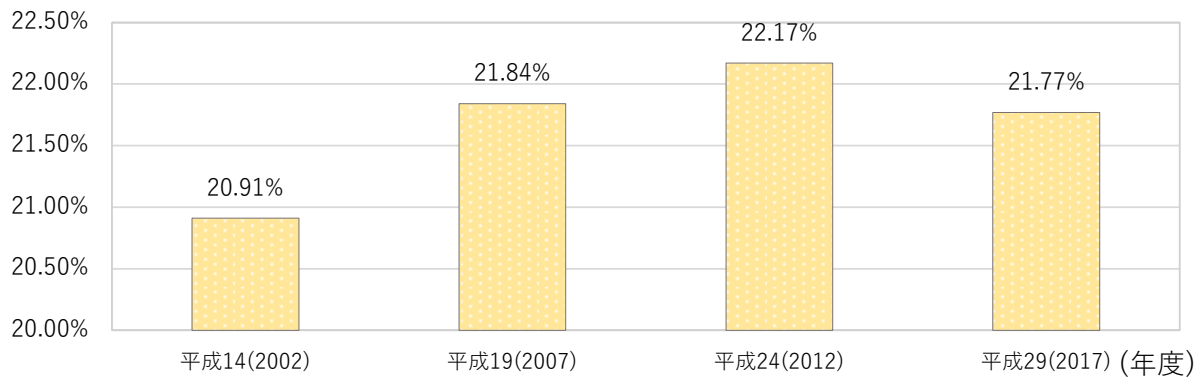
希少な植物の自生地を保護し、水辺や雑木林などを活用して様々な生き物が生息できる場所の保全をしていますが、引き続き、生き物の生息場所を保全することが生物多様性の維持・確保につながることから、取組の継続・拡充が必要です。

一方、外来鳥獣[※]等については、ハクビシンの捕獲数が増加傾向にあり、これらの鳥獣は生態系等に被害を及ぼすおそれや、人獣共通感染症を媒介するものもあることから、今後も計画的に防除に取り組む必要があります。

区内の動植物の実態を把握するため、区では、自然環境調査や、みどりの実態調査、水鳥一斉調査などを定期的を実施しています。事業の見直しや工夫など、今後も施策を推進していくため、引き続き調査を実施し、現状を把握していくことが求められます。

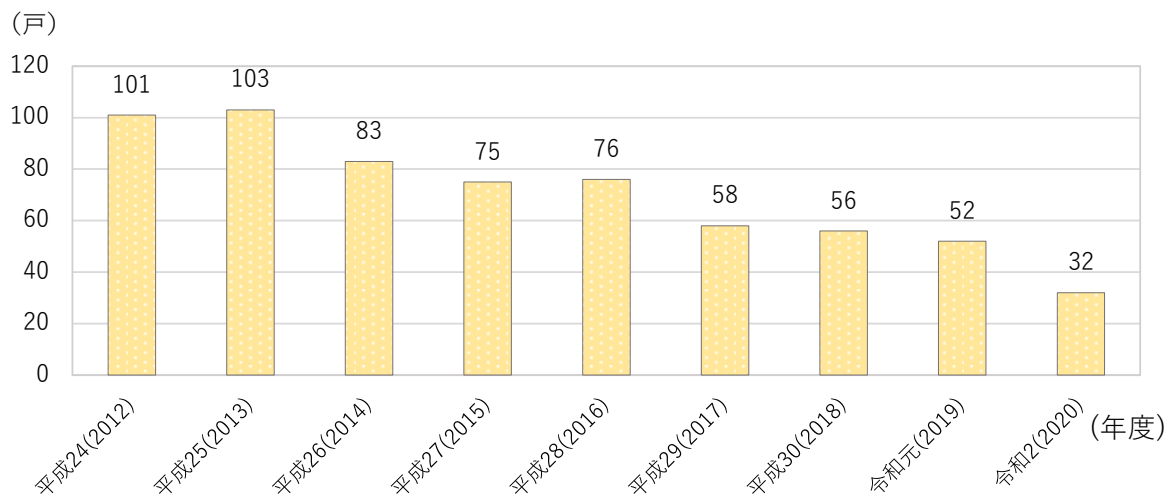
また、地下水の涵養^{かんよう}と湧水の回復を図るため、透水性舗装[※]や公共施設の雨水浸透施設[※]の設置を行うとともに、民有施設にも指導や助成を行っています。近年、激甚化し頻発する豪雨による浸水被害を軽減するなど、この事業は治水対策の柱としても重要であり、今後も取り組んでいく必要があります。

緑被率の推移



◇概ね5年ごとに実施している「杉並区みどりの実態調査報告書」による

雨水浸透施設設置数(助成戸数)



出典：杉並区環境白書

8 みどりや自然に親しめる取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度 実績	R3 年度 目標値
みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合	75.9%	80.0%
自然観察会等への参加者数	78 人	300 人

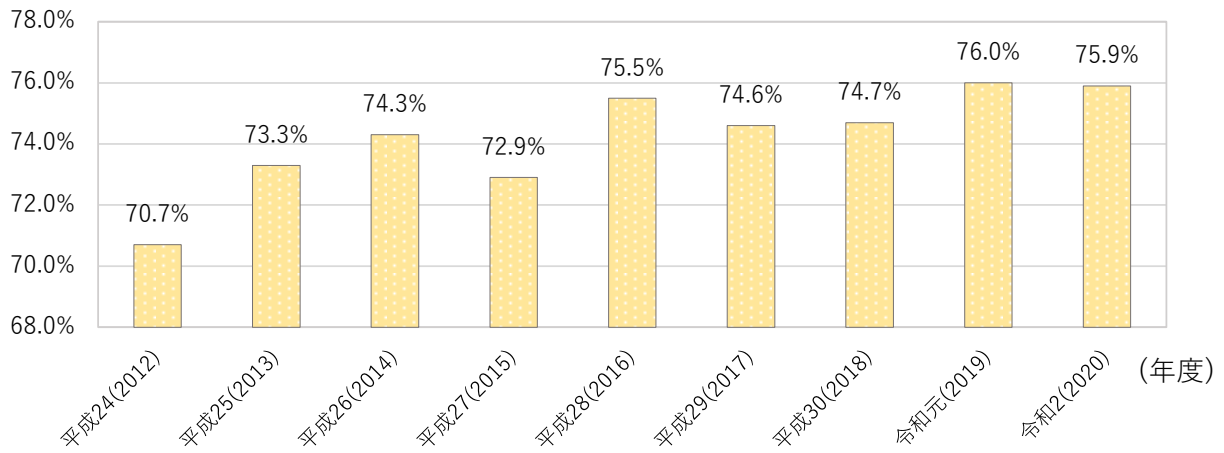
環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

区はこれまで、自然観察会や落ち葉感謝祭などみどりのイベントを通じて、自然環境について理解を深めるきっかけづくりを進めてきました。自然観察会は、天候に左右されることが多く、また、若い世代の参加が少ないため、今後は実施内容や実施方法など、参加者数の増加に向けて、より効果的な仕組みを検討する必要があります。

今後も、区民の自発的な活動を支援していくことで更にマンパワーを引き出し、区、区民、事業者等が協働で自然環境を保全し、潤いや安らぎのある水辺空間づくりや多様な生き物が生息できるまちをつくることが重要です。

また、農地を都市のみどりとして保全し、区民が農業体験などを通じて「農」に対する理解を深めるため、区民農園の運営のほか、成田西ふれあい農業公園や農福連携農園等で様々な取組を実施してきました。今後も、区民が「農」にふれあう農業体験や農家との交流等を通じて、都市農業の役割や魅力を広く区民に周知するとともに、生産緑地の貸借制度を活用して、災害時のオープンスペースなど多様な機能を持つ都市農地を保全していく必要があります。

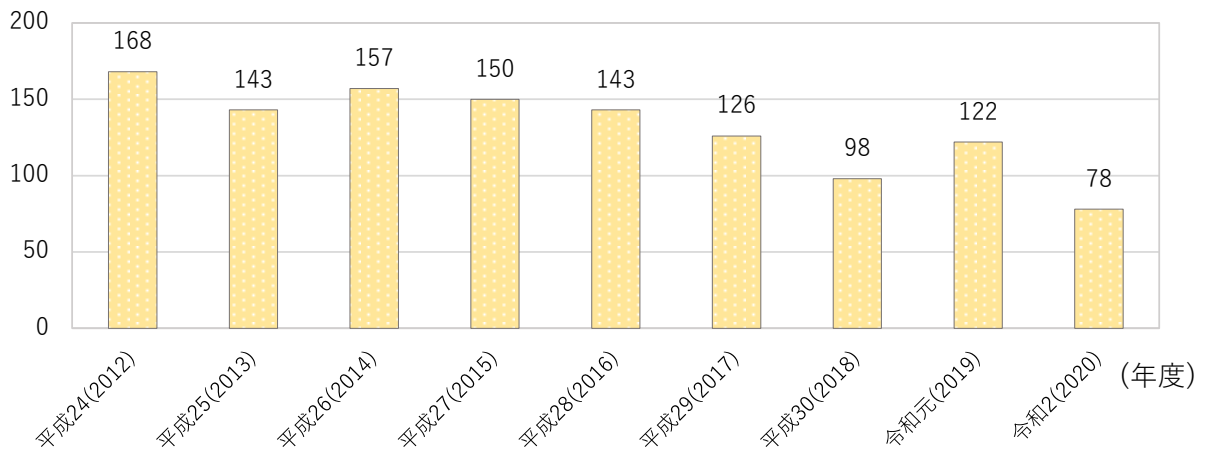
みどりと水のふれあいがよいと思う人の割合



出典：杉並区環境白書

自然観察会等への参加者数

単位：人



出典：杉並区環境白書

9 美しく清潔なまちへの取組

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

巡回パトロールやイベント等を通じたそれぞれの普及啓発活動により、路上喫煙対策、放置自転車対策、ごみの適正排出、動物の適正飼養等、美しく清潔なまちづくりのためのマナーは確実に区民に浸透しつつあります。今後、単身者や外国人居住者、高齢者世帯が増加していくと予測されることから、更なるマナー浸透のため、より効果的な普及啓発活動を検討し、実施していく必要があります。

路上喫煙対策について、歩きたばこや吸い殻のポイ捨ては、指導件数とともに減少しており、喫煙マナーは確実に区民に浸透しつつありますが、今後も公衆喫煙場所の整備や改善、継続した路上喫煙防止指導を実施する等、生活環境の改善に努める必要があります。

ペットのマナー等に関する相談・苦情は例年多く寄せられています。動物愛護やペットの防災対策への関心の高まりから相談内容も複雑化しており、今後もきめ細かな対応が求められています。

管理不適正な空地等^{*}に関しては、所有者の高齢化等により今後増加するとともに事案解決が困難となることが予想されます。そのため、関係部署と連携した取組を進めていく必要があります。

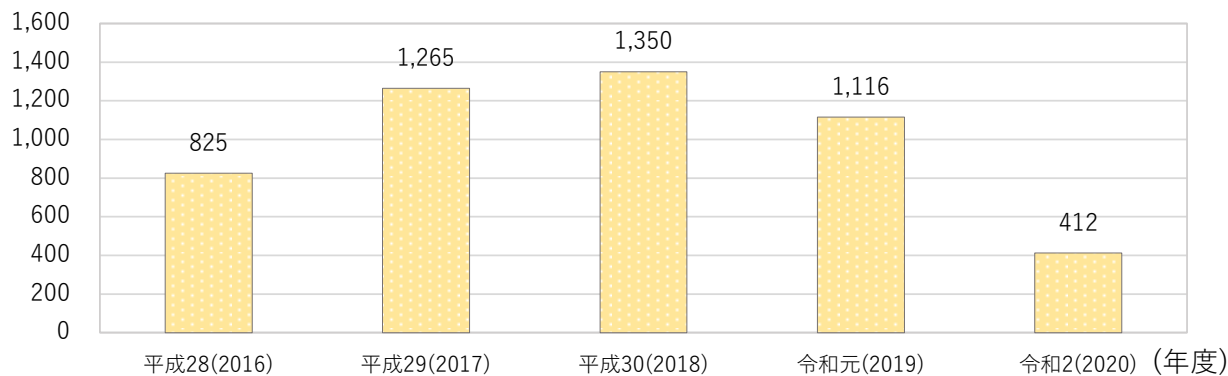
放置自転車台数は、自転車駐車場の整備等により緩やかな減少傾向にあることから、この傾向を維持するため引き続き啓発活動及び撤去活動を行っていきます。

集積所に出されたごみ・資源の分別ルールが徹底されていないものについては、調査し、排出者に対して個別に指導・助言を行っています。まちの美化とごみ・資源の減量等を推進するため、今後も不適正な排出の是正に努めていきます。

ふれあい収集^{*}については、高齢者世帯の増加等に伴い、今後申込みの増加が予想されることから、より効率的な収集作業体制を構築していく必要があります。

不適正にごみ・資源を排出する者への排出指導件数

単位：件



◇排出指導調査を行った後、文書又は口頭による指導を行った件数



集積所排出調査



排出指導ステッカーの貼付



10 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

数値目標と達成状況

数値目標等	R2年度実績	R3年度目標値
杉並区のまちを美しいと思う人の割合	80.5%	85.0%

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

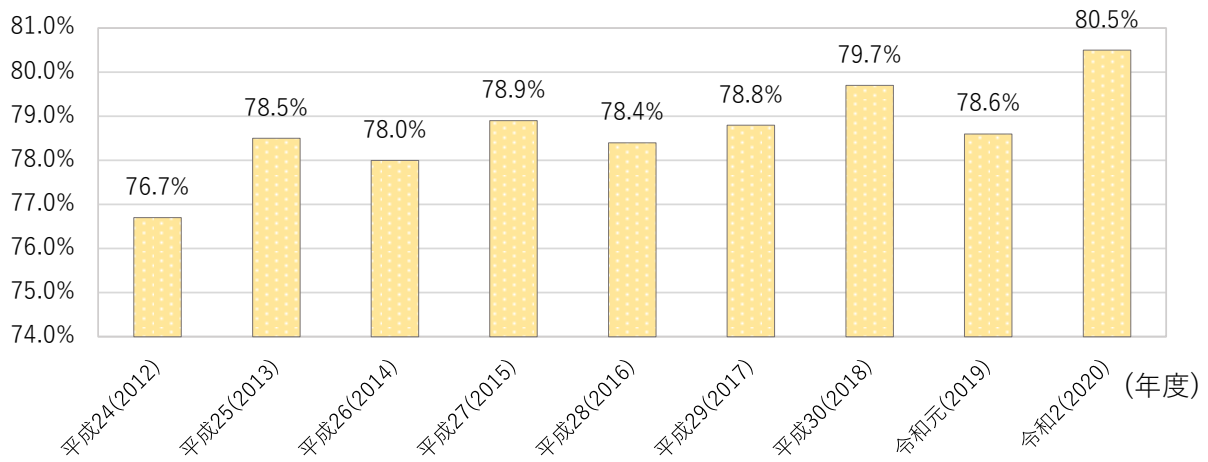
杉並区では、自然や歴史、文化を育んだみどり豊かで魅力あるまちなみを創出していくため、景観計画に基づき取組を進めています。

区では、区内全体を景観計画区域として定め、良好な景観づくりを進め、地域の魅力の向上と、広域的な都市としての魅力を高めていくこととしています。そのため、計画の段階から、規模等により事前協議や届出書を提出する制度を実施しており、毎年概ね200件前後の届出がされています。

良好な景観づくりを行うためには、行政だけでなく、事業者や、区民が協力し、魅力ある快適なまちなみをつくることを目指していく必要があります。そのため、区民等に良好な景観づくりの取組について情報発信していくことが求められています。

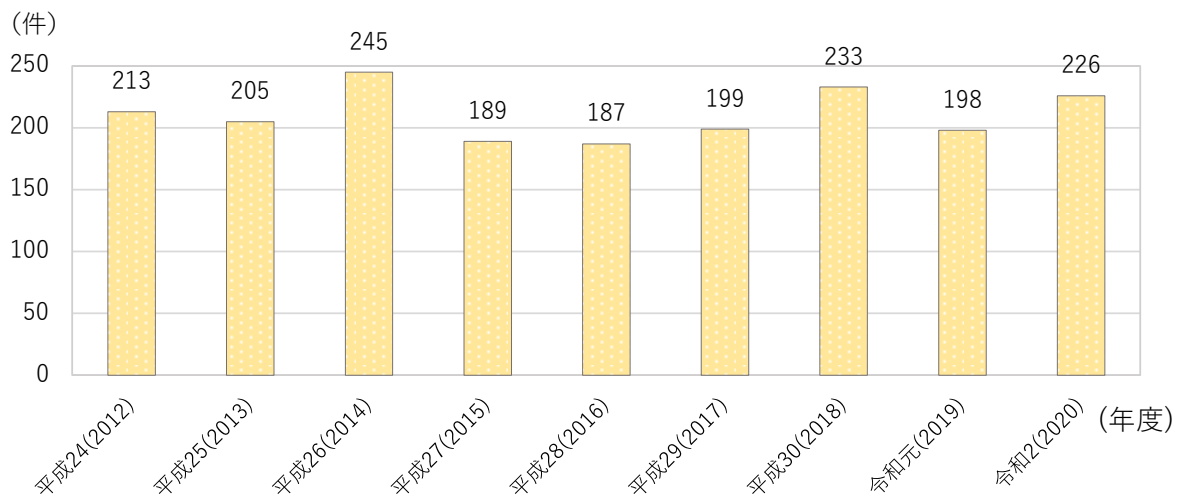
屋敷林等のみどりを個人で守り続けるには限界があるため、区民共有の財産として地域で一体となって保全することが必要です。

杉並区のまちを美しいと思う人の割合



出典：杉並区環境白書

景観計画に基づく届出数



出典：杉並区環境白書

11 環境教育、環境学習の拡充・推進

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

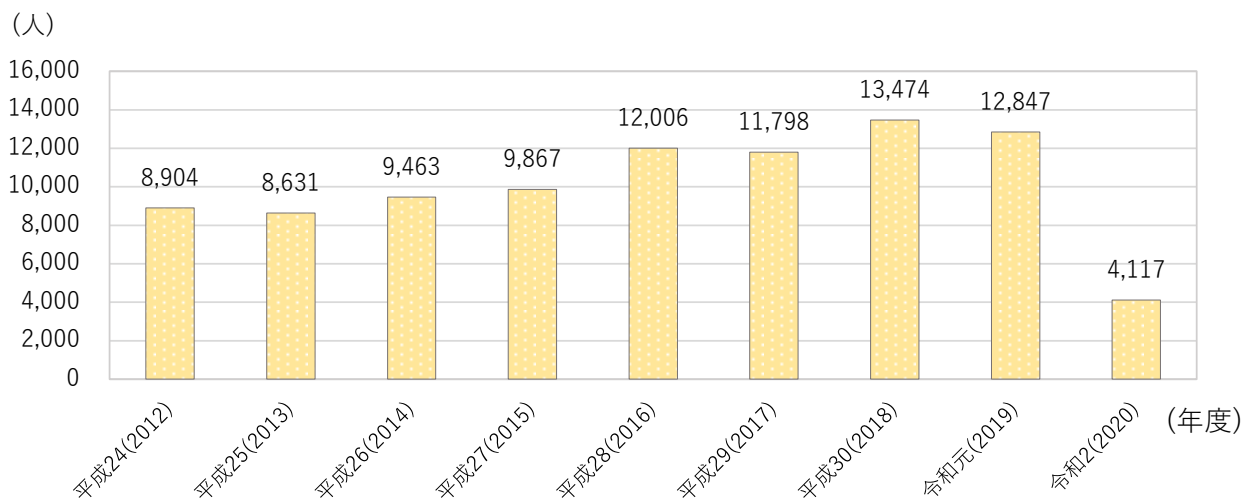
環境教育・環境学習は全ての環境施策の基盤となるものであり、環境に対する意識の醸成と多くの区民が環境に配慮した行動ができる地域社会の実現に向けて、幅広い年代の区民を対象とした環境学習の機会の拡大を図る必要があります。

地球温暖化対策や海洋プラスチック*問題等、環境問題への対応は、喫緊の課題です。こうした課題に対応し、2050年ゼロカーボンシティ*の実現を目指すためには、区民一人ひとりが、環境に配慮した生活や行動をとること、また、環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを理解することが重要です。

区は、これまで、環境学習として、NPO法人との協働により、環境講座や講演会、自然観察会、バス見学会等区民が環境に関して学ぶ機会の提供を図ってきました。また、学校や保育園への出前学習や、小中学生環境サミットの開催等を通じて、子どもの頃から自然の大切さやごみの減量・リサイクル等環境への取組の大切さを学ぶ機会を提供してきました。

今後はこれまでの取組の一層の拡充とともに、区民が様々な機会を通じて環境問題について知り、自主的・積極的に環境配慮行動に取り組める仕組みづくりを更に充実していく必要があります。

環境講座参加者数



出典：杉並区環境白書

12 環境活動の推進

数値目標と達成状況

数値目標等	R2 年度実績	R3 年度目標値
環境に配慮した行動をしている人の割合	87.5%	100%

環境施策を取り巻く社会環境の変化や主な課題

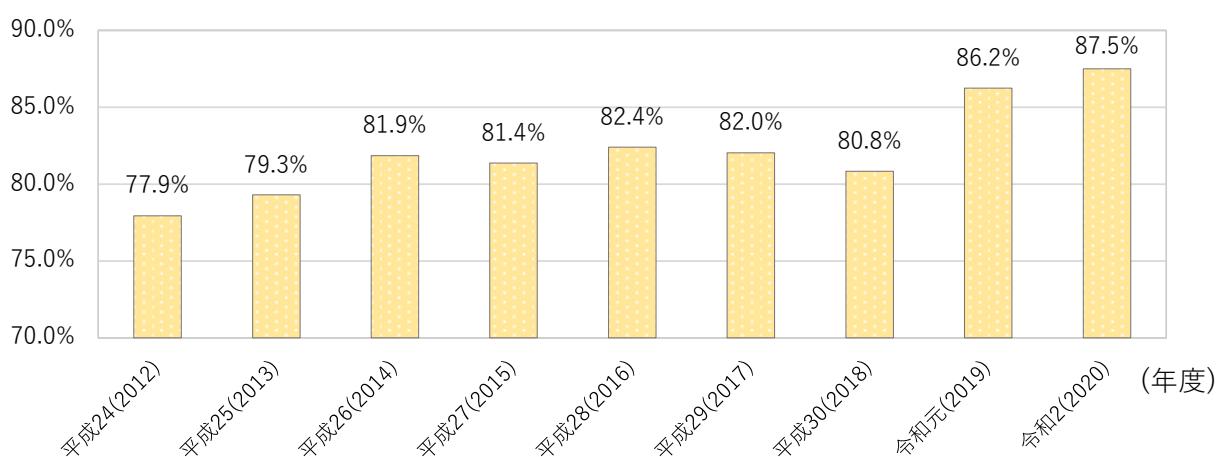
環境に関する情報を区の広報紙や区公式ホームページ、SNSや清掃情報紙等を通じて発信しています。また、スマートフォン向けアプリ「なみすけのごみ出し達人(マスター)」は7か国語に対応し、外国人向けの情報発信にも努めています。

しかし、ダウンロード数は、この2年間 6,000 件強で横ばいとなっており、更なる普及が求められます。

環境活動推進センターは環境全般に関する講座・講演会等を実施するとともに、環境団体の活動拠点として利用されていますが、地球温暖化対策への理解と協力を更に広めていく観点からも、今後はより参加しやすい内容を区民等へ提供できるよう、事業の見直し等が求められています。

登録環境団体は、構成員の平均年齢の上昇等により活動が困難になるなど、登録団体数が減少傾向にあることから、新たな団体の把握や育成が課題となっています。

環境に配慮した行動をしている人の割合



出典：杉並区環境白書

第3章

計画の目標と体系

1 計画の目標

(1) 全体目標

「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」

杉並区基本構想では、8つの分野で将来像を掲げており、「環境・みどり」分野では、「気候危機^{*}に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」としています。

杉並区環境基本計画は、杉並区基本構想が掲げる将来像を実現するための分野別計画であることから、この将来像を本計画における全体目標とし、その実現を目指します。

(2) 計画の体系

全体目標を実現するため、杉並区基本構想の取組の方向性や地球温暖化対策等に係る国等の動向に加え、これまでの区取組の達成状況や課題を踏まえるとともに、取組の方向性をより区民にも分かりやすく伝えるため、以下の5つの基本目標を定めました。本計画は、この5つの基本目標をもとに目標実現に向けた具体的な取組を掲げています。(32 頁体系図参照)

-
- ◆基本目標Ⅰ 気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる

 - ◆基本目標Ⅱ 資源を大切にすまちをつくる

 - ◆基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、多様な生き物が生息できるまちをつくる

 - ◆基本目標Ⅳ 区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる

 - ◆基本目標Ⅴ 誰もが環境問題や自然との共生について学び、一人ひとりが行動できるまちをつくる
-

2 SDGsと環境施策の対応関係について

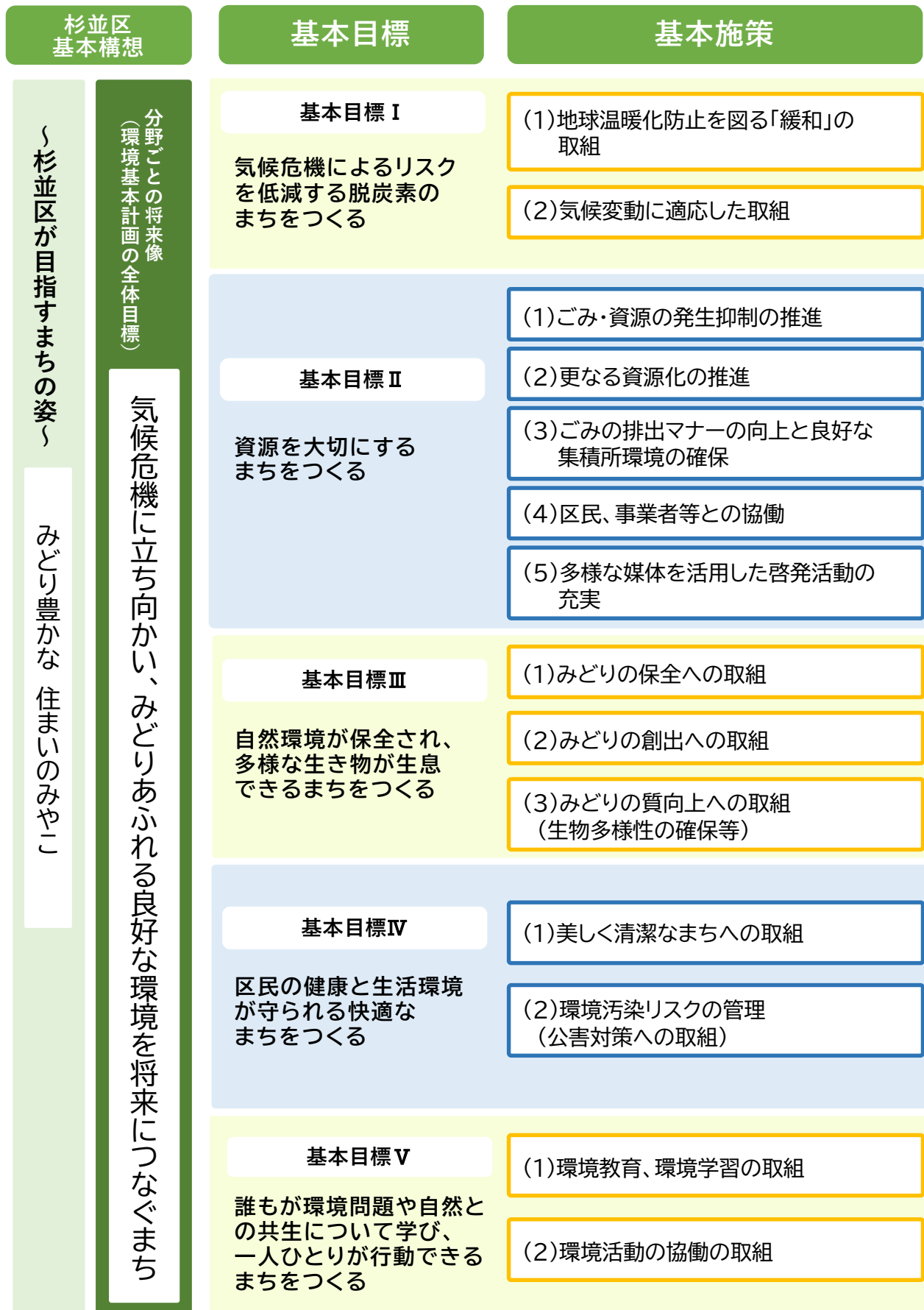
本計画の全体目標は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成 27(2015)年 9月に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発のための2030アジェンダ)と強く関連するものです。

また、本計画の計画期間は、SDGsの目標年次である令和 12(2030)年と重なります。そのため、本計画ではSDGsの項目と区の取組との対応関係を明示することで、地球温暖化等、世界規模の課題にも連なっていることを区民と共有したうえで、取組を推進していきます。



※平成 27(2015)年 9月の国連サミットにおいて、令和 12(2030)年に向けた国際目標である「SDGs」(持続可能な開発のための 2030 アジェンダ)が採択されました。

3 全体目標と杉並区環境基本計画の体系



主な取組

主に関連するSDGsの目標

- 再生可能エネルギー等導入助成 ●電気自動車用充電設備導入助成
- 区所有の遊休地等を活用した再生可能エネルギー発電事業の調査・研究等 ●区立学校等への太陽光発電機器・蓄電池設置
- すぎなみエコチャレンジ事業の創設 ●集合住宅等におけるLED照明機器切替支援 ●区施設における省エネ・環境対策の推進
- 断熱改修等省エネルギー対策助成



- 食品ロスの削減 ●生ごみ処理機助成
- ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進
- ワンウェイプラスチックの削減の取組 ●区施設からのごみの排出抑制
- 事業者に対する適切な排出指導と普及啓発 ●資源化事業の推進
- 粗大ごみ・不燃ごみの資源化の推進 ●集団回収の支援
- みどりのリサイクルの推進 ●拡大生産者責任の徹底に関する要請
- 製品プラスチックを含む「プラスチック」の分別回収に向けた調査・検討



- 樹木、樹林地の保全 ●農地の保全・活用 ●都市型農業の支援と保全
- 緑化指導の充実 ●身近なみどりのネットワークづくり
- 民有地の緑化推進 ●みどりの基金の積立、運用
- 雨水浸透施設の設置促進 ●援農ボランティアの支援
- 農業体験の充実 ●みどりのボランティア活動の支援と推進
- 区立施設の緑化推進 ●公園の整備 ●生き物生息場所の保全
- 水辺環境の整備 ●自然環境調査等の実施 ●自然観察会などの開催



- 環境美化活動の推進 ●管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導
- 路上喫煙マナー啓発活動実施 ●適正な分別ルールに関する周知・啓発
- ごみ・資源の排出指導 ●ごみ集積所の環境美化 ●放置自転車対策の推進
- 景観まちづくりの推進 ●屋敷林等の保全の推進 ●大気汚染被害対策の実施
- 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策
- アスベスト（石綿）の適正処理の指導 ●土壌汚染防止の指導等
- 定期河川水質調査の実施 ●騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導
- カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実 ●外来鳥獣等の防除



- 学校と連携した環境学習の推進 ●区立小学校全校での環境学習の推進
- 小中学生環境サミットに向けた支援 ●多世代向け環境学習
- 自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習
- 森林環境譲与税の活用



関連するSDGsのゴール



近年、気候変動を背景として、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の自然災害により甚大な被害が生じています。また、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を生じる可能性が高まり、区としても生物にとって生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題にこれまで以上に取り組む必要があります。

そのため、国等の動向や民間事業者による技術革新を踏まえて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する取組の一層の推進を図るとともに、遊休区有地等を活用した再生可能エネルギー発電事業の実施に向けた調査・研究や、省エネ行動を後押しする取組として新たに「すぎなみエコチャレンジ事業」などを展開します。これらをはじめとした環境施策の推進を通じて、区として2050年ゼロカーボンシティを目指し、まずは令和12(2030)年度温室効果ガス排出量を、平成12(2000)年度比で50%削減するカーボンハーフを目標に設定します。

1 地球温暖化防止を図る「緩和」の取組

温室効果ガスの削減を図るため、これまで取り組んできた低炭素化推進機器等の導入助成等による太陽光発電等再生可能エネルギーの活用促進やエネルギー対策を一層推進します。

また、区内最大の事業所である区役所本庁舎等をはじめとした区施設への再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー対策を推進するとともに、庁有車を電気自動車等へ順次切り替えていきます。

そのほか、家庭等における省エネ行動を促す「すぎなみエコチャレンジ」や集合住宅共用部、事業所におけるLED照明器具の切替支援を新たに実施するなど、省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

2 気候変動に適応した取組

窓や扉の断熱や高日射反射率塗装[※]など住宅の断熱改修に必要な経費の一部について助成を行い、温室効果ガス排出量の削減のほか省エネルギーの推進に取り組みます。

また、近年多発する集中豪雨や大型化する台風による水害に備え、個人住宅を対象と

した雨水浸透施設の設置助成など、雨水の下水道への流出を抑制するための取組を推進します。また、水害による被害拡大防止対策として、地域防災計画(風水害編)やハザードマップの一層の周知を図るとともに、道路・公園などの公共施設の雨水流出抑制対策に引き続き取り組んでいきます。

さらに、公園の樹木調査を実施し、計画的な剪定等により風水害を最小限に抑える取組や、熱中症対策としてポスター、広報等による予防・対処方法の周知、涼み処の設置などの取組も継続していきます。

3 目標に向けた指標の設定

指標名	指標設定の考え方
指標の説明	
● 区内の温室効果ガス排出量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定数値(特別区協議会)	温室効果ガス排出量を削減することが地球温暖化防止につながり、ひいては気候変動のリスクを低減することにもつながるため。
● 区内の二酸化炭素排出量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定数値(特別区協議会)	
● 区内の太陽光発電(設備)導入容量 資源エネルギー庁「固定価格買取制度※における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」	区内において、再生可能エネルギーを創出する手段として、太陽光発電は代表的なものであるため。
● エネルギー消費量 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」算定数値(特別区協議会)	
	エネルギーを節約することは、限りある資源を有効に利用するとともに、二酸化炭素排出量削減に寄与するため。

4 指標の現状と目標値

区内の温室効果ガス排出量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030)年度までに 50% 減らします。

区内の二酸化炭素排出量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030) 年度までに 50% 減らします。

区内の太陽光発電(設備)導入容量を、3.8 万 kW まで増やします。

エネルギー消費量を平成 12(2000)年度比で、令和 12(2030)年度までに 50%減らします。

指 標 名	現状値	基準値	目標値			単位
		平成 12 年度 (2000)	6 年度 (2024)	9 年度 (2027)	12 年度 (2030)	
区内の温室効果 ガス排出量	1,649 (30 年度)	1,696	1,329	1,089	848 (50%)	千 t-CO ₂ eq*
区内の二酸化炭素 排出量	1,511 (30 年度)	1,654	1,237	1,032	827 (50%)	千 t-CO ₂
区内の太陽光発電 (設備)導入容量	2.30 (2 年度)	—	2.85	3.30	3.80	万 kW
エネルギー消費量	16,567 (30 年度)	23,208	14,083	12,841	11,604 (50%)	TJ

◇目標値()内%は、平成 12(2000)年度から見た割合

5 具体的な取組

1-1 再生可能エネルギー等導入助成

環境課

再生可能エネルギーの導入拡大を目指し太陽光発電システム、太陽熱利用機器※、蓄電池の設置にかかる費用の一部を助成します。

1-2 電気自動車用充電設備導入助成

環境課

電気自動車の普及を促すため、電気自動車用充電設備の導入にかかる費用の一部を助成します。

1-3 区所有の遊休地等を活用した再生可能エネルギー発電事業の調査・研究等

環境課

区所有の遊休地等を活用した再生可能エネルギー発電事業の実施に向けた調査・研究等を開始します。

1-4 区立学校等への太陽光発電機器・蓄電池設置

①学校整備課、営繕課、環境課

②環境課、営繕課

③経理課、営繕課

- ① 災害時に避難拠点となる区立小中学校の校舎改築時等に太陽光発電機器・蓄電池の設置を行います。
- ② 区立施設の改築時等に太陽光発電機器・蓄電池の設置を可能な限り推進します。
- ③ 区有施設への新電力の導入については、「杉並区電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した電力調達を推進します。

1-5 すぎなみエコチャレンジ事業の創設

環境課

家庭や事業所における、電気及びガスの使用量について前年度と比較して区で定めた基準以上の削減を行った場合や、国のZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)支援事業を受けた場合に区内共通商品券を支給し、区民等の省エネルギー行動を推進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

1-6 集合住宅等におけるLED照明機器切替支援

環境課

集合住宅共用部及び区内事業所において、LEDなど高効率な照明機器に切り替える際の費用の一部を助成し、家庭や事業者等の省エネルギーを推進します。

1-7 区施設における省エネ・環境対策の推進

①環境課

②経理課

- 1 杉並区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、区役所の温室効果ガス排出量を削減するため、電気やガスの使用等に関する省エネルギーの取組や用紙類などの削減、グリーン購入などに取り組みます。
- 2 また、本庁舎等の電力調達における再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を推進するとともに、庁有車を電気自動車等へ順次切り替えていきます。

1-8 次世代自動車の普及促進、エコドライブの促進

環境課

温室効果ガス削減に寄与する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車[※]等の普及促進を行うとともに、エコドライブ[※]の周知を行います。

1-9 建築物の再エネ・省エネ化の推進

環境課

建築課

都市整備部管理課

再生可能エネルギー等の導入や省エネルギー対策の助成、低炭素建築物や建築物省エネ法の認定、「建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」等を通じて、建築物の再エネ・省エネ化を推進します。また、今後、国等の動向や民間事業者による技術革新等にも注視していきます。

1-10 脱炭素先行地域づくり

環境課

地域脱炭素ロードマップ[※]で示された「脱炭素先行地域[※]」に関して情報収集を行うとともに、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するための計画策定について研究します。

1-11 街路灯の整備

杉並土木事務所

区道の街路灯を環境に配慮した長寿命で効率の高いLED照明への改修を進めます。

I-12 地域交通の利便性向上

都市整備部管理課

MaaS (マース)*等新たな移動サービスの活用などを視野に入れ、誰もが安心して安全に移動できる環境を創出するとともに、地域交通の利便性をより一層高めます。

また、このような交通システムの改善や新規導入を検討する中で、区民に対して環境や健康などに配慮した交通行動を促すため、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」を目指していくモビリティ・マネジメント(MM)*の取組を推進します。

I-13 自転車利用環境の整備

土木管理課

杉並土木事務所

都市整備部管理課

環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、安全な自転車走行空間の整備などを進めるとともに、走行ルール・マナーの徹底を図ります。また、区立自転車駐車場の大型自転車対策を含む規模適正化を図ることや、民営自転車駐車場の整備等の支援、シェアサイクルの活用等、自転車利用環境の向上に取り組みます。

I-14 歩行者空間の確保

土木計画課

平成 28(2016)年 3 月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で優先整備路線に選定した、都市計画道路補助第 132 号線、補助第 221 号線の事業に併せて歩道を整備します。

平成 29(2017)年 11 月に策定した「杉並区無電柱化推進方針」で整備効果の高い路線で歩道のない区道の無電柱化整備を行い、歩行者が安全に歩行できる空間を確保します。

旧水路敷を活用して、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を整備します。

I-15 断熱改修等省エネルギー対策助成

①環境課

②建築課

① 温室効果ガス排出量やエネルギー消費量削減のため、省エネルギー機器や、高日射反射率塗装、窓や扉の断熱、雨水タンクの導入にかかる費用の一部を助成します。

また、環境団体やエネルギー事業者と協働して、個々の家庭のエネルギー消費状況を踏まえ、その家庭の生活スタイルに合った省エネルギー相談を実施します。

② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、対象となる建築物についての省エネ性能を審査し、また性能を満たすよう指導します。

1-16 水害対策の推進

土木計画課

近年多発する集中豪雨や大型化する台風による水害に備え、公共施設に雨水浸透・貯留施設^{*}の設置を進めるとともに、個人住宅を対象とした雨水浸透施設の設置助成や民間施設への協力要請など、雨水の下水道への流出を抑制するための取組を推進します。

1-17 ヒートアイランド対策の推進

みどり公園課

緑化指導や屋上緑化・壁面緑化、区立施設の緑化などにより地表面や建物の自然的被覆地を増やし、ヒートアイランド現象^{*}の緩和を図ります。

コラム 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

温室効果ガスは、熱を逃がさない性質を持っており、地球の周りを囲んで温室のビニールのように地球を暖めています。

その仕組みとしては、まず太陽からのエネルギーで地上が温められます。すると、温められた地上から、熱が放出されるようになります。その熱を今度は二酸化炭素等の温室効果ガスが吸収し、再放射することによって、大気が温められていきます。

温室効果が全く存在しないと想定した場合の地表気温は約-19℃ですが、実際の地表気温は約14℃であるため、約33℃の温室効果が存在すると考えられます。温室効果により温暖な環境が保たれている一方、化石燃料の使用等により二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加すると、温室効果が強まり、地上の気温が上昇します。これが地球温暖化です。



出典：環境省「地球温暖化の現状」COOL CHOICE ウェブサイト
：横島徳太「水蒸気の温室効果」ココが知りたい地球温暖化
(入手先：国立研究開発法人 国立環境研究所ウェブサイト)

基本目標Ⅱ 資源を大切にすまちをつくる

関連するSDGsのゴール



ごみは焼却時に多くの二酸化炭素を排出します。また、プラスチック製品等の原料は、多くを輸入に頼る貴重な資源です。ものを大切に繰り返し使用し、排出を抑制するとともに、適切に分別・資源化することで、ごみの排出量の削減につながります。こうしたことから、ごみ・資源の発生抑制と資源化を図ることは、資源枯渇の防止、地球温暖化対策やごみの最終処分場の延命化につながる重要な取組です。そのため、食品ロスやワンウェイプラスチックの削減に資する取組を区民、事業者等と一体となって推進し、ごみ・資源の発生抑制を図るとともに、従前の小型家電等のリサイクルの継続やプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチックの新たな資源化など、資源循環型社会^{*}の実現に向けた取組を進めます。

1 ごみ・資源の発生抑制の推進

地球温暖化対策にもつながるごみ・資源の発生抑制を推進するために3R^{*}(リデュース、リユース、リサイクル)の中でも優先順位の高い2R(リデュース、リユース)を普及啓発し、食品ロスやワンウェイプラスチックの削減を中心とした、ものを大切に使う・繰り返し使う等について、区民にとって分かりやすく継続して実行できる取組を検討・実施します。さらに、身近なことを通して、区民一人ひとりがごみ減量への意識を高め、ライフスタイルを転換するきっかけとなる取組の検討に着手します。

また、可燃ごみの約34%を占める生ごみの対策が重要なため、生ごみ処理機購入費助成など、これまでに取り組んできた食品ロス削減、生ごみ対策を継続・充実していきます。

2 更なる資源化の推進

ごみの排出量を最小限に留めるためには、「ごみ・資源の発生抑制」を図ることに加え、これまで以上に資源化を推進することが必要です。そのため、更なる資源化の推進に向け、適正分別の周知を徹底するとともに、区民の身近な窓口(地域区民センター等)を活用した拠点回収の充実を図ります。

また、粗大ごみ・不燃ごみ、小型家電製品に含まれる有用金属(金・銅・白金・パラジ

ウム)の資源化は、ごみの減量にも有効な取組であるため、引き続き実施します。

さらに、プラスチック資源循環促進法を踏まえた国や都等の動向を注視し、プラスチックの分別・回収と新たな資源化等の実施に向けた検討に着手します。

3 ごみの排出マナーの向上と良好な集積所環境の確保

ごみや資源の分別意識の向上を図り、一層のごみの減量を進めるため、適正な分別ルールの周知・啓発を推進するとともに、不適正にごみを排出する区民、事業者等への丁寧な指導等を行い、集積所の環境美化に努めます。

また、良好な集積所環境を確保するため、カラスによる集積所への被害を防止する折り畳み式防鳥用ボックスや防鳥用ネットの配布を継続するとともに、小規模集積所(少数世帯向け)への対応を工夫するなど、集積所利用者の実情に配慮した取組を進めます。

4 区民、事業者等との協働

ごみの減量に向けた様々な取組を着実に実行するためには、区、区民、事業者等が同じ目標を共有し、それぞれの立場で各々の強みを最大限に発揮し、一体的に取り組むことが必要です。

町会・自治会などの地域団体が実施する集団回収は、各団体内での適切な分別が良好な資源の確保、地域活動の活性化につながるため、活動が継続できるよう支援策の充実・工夫を図ります。

また、各事業者が実施している自主的な取組(食品用トレイなどの店頭回収等)を推奨する等、区民がリサイクルに参加しやすい体制づくりを推進します。

さらに、区民の活動を支援しながら、落ち葉や剪定枝等を可能な限り資源化するみどりのリサイクルを推進します。

5 多様な媒体を活用した啓発活動の充実

ごみ・資源の発生抑制、資源化の推進等、基本目標である「資源を大切にすまちをつくる」ためには、区民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。そのため、単身世帯や高齢者世帯、情報が伝わりにくい外国人世帯や、関心があっても時間の都合がつきにくい子育て世代等、対象別に効果的に伝わる啓発活動を実施していきます。学校や保育園への出前学習、町会・自治会などでの研修会の充実はもとより、ごみ出しルールに関心が薄いと思われる方々に向けた効果的な啓発活動を検討・実施します。

また、区内の各事業者の中には、環境に配慮した事業活動や取組も見られることから、これらの情報の発信にも積極的に取り組みます。

6 目標に向けた指標の設定

指標名	指標設定の考え方
指標の説明	
● ごみ・資源総排出量指数 令和2(2020)年度の区民一人1日あたりのごみ・資源総排出量を100とした指数	資源を含めたごみの発生抑制を目指し、3Rの中でも優先順位の高い2Rの進捗状況を評価する必要があるため。
● 区民一人1日あたりのごみ排出量 (区が収集している年間の可燃ごみ量+不燃ごみ量+粗大ごみ量)÷人口÷365(366)日	
● 可燃ごみに含まれる生ごみの量 (区が収集している年間の可燃ごみ量)×(可燃ごみに含まれる生ごみの割合※) ※家庭ごみ排出状況調査の結果を使用する	

7 指標の現状と目標値

ごみ・資源総排出量指数を85.0まで減らします。

区民一人1日あたりのごみ排出量を410gまで減らします。

可燃ごみに含まれる生ごみの量を29,900tまで減らします。

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
ごみ・資源総排出量指数	100 (2年度)	94.0	89.5	85.0	—
区民一人1日あたりのごみ排出量	479 (2年度)	451	430	410	g
可燃ごみに含まれる生ごみの量	33,638 (元年度)	32,700	31,300	29,900	t

コラム 「食品ロス」を減らしましょう

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

日本では、年間 522 万トンがこの「食品ロス」となっており、国民 1 人あたり約 113g、お茶碗約 1 杯分のご飯の量に近い量が毎日捨てられていることとなります。（農林水産省：令和 2 年度推計値）

ごみとして排出された「食品ロス」は、運搬や廃棄に多くの費用やエネルギー資源を必要とするばかりでなく、燃やすことで発生する二酸化炭素が、**地球温暖化の原因のひとつ**となっています。環境のためにも「食品ロス」を減らすことが必要です。



どうやったら減らせる？

国は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」の基本理念に、「食品ロス」の削減を明記し、事業系食品ロスの削減に関して、平成 12（2000）年度比で令和 12（2030）年度までに半減させる目標を設定し、賞味期限の見直しや、食べきり運動の推進など様々な取組を行っています。

しかしながら、国内における「食品ロス」の約半数は、家庭から排出されているため、家庭における取組も重要となっています。この家庭での取り組み、実は、ちょっとした工夫で減らすことができます。「3つの **ない**」を合言葉に、始めてみませんか？

① 買いすぎない

買い物に行く前に
冷蔵庫をチェック！



② 作りすぎない

食べきれぬ量だけ
作りましょう！



③ 食べ残さない

食べきれぬ量だけ
とりましょう！



● 杉並区では食品ロス削減の取組の一つとして、フードドライブを実施しています。



集まった食品



フードドライブ提供先の子ども食堂で
食事をする子どもたちの様子

8 具体的な取組

Ⅱ-1 食品ロスの削減

ごみ減量対策課

- ① ごみの排出抑制に向けて食品ロス削減を推進していくため、広報活動や学校での環境学習等により、幅広い世代の多くの対象者に向けた普及啓発活動を行うとともに、食品ロス削減を促進するために区、区民、事業者等が協働して取り組めるような仕組みを構築していきます。
- ② 食品ロス削減に向けた区民及び事業者等の意識向上を図るため、食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店等を「食べのこし0(ゼロ)応援店[※]」として登録し、拡充を図ります。
- ③ 家庭で使いきれない未利用食品を回収するフードドライブの回収拠点(区内12か所)において引き続き各拠点での回収を実施していきます。
- ④ 事業者と協定を締結し、売れ残り間際の食品を安価で消費者に提供するフードシェアリングサービスを導入する店舗の拡充を図っていきます。

Ⅱ-2 生ごみ処理機助成

ごみ減量対策課

可燃ごみの約34%を占める生ごみ(令和3(2021)年度家庭ごみ排出状況調査)の更なる減量を促進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部助成を行います。

Ⅱ-3 ごみの発生抑制に向けた普及啓発の推進

ごみ減量対策課

杉並清掃事務所

ごみ・資源の発生抑制、資源化を一層進めるには、区民一人ひとりの意識の向上が不可欠です。単身世帯や高齢者世帯、情報が伝わりにくい外国人世帯、関心があっても時間の都合がつきにくい子育て世代等、対象別に効果的に伝わる啓発活動を進めていきます。

- ① 清掃情報紙や区公式ホームページ、「ごみ・資源の収集カレンダー」については、内容や構成を見直し、区民、事業者等が身近に取り組めるごみの減量・抑制方法や清掃事業の実施に要する経費等の情報を発信することで、日々の生活の振り返りを促していきます。
- ② 「ごみ・資源の収集カレンダー」の配布やスマートフォン用アプリケーション(なみすけのごみ出し達人(マスター))などを通じた広報活動に加え、町会や自治会のほか、集合住宅の管理組合・商店会等への出張説明会及び不適正なごみ排出者への指導を継続することにより、適正な分別の徹底や排出マナー向上を目指します。
- ③ 集合住宅の所有者や管理人、不動産関連団体等と連携しながら、ごみの排出等に係る普及啓発や情報提供を行い、適切な排出管理を行います。

II-4 ワンウェイプラスチックの削減の取組

環境課

ワンウェイプラスチック等の削減に向け、イベントでの周知や講座・講演等の環境学習等、様々な機会を捉えた普及啓発に取り組みます。

II-5 区施設からのごみの排出抑制

経理課

環境課

区施設内から排出するごみの総量を抑制するため、ごみとなるものの持込み抑制、適切な分別の徹底を職員に周知するとともに、ごみの資源化についても推進します。

II-6 事業者に対する適切な排出指導と普及啓発

ごみ減量対策課

清掃事務所

- 1 住居と店舗等が混在している事業者に対する排出指導を徹底し、家庭ごみと事業系ごみとの分別を明確にして収集します。
- 2 事業者間の負担の公平性を保つため、事業系有料ごみ処理券の貼付について周知徹底を図るとともに、未貼付の事業者に対しては適正な貼付の周知・指導を行います。
- 3 大規模事業者に対する検査・指導を通じて適正分別・排出を推進するとともに、中小規模事業者に対しては家庭ごみの収集に支障をきたすような多量のごみを排出する業者に廃棄物収集運搬許可業者への業者委託を個別に勧奨していきます。

II-7 資源化事業の推進

ごみ減量対策課

小型家電製品に含まれる有用金属(金・銅・白金・パラジウム)を再資源化するため、携帯電話等の小型家電 15 品目の拠点回収を継続し、資源化を推進します。

廃食用油、小型充電式(二次)電池の回収拠点を 5 か所設けていますが、区民の身近な窓口である地域区民センターにも回収拠点を拡充し、限りある資源の有効活用についての取組を加速させます。

II-8 粗大ごみ・不燃ごみの資源化の推進

ごみ減量対策課

回収した粗大ごみ・不燃ごみから有価物を含む製品等を選別し、再資源化事業者に引き渡します。そこで適正に資源化し、社会の形成を図るとともに、ごみ減量にもつなげます。

Ⅱ-9 集団回収の支援

ごみ減量対策課

集団回収は町会・自治会等が自主的に行う活動であり、区民のリサイクルに対する意識を高め、良質な資源の回収につながる取組です。近年、資源が減少傾向にあるなかで、団体構成員の高齢化などに伴い実施団体数、資源回収量ともに減少しているため、今後、実施団体からの相談受付や報奨金の支給を継続するとともに支援物品を工夫するなど実施団体の活動が継続できるよう後押しします。

Ⅱ-10 みどりのリサイクルの推進

みどり公園課

日常のみどりの維持管理から発生する剪定枝はチップに、落ち葉は腐葉土にするなど、可能な限り資源として利用します。落ち葉感謝祭等の機会に普及啓発を進めるとともに、区民のみどりのリサイクル活動を支援しながら、ごみの減量と環境への負荷低減を図ります。さらに住宅や公共施設から発生した落ち葉を引き取り、堆肥化して希望者に配る(仮称)落ち葉バンクの創設を検討します。

Ⅱ-11 拡大生産者責任の徹底に関する要請

ごみ減量対策課

一部の法律等には拡大生産者責任の考え方が制度化されていますが、十分とは言えないため、法整備を含めた対応について全国市長会等を通して国に引き続き要請します。また、リサイクルや処分が容易な製品の製造・販売や廃棄物となった製品をできる限り販売店で回収する仕組み作り等を事業者に要請します。

**Ⅱ-12 製品プラスチック*を含む
「プラスチック」の分別回収に向けた調査・検討**

ごみ減量対策課

プラスチック資源循環促進法を踏まえ、製品プラスチックを含めたプラスチックの分別回収・資源化に向けた調査・検討を行います。

コラム プラスチックに関する問題と取組

プラスチック(以下、「プラ」と呼ぶ。)製品は、加工しやすく丈夫で安価なため、私たちの生活の中で大量に使われ、なくてはならないものとなっています。

一方で、プラは自然界で分解されにくいという特徴があり、不法投棄やポイ捨て、屋外に設置されたプラ製品が劣化して飛散すること等で海へと流れ込み、海洋汚染につながっています。

不要なプラを減らすことは、海洋だけではなく地球全体の環境を守ることとなります。また、原料となる資源の利用量を減らし、プラの生産、流通(消費)、焼却などの過程で発生する二酸化炭素の排出を削減することができ、地球温暖化を防ぐことにもつながる重要な取組です。

1 プラ等資源の大量消費が引き起こす気候変動の要因

(1) プラ製品の生産・流通(消費)・焼却の過程におけるCO₂排出

プラは生産、流通(消費)、焼却などの過程で、資源やエネルギーを使用し、多くのCO₂が排出される等、地球温暖化の要因の一つとなっています。

(2) 海洋プラ問題

プラは、ポイ捨てした物や屋外使用の劣化した物が風雨等により川から海へと流れ込み、紫外線や波力等で直径5mm以下のマイクロプラとなり、それを摂食した海洋生物の食物連鎖、及び、漁網等が海洋生物に絡まること等による海洋の環境や生態系への影響が懸念されています。

(3) 廃プラの輸出や国内の動向

世界中でプラ廃棄物(以下「廃プラ」と呼ぶ。)による海洋汚染が問題となる中、令和元(2019)年に廃プラが、「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の規制対象に追加され、有害な廃プラ等の輸出が困難になったことに加え、中国をはじめとする東南アジアの国々等による廃プラの輸入規制等により、国内のプラくずの輸出量は大幅に減少しました。また、これらを契機として国内では、プラの資源循環を一層促進する重要性の高まり等から、令和4(2022)年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から廃プラの処理までに関わる、あらゆる主体による資源の循環等の取組が促進されるようになりました。

2 杉並区におけるプラスチック対策

杉並区では、容器包装プラの分別収集・資源化に取り組んでいますが、このほかにも本計画において、プラ削減に係る取組を行っていきます。

今後も国等の動向を踏まえ、適宜見直しを行いながら、更なるプラ削減に向けて取組を推進していきます。

基本目標Ⅲ

自然環境が保全され、多様な生き物が生息できる
まちをつくる

関連するSDGsのゴール



みどりや水辺など自然環境の保全・創出については、地球温暖化対策となる二酸化炭素吸収という視点からも、今後重要な取組であり、更なる推進を図ることが求められています。

杉並区の特徴である、みどりや水辺などの豊かな自然環境を区民・事業者等と協力して守り、創り、育てることにより、区民共通の財産として将来世代に引き継いでいきます。また、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラ[※]の取組を進めるとともに、区民ニーズや地域の環境と調和した公園づくりを行うことで、みどりを育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを推進します。

1 みどりの保全への取組

杉並らしい原風景の核となる屋敷林・農地をはじめ、貴重なみどりを区民共通の財産として将来世代へ引き継いでいくため、保護樹木等指定制度の充実を図るとともに、樹林地の所有者への働きかけにより、市民緑地[※]の設置を推進します。

また、屋敷林や農地の所有者と連携・協力し、屋敷林等を公開するイベントを拡充して実施することにより、区民がみどりを身近に感じ触れ合える機会を増やし、みどりを守る大切さについて理解の促進を図ります。

2 みどりの創出への取組

建物の屋上や壁面の緑化に対する助成のほか、災害時に倒壊のおそれがある石塀・ブロック塀等を生けがきや植え込みにする接道部緑化に対する助成など、新たにみどりを創る取組を支援し、みどりのネットワーク化を促進することで、景観の向上を図り、災害にも強いまちづくりを推進します。

3 みどりの質向上への取組(生物多様性の確保等)

みどり豊かなまちづくりを推進するため、みどりの実態調査を実施し、区内のみどりの実態を把握した上で、みどりの基本計画を改定します。また、生物多様性の維持・確保

を図るため、施設整備等における緑化の指針を作成するとともに、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業*を推進することで、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

4 目標に向けた指標の設定

指標名	指標設定の考え方
指標の説明	
<p>● 緑被率</p> <p>みどりの実態調査</p>	みどりの総量を把握するのに多用されており、他自治体との比較が可能となる数値であるため。
<p>● 区民一人当たりの公園面積</p> <p>年度当初の区内公園面積※/人口 ※区内公園面積：区内の都立公園、区立公園・児童遊園の面積</p>	区民一人当たりの公園面積は、都市公園法によって標準面積も示されており、指標としてわかりやすいため。
<p>● みどりの豊かさに満足する区民の割合</p> <p>区民意向調査</p>	みどりの質を把握するためには区民意向を把握することが適しているため。

5 指標の現状と目標値

区の緑被率を 23%まで増やします。

区民一人当たりの公園面積を 2.47 m²/人まで増やします。

みどりの豊かさに満足する区民の割合を 90%まで増やします。

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
緑被率	21.77 (29年度)	22.00	23.00	23.00	%
区民一人当たりの公園面積	2.12 (2年度)	2.26	2.37	2.47	m ² /人
みどりの豊かさに満足する区民の割合	86.8 (2年度)	88.0	89.0	90.0	%

6 具体的な取組

Ⅲ-1 樹木、樹林地への保全

みどり公園課

- ① 区内に残された一定基準以上の良好な樹木、樹林、生けがきを区民共有の財産として保全していくために、所有者の同意を得て保護指定し、維持管理に要する経費の一部を助成します。
- ② 区内の巨樹や景観木[※]など貴重な樹木の所有者と区が協定を結び、区民共有の財産として、貴重木保全の必要経費の一部を助成します。
- ③ 減少しつつある樹林地を区が借り受け、その場所を公開しながら保全し、契約期間中は区が所有者に代わり管理します。
- ④ 景観に優れた貴重な一定規模以上の緑地については、区民共有の財産として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。

Ⅲ-2 農地の保全・活用

みどり公園課

産業振興センター

農地の生産緑地地区指定を進めるとともに、都市農地貸借法など新たな農地制度等を活用して生産緑地を保全します。また、生産緑地の買取りの申出については、可能な限り公園・緑地等への転用を検討していきます。さらに、杉並区緑地保全方針に基づいたボランティア組織(みどりの支援隊)の活動支援を通じて農地をみどりの公共財として捉え保全を支えています。

Ⅲ-3 都市型農業の支援と保全

産業振興センター

意欲的に農業経営に取り組む農業者への活動助成や区内産農産物の地産地消の推進、防災機能を発揮する防災兼用農業用井戸の整備などにより、都市における農業従事者を支援します。また、農業者自らが農業指導を行う農業体験農園[※]への助成や成田西ふれあい農業公園[※]の運営を通じて、「農」とのふれあいの場の創出を図るとともに、農福連携農園[※]では、農業と福祉が連携して障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、若者等の就労支援のほか、区民・地域との連携した取組を行い都市農地が持つ多面的な機能を広く発信し、区民にやすらぎを与える都市農地の保全を図ります。

Ⅲ-4 緑化指導の充実

みどり公園課

敷地面積にかかわらず、建築行為を行うときは、みどりの条例の緑化基準に従い緑化計画の指導をします。また、既存樹木の保全については優遇措置があるため、幅広くPRしていき大きな樹木の保護に努めます。

III-5 身近なみどりのネットワークづくり

みどり公園課

拠点となる大規模な公園等のみどりを河川や幹線道路等のみどりでつなぐ「骨格となるみどりのベルト」のほか、暮らしの中にある屋敷林や農地、学校のみどりを接道部のみどり等でつないでいく「身近なみどりのベルト」づくりを進めていきます。身近なみどりのベルトは、歩行者等が見てみどりの豊かさを実感することでみどりの質の向上にも寄与するよう、路線型に見えるみどりのベルトづくりを進め、みどりのネットワークづくりを強化します。

III-6 民有地の緑化推進

みどり公園課

接道部の緑化を集中的に推進するための接道部緑化助成や、建物の屋上や壁を緑で覆うための屋上・壁面緑化助成を継続し、建物等の防火や通学路や避難路の安全性を高めるとともに、まとまったみどりのある潤い豊かなまちなみをつくります。

III-7 みどりの基金の積立、運用

みどり公園課

みどりの保全及び区を代表する公園等の整備などの事業の経費に充てるため、基金の積立、運用を行います。

III-8 雨水浸透施設の設置促進

土木計画課

区道等の透水性舗装や公共施設への雨水浸透施設の設置を進めるとともに、民間施設に対して施設設置の指導や助成を行うことにより、治水対策と併せて、地下水の涵養^{かんよう}と湧水の回復を図り、都市化によって失われつつある水環境を保全します。

III-9 水とみどりに親しめる場の維持整備

みどり公園課

区民が水とみどりに親しめるよう、池や流れなどの親水施設を維持整備します。

III-10 区民農園の運営

産業振興センター

区民農園として緑地を保全するとともに、区民が自然にふれあい、農作業を通じて農業への親しみや収穫の喜びが感じられる取組を行います。

Ⅲ-1 1 援農ボランティアの支援

産業振興センター

高齢等の理由から耕作が困難又は不十分となった農業者に対し、農業が継続できるよう、耕作意欲のある援農ボランティア等の活用を支援していきます。また、成田西ふれあい農業公園や農福連携農園における公募ボランティアを対象に専門家による講習会等を実施し、農作業やイベント補助など農園運営を通じて、新たな農業の担い手の育成につなげていきます。

Ⅲ-1 2 農業体験の充実

産業振興センター

広く都市農業の役割や魅力を理解いただくため、農地の見学や野菜等の収穫体験、農家との交流等を実施し、地域に根ざした農業と農地の保全につなげます。また、区民の農業体験の場を拡大するため、農家自らが農業指導を行う農業体験農園の開設・運営等に関する費用の助成を行います。

Ⅲ-1 3 みどりのボランティア活動[※]の支援と推進

みどり公園課

緑化活動や緑の維持活動に継続して取り組むみどりのボランティア活動の輪を広げるため、登録者の募集や活動内容の紹介を記事にした情報紙の発行などを行います。

Ⅲ-1 4 緑化、自然環境の知識の普及・啓発

みどり公園課

みどりに関する知識の普及啓発をより一層充実させるため、「みどりの新聞」の発行や小学校の5年生向け緑化副読本の配布、みどりのイベント、落ち葉感謝祭、みどりの講座を実施します。

Ⅲ-1 5 みどりの相談所[※]等緑化相談の充実

みどり公園課

塚山公園のみどりの相談所では、みどりの育て方などの問い合わせに答えていくための専門相談員を配置するとともに、緑化関係の専門書をそろえた図書機能を有するスペースを確保します。

III-16 区立施設の緑化推進

みどり公園課

区立施設を緑化することでみどりがネットワーク化されたまちなみづくりを推進していきます。

III-17 道路・河川緑化の推進

土木計画課

平成28(2016)年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」で優先整備路線に選定した、都市計画道路補助第132号線、補助第221号線の事業に併せて整備した歩道を緑化していきます。また、東京都の河川改修事業の整備と連携し緑化を進めていきます。

III-18 公園の整備

みどり公園課

グリーンインフラの考えを生かして公園の整備を進めます。

- 敷地面積が2,500㎡以上あり、オープンスペースとなる広場や遊具、球戯場などの公園施設のほか、樹林など一定のみどりが確保できる「核となる公園」を整備していくため、下高井戸おおぞら公園(東側エリア)や(仮称)杉並第八小学校跡地公園の整備、馬橋公園の拡張整備を進めます。
- みどりに囲まれたスポーツ・レクリエーションの場の確保やみどりの拠点として、都立高井戸公園や都立和田堀公園の整備を東京都と連携して推進します。
- 敷地面積2,500㎡未満の比較的隣近住民が利用しやすい身近な公園を整備し、区民が憩い、触れ合うことができる水とみどりのネットワークづくりを進めます。

III-19 多世代が利用できる公園づくり

みどり公園課

都市公園・児童遊園・遊び場の配置状況から公園施設の機能を見直すことで、区民ニーズと時代の変化に対応した多世代が利用できる公園づくりを進めます。

III-20 生物多様性に配慮した公園づくり

みどり公園課

生物多様性に配慮した緑化指針をつくることによって、公園への新たな植栽には、既存在来植物の活用を図っていきます。

Ⅲ-2 1 生き物生息場所の保全

みどり公園課

杉並区の貴重な植生を保護するとともに、水辺や雑木林等を活用して様々な生き物が生息できる場の保全を図ります。あわせて環境教育の場となるような普及啓発のための生き物生息場所の整備を進めます。

Ⅲ-2 2 水辺環境の整備

土木計画課

生物多様性の観点から、善福寺川において、水鳥をはじめとした多様な動植物が持続的に生息・生育・繁殖できるよう、区民と共に水辺環境の再生・創出に取り組みます。

Ⅲ-2 3 自然環境調査等の実施

①環境課

②みどり公園課

③土木計画課

- ① 杉並の自然環境及び河川生物の実態について、区民参加のもと動植物等の生息状況等を把握し、結果を公表します。
- ② 区内の緑被の状況等、みどりの実態を把握する調査を実施します。
- ③ 善福寺川で見られる鳥の生息状況を把握するため区民参加による水鳥一斉調査を実施します。

Ⅲ-2 4 自然観察会などの開催

環境課

生物多様性の普及啓発の促進のため、公園等で動植物等の生態の観察を行い、生き物の存在を身近に感じ、自然環境に対する意識や理解の場となるよう、自然観察会等を開催します。



みどりのボランティア杉並による
花壇の植え付けの様子



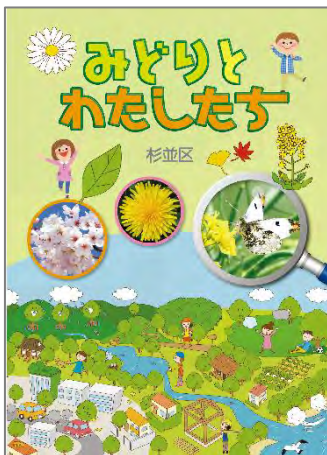
夏の観察会の様子

コラム 自然観察会

公園等で動植物等の生態の観察を行い、生き物の存在を身近に感じ、自然環境に対する意識や理解の場となるよう、夜の生きもの観察、野鳥観察、昆虫観察、樹木観察などの自然観察会等を開催しています。

観察会では、それぞれ専門の先生からお話を伺って、身近な公園等にたくさんの動植物等がいることを知り、自然や生きものを守っていく大切さを学んでいます。

また、概ね5年ごとに昭和57年から調査している河川生物調査、及び昭和60年から自然環境調査を継続的に実施しており、これらは自然環境の学習等に活用しています。令和4年度からは第8次自然環境調査に着手する等、自然環境の把握・保全に努めていきます。



緑化副読本
「みどりとわたしたち」



杉並区自然環境調査報告書
(第7次) 概要版



すぎなみの川と生き物
(概要版)

コラム 特定外来生物について

アライグマは、昔のアニメーションの可愛い動物を想像される方もいますが、国指定の特定外来生物です。可愛い見た目とは違って凶暴で、ペットの犬を襲ったり、人間に噛みついたり引っかけたりします。雑食で庭にある果物をアライグマにすべて食べられてしまったといった生活環境への被害のご相談も区民の方から寄せられています。

また、アライグマに風貌が似た外来生物であるハクビシンも区内で多く目撃されています。屋根裏から子犬が動いていると思うほどの大きな足音がして眠れない。エアコンの室外機の周辺に糞が多数落ちていて衛生面が心配だ、といったご相談が区には年間数十件と入ります。

見た目が可愛い動物であっても、区民の皆様の生活環境を脅かす外来生物と共存していくことは日本古来の自然生態系を壊すことにもなりかねないため、避けなければなりません。

区では、アライグマやハクビシンを捕獲するための箱わなを貸し出す事業を行っています。お困りの場合は、是非、杉並区有害鳥獣等相談 110 番にご相談ください。



アライグマとはこんな動物

頭から尻尾の付け根までは40cm～60cm、尾の長さは20cm～40cmで、ネコよりも二回りほど大きな動物です。



顔には、鼻から眉間にかけて黒い線があり、目の周りに黒い帯があります。ヒゲは白色です。



全体的には褐色です。印象としては、タヌキの足元は黒く見えますが、アライグマの足元は白っぽく見えます。尻尾はこん棒状で太く見え、5～7本程度の黒い縞があります。



イヌやネコと違い、前足・後足ともに5本の長い指があります。手先はとても器用です。爪は短くて、湾曲しません。

出典：環境省「特定外来生物 アライグマ」

基本目標Ⅳ 区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる

関連するSDGsのゴール



環境施策において、生活環境の保全や公害対策は、区民生活を支える良好な住環境を維持するうえで、普遍的な取組です。

たばこのポイ捨てやごみの不適正排出等を防止し、快適に暮らせる良好な生活環境の確保に向け、区民や事業者等への啓発活動や指導、環境美化活動の支援等の取組を推進します。

また、区内では、多くの大気汚染物質が環境基準を満たしていますが、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは都内では環境基準を満たしていないことから、発生時の区民への注意喚起と原因物質の削減に向けた対策に取り組んでいきます。

また、令和3(2021)年4月に大気汚染防止法が改正され、アスベスト対策として解体工事や改修工事に対する規制が、より強化されたことから、今後、法改正の内容周知や事業者への相談対応、調査・指導の更なる強化を図っていきます。

1 美しく清潔なまちへの取組

たばこやごみのポイ捨ての防止、放置自転車の撤去、ごみの適正排出など、美しく清潔なまちをつくり、誰もが快適に暮らせる良好な生活環境の確保につなげていくためには、区民のマナーの向上等が不可欠です。

マナーの向上等を図る取組として、区民、事業者等への啓発活動・指導を丁寧に行うとともに、区民、事業者、地域団体等の自主的な環境美化活動等を支援していきます。

また、管理が適切に行われていない空地等は問題が複雑化することもあり、関係機関との連携をより密に行い、課題解決に向けた助言・指導を丁寧に行うなど、区民等が安心して生活できる環境を維持する取組を進めます。

良好な住環境を維持していくうえで、景観に配慮したまちづくりは不可欠です。景観計画に基づき、河川やみどり、歴史や文化など各地域が持つ特性を生かした景観づくりに取り組むとともに、みどりの施策等と連携しながら良好な景観を継承していきます。

2 環境汚染リスクの管理(公害対策への取組)

自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組については、自動車交通に起因する環境負荷の軽減、また、地球温暖化対策として、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車

(PHV)等の一層の利用促進を進めるとともに、MaaS(マース)等新たな移動サービスの活用等を視野に入れ、地域交通の利便性を高めます。併せて、環境負荷の少ない自転車利用を促進するため、自転車走行空間の整備や民営自転車駐車場の整備の支援、シェアサイクルの活用等を進めていきます。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、地球温暖化の影響もあり、夏場においては区内でも光化学スモッグ注意報発令基準値を上回ることがあることから、原因となるVOC(揮発性有機化合物)の発生抑制に向け、区民への情報提供や事業者への啓発を行うとともに、継続的な観測を行っていきます。

アスベスト対策については、法改正により規制が強化されたため、建築物等の解体等工事現場への立入調査を強化し、事業者へアスベスト飛散防止対策の周知徹底を図ります。

化学物質等の適正管理については、区民の健康に悪影響を与えるおそれのある有害化学物質を減らすため、区内のガソリンスタンドやクリーニング店等、事業所の報告を求め、適正管理化学物質の排出状況を把握し、必要に応じ、より安全な化学物質への転換や排出削減の指導等を行うとともに、区民へ有害化学物質の取扱方法等の情報提供を適宜行います。

また、区内を流れる神田川、善福寺川、妙正寺川の3河川や池の水質測定を継続し、水質汚濁の状況把握に取り組みます。

建物の解体や建築工事に伴う騒音・振動に関する相談については、近年増加傾向にあり、対象事業者に対し法令や条例などに基づいた規制・指導を行うとともに、区民等には近隣騒音防止に関する啓発等を行っていきます。

3 目標に向けた指標の設定

指標名	指標設定の考え方
● まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合 区民意向調査	毎年度調査を実施し、経年変化を把握できるため。
● 道路交通騒音環境基準達成率 区内測定ポイントにおける昼間の測定値	騒音に関する相談件数が最も多く、また、発生の一因である道路交通騒音について、区内で複数の測定ポイントがあるため。
● 適正管理化学物質の環境への排出量 対象事業者から提出された報告書による	取扱事業者に対し、より安全な化学物質への転換や排出削減の指導を行っており、報告書により排出量の把握が可能であるため。
● 光化学スモッグ注意報発令回数 東京都が発令し、発令基準は、オキシダント濃度0.12ppm以上(1時間値)	健康への影響があること、また大気汚染の一種であることから、指標として適切であるため。

4 指標の現状と目標値

まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合を 90%まで増やします。

道路交通騒音の環境基準達成率を 100%にします。

適正管理化学物質の環境への排出量を年間 5,000kg まで減らします。

光化学スモッグの注意報発令回数、0回を達成します。

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合	80.5 (2年度)	84.0	87.0	90.0	%
道路交通騒音環境基準達成率	83.3 (2年度)	100	100	100	%
適正管理化学物質の環境への排出量	5,574 (2年度)	5,500	5,300	5,000	kg/年
光化学スモッグ注意報発令回数	5 (2年度)	0	0	0	回

5 具体的な取組

IV-1 環境美化活動の推進

環境課

杉並区を清潔で快適なまちにするため、区内事業者、町会・自治会などの地域の清掃活動を支援します。

IV-2 管理不適正な空地等の課題解決に向けた助言・指導

環境課

雑草が繁茂した空地等の所有者に対し、文書などで適切な管理の助言・指導等を行うとともに、適正管理に向けて、より有効な方策を検討するなど、区民が安心して快適に暮らせる生活環境を維持します。

IV-3 路上喫煙マナー啓発活動実施

環境課

区民が安全で快適に暮らすことができる地域社会を創造していくため、路上禁煙地区※内での路上喫煙行為に対する過料徴収や、区内全域での歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て行為に対して、継続的かつ効果的な指導・啓発活動を通じて、喫煙マナーの徹底を図ります。

IV-4 適正な分別ルールに関する周知・啓発

杉並清掃事務所

ごみや資源の分別意識の向上を図り、一層のごみの減量を進めるため、適正な分別ルールの周知・啓発を推進します。

IV-5 ごみ・資源の排出指導

杉並清掃事務所

- ① 不適正にごみを排出する区民、事業者等への丁寧な指導を行い、排出マナーの向上を図ります。
- ② 区の収集を利用している事業者に対し、事業者間の負担の公平性が保たれるよう、事業系有料ごみ処理券の貼付徹底に向けた周知や指導を行っていきます。

IV-6 ごみ集積所の環境美化

杉並清掃事務所

良好な集積所環境を確保するため、カラスによる集積所への被害を防止する折り畳み式防鳥用ボックスや防鳥用ネットの配布を継続します。

IV-7 放置自転車対策の推進

土木管理課

駅周辺の放置自転車をなくし、公共空間の適正利用と美化を確保するとともに、駅前の通行を円滑に保つことで、特に高齢者や車椅子利用者の安全、安心を確保します。

IV-8 まちに調和した屋外広告物設置の啓発と取締りの実施

土木管理課

杉並土木事務所

都市整備部管理課

屋外広告物をまちに調和した美しいものにするよう啓発するとともに、違反広告物の撤去を引き続き行い、景観に配慮した美しいまちをつくります。

IV-9 景観まちづくりの推進

①都市整備部管理課

②みどり公園課

- 1 景観計画に基づき、建築物の届出や事前協議を通じて、景観に配慮したまちなみを将来にわたり継承し創出していきます。
- 2 区民の景観に対する意識を高め、良好な景観づくりに取り組む風土を醸成します。

IV-10 公共施設による景観整備

都市整備部管理課

公共建築物、公園、道路、河川等の公共施設の整備にあたっては、地域の良好な景観づくりに関し先導的な役割を担うよう、杉並区公共施設景観形成指針に則した整備を行います。

IV-11 歴史的建造物を活用したまちづくり

みどり公園課

国の史跡として指定された歴史的建造物である荻外荘^{*}を適切に保存するとともに、史跡公園として整備することでその価値を杉並区内外に広く伝えていきます。さらに周辺の大田黒公園^{*}や角川庭園^{*}との連携や回遊性を意識し、荻窪の歴史や原風景に触れることができる荻窪駅周辺のまちづくりに展開していきます。

IV-12 屋敷林等の保全の推進

みどり公園課

杉並らしい原風景の核となる屋敷林・農地などの貴重なみどりを、区民共通の財産として後世に残していくため、「杉並区緑地保全方針」に基づき民有地のみどりを保全していきます。本方針で選定した「杉並らしいみどりの保全地区」をはじめ、区内に点在する屋敷林・農地について、地域特性を生かした魅力あるまちなみの保全に努めます。

IV-13 自動車交通量調査、大気汚染常時測定調査、
自動車走行騒音振動測定調査の実施

環境課

交通量の多い幹線道路の交通量調査を環状7号線、青梅街道等4地点で、窒素酸化物、浮遊粒子状物質^{*}などの大気汚染常時測定調査を行い、環境基準を満たしていない地点を把握します。また、区内幹線道路の自動車騒音及び振動を測定し、調査結果をホームページ、環境白書で公表するとともに、道路管理者である国や東京都に提供し、道路改修などの環境改善対策を要請します。

IV-14 大気汚染被害対策の実施

保健予防課

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく健康被害予防事業として、乳幼児のアレルギー相談や講演会を開催します。また気管支ぜん息等を対象とする医療費助成を実施し、区民の健康障害の救済を図ります。

IV-15 光化学スモッグ発生連絡体制の整備と被害発生時の対策

保健予防課

環境課

区民に対して、光化学スモッグ発生時の被害予防方法の周知を図ります。また、注意報等が発令された場合には、情報を速やかに区民等へ周知し、健康被害を防止します。さらに、被害発生時には、被害状況に応じて健康危機管理保健所対策本部を設置し、施設管理者等と協力して健康被害の軽減を図ります。

IV-16 児童生徒の健康管理の充実

学務課

児童生徒の健康管理として、快適で安全な学校生活を送り、健やかに成長するため、定期健康診断の実施により、呼吸器系疾患の早期発見に努めるとともに、校舎内の水質検査や空気中の化学物質濃度検査を継続実施します。

また、ぜん息等については、アレルギー対策の推進の一環として、アレルギー疾患等がある児童生徒の健康管理を適切に行い学校生活を送ることができるように、養護教諭を中心に各学校において学校生活管理指導表に基づき校内での相談体制の充実を継続します。

IV-17 大気汚染防止に向けた区施設での取組の推進

営繕課

区立施設において、環境負荷の低減を考慮したボイラーや冷温水発生機、ガスヒートポンプエアコンなどの低NO_x型の熱源機器を設置し、環境負荷低減に努めます。更に適切な点検を行い、低NO_x性能を維持し、大気汚染原因物質の発生を防止します。

IV-18 有害化学物質の取扱いに関する指導

環境課

毎年、対象事業者に対し、適正管理化学物質の使用量等の報告を求め、より安全な化学物質への転換や環境への排出量の削減等を促していきます。

有害化学物質の取り扱い方法、使用や廃棄に伴い有害化学物質が排出されるおそれのある商品等の情報を収集し、区民、事業者等に提供します。

光化学オキシダントの要因ともなるVOCなどの化学物質使用量抑制に向け、届出義務のない中・小事業者に対して、使用する化学物質の環境への排出削減を促していきます。

IV-19 区施設及び民間建築物からの有害化学物質の排除

①営繕課

②建築課

- ① 区施設の新築、改修工事時には有害化学物質を含有する建材等は使用しません。また、有機溶剤を含まない水性塗料等を使用します。さらに、完成時には揮発性有機化合物濃度を測定し、利用者の健康に配慮します。
- ② 区施設・民間建築物について、シックハウス対策として建築確認申請時に審査し、完了検査時に確認することで、有害化学物質を含まない建材を使用した安心・安全な建物の建築を促していきます。

IV-20 アスベスト(石綿)の適正処理の指導

環境課

大気汚染防止法改正に伴い、建物等の解体前に、吹付け石綿や石綿を含む建材が使用されているか事前調査することが義務付けられました。石綿の飛散を防ぐため、解体業者等へ事前調査の周知を徹底するとともに、建材に石綿が含まれる場合には、飛散防止対策を講じて解体等するよう指導します。

IV-21 ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施

環境課

大気に関するダイオキシン調査は、井草森公園、大宮前体育館等で、河川に関する調査は、宮下橋(神田川)、佃橋(神田川、玉川上水放流口)等で実施します。これらの調査を通じて、ダイオキシン類などの有害物質が、区民の健康に与える影響がないことを確認するとともに、環境基準を超える場合等には、周辺区や東京都と連携して、適切な措置を講じていきます。

IV-22 土壌汚染防止の指導等

①環境課

②産業振興センター

- ① 都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に、土壌汚染調査の実施を指導するとともに、状況に応じ現場にて対策の履行状況を確認します。
- ② 減農薬・減化学肥料に努め、土壌を汚染することのないよう農家への啓発を行い、区民に安心安全な農作物を提供します。

IV-23 生活排水等による水質汚濁防止の啓発

環境課

ごみ減量対策課

台所の生ごみや廃天ぷら油、薬品類を排水溝に捨てないようにする等、正しいごみの排出方法と併せて広報紙や区公式ホームページ等を通じて、区民、事業者等に対して、水質汚濁を防止するための啓発を行います。廃食用油については、回収拠点を拡充し、資源化を図ります。

IV-24 定期河川水質調査の実施

環境課

河川の汚染状況を示す生物化学的酸素要求量(BOD)や窒素、りん等の濃度を調査し、水質確保や親水護岸などの河川整備の基礎資料として活用します。調査は神田川(宮下橋、乙女橋)、善福寺川(井荻橋、堀之内橋)、妙正寺川(松下橋)の5地点で、年4回行います。

IV-25 合流式下水道改善の推進

土木計画課

降雨時に下水道から河川への放流を減少させる貯留施設の早期整備に向けて、事業主体である東京都との連携を強化します。

IV-26 水質汚濁防止のための区施設における取組の推進

学務課

学校整備課

経理課

営繕課

区役所や学校などの区施設から生ごみや廃天ぷら油、薬品類が排水に混入しないよう、グリストラップ[※]等の定期清掃を計画的に実施するとともに、清掃で使用する洗剤は、環境へ配慮した製品とすることや使用量の適正化等により、水質汚濁を防止します。

IV-27 騒音や振動、悪臭防止の啓発と指導

環境課

騒音規制法等の規定に基づき、事業所や建設作業から発生する騒音や振動については、実態を正確に調査した上で、指導を行います。また近年、増加傾向にある生活騒音や悪臭の防止についても、近隣への配慮や防止対策を記載した啓発冊子や広報紙等により啓発活動を行うとともに、問題が生じた場合には、調査を行った上で適切な指導を行います。

IV-28 地下水の揚水規制の強化等

環境課

都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づき、地下水の適正な利用と一定の揚水規制を行うことにより、地下水の保全や地盤沈下等の被害を防いでいきます。

IV-29 公害発生防止など環境への対応を図る中小企業に対する支援

産業振興センター

区内中小企業に対し、公害の発生の防止など、環境への対応を図るために必要な運転資金・設備資金の融資あっせんを行います。

IV-30 放射能情報の収集と提供

環境課

生活衛生課

保健予防課

放射能の最新情報を国などから収集し、適宜、モニタリング検査・測定を行い、広報紙や区公式ホームページ等で区民に情報を提供します。

IV-3 1 動物の適正飼養に関する啓発

生活衛生課

公衆衛生や環境美化の推進のため、動物の適正飼養に関する普及啓発を行います。また、動物愛護について理解を深め、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて、人と動物が共生できる環境をつくります。

IV-3 2 カラス・ねずみ・蜂類の駆除及び相談業務の充実

環境課

衛生害虫等に関する課題を解決し、区民が安心して快適に暮らすことができるよう、カラスやスズメバチの巣の迅速な撤去や家屋に侵入するねずみへの対処方法に関する助言を行います。

IV-3 3 外来鳥獣等の防除

環境課

生態系等に被害を及ぼすおそれがあるアライグマやハクビシンなどの外来鳥獣等については、捕獲用の檻の貸出しを行うなど、必要に応じて計画的防除を実施します。

コラム 日常生活でできるVOC(揮発性有機化合物)対策

区内では毎年光化学スモッグが発生しています。光化学スモッグは、大気中に排出された一部の化学物質が太陽光(紫外線)と反応し生成した光化学オキシダントが原因で発生しますが、光化学オキシダント生成原因の一つにVOC(揮発性有機化合物)があります。

都内で1年間に排出されるVOCのうち、約2割が一般家庭や事業所から排出されています(2015年度)。工場や事業場から排出されるVOCは法令による規制や事業者による自主的な取組による削減が行われていますが、一般家庭や事業所は法規制対象外となっており、自主的な削減への取組が必要です。

日常生活でVOCが使われている製品には、スプレー、塗料、接着剤等があります。VOC飛散量の少ない低VOC製品を選びましょう。

● 低VOC製品の選び方

- 1 スプレー製品
霧吹き式・ポンプ式の製品、ムースタイプ・圧縮ガスを使用した製品
 - 2 塗料
低VOC塗料、非トルエン・キシレン塗料、水性等の表示がある製品
 - 3 接着剤
水性、4VOC基準適合の記載がある製品
- ※ VOCを含む製品でも、噴出回数や噴出量を減らす等、使い方を工夫することでVOCの排出量を減らすことができます。

(参考：身近な低VOC製品の選び方ガイドブック 発行：東京都環境局)

基本目標Ⅴ

誰もが環境問題や自然との共生について学び、
一人ひとりが行動できるまちをつくる

関連するSDGsのゴール



区民一人ひとりの環境に配慮した取組がライフスタイルの一部として浸透し、自然との共生に向けた行動につながるよう、あらゆる世代において、誰もが意欲的に学ぶことができる環境学習の充実を図っていきます。

また、区、区民、事業者等様々な主体が相互に役割分担しつつ、協働して環境学習を実施していく仕組みづくりを進めます。

1 環境教育、環境学習の取組

近年、世界的に、気候変動・地球温暖化、海洋プラスチック問題等、環境問題への対応が喫緊の課題となっています。大量の温室効果ガスの発生源である首都圏に暮らす私たちにとっても他人事ではなく、こうした問題の解決に向けては、区、事業者等、そして区民一人ひとりのこれからの行動が重要です。

今後、区民、事業者等に地球温暖化に対する取組が広く浸透し、普段の暮らしに取り入れられていくためには、環境学習は欠かせません。

杉並区は、2050年ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。この目標を達成し、環境に対する意識の醸成と環境に配慮した行動ができる地域社会の実現に向けて、幅広い年代の区民を対象とした環境学習の充実を図ります。

2 環境活動の協働の取組

区民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境に優しい生活への自発的な行動変容につなげていくとともに、区内各地域での環境活動の活性化に向け、区、区民、事業者等が一体となって目標と情報を共有していくことが重要です。

そのため、環境教育・環境学習については、区が主体となるだけでなく、学校や地域などの様々な主体が相互に役割を分担して、協働して実施していく仕組みづくりが必要です。そして、地域の課題や環境対策に取り組んでいける地域の担い手が継続して養成されることで、環境対策だけでなく、防災対策等、他の観点からの幅広い視点による環境教育・環境学習を実施できるよう支援していきます。

3 目標に向けた指標の設定

指標名	指標設定の考え方
指標の説明	
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した取組を行っている区民の割合 	毎年度の調査を通じて、区民の行動変容の実態を把握できるため。
区民意向調査	

4 指標の現状と目標値

環境に配慮した取組を行っている区民の割合を100%にします。

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	87.5 (2年度)	92.0	96.5	100	%



5 具体的な取組

V-1 学校と連携した環境学習の推進

環境課

区内学校等が実施する環境学習に関し、環境分野に精通するコーディネーターやサポーターが有する豊富なノウハウを生かした学校支援を行い、各校の特色ある環境への取組を支援します。

V-2 区立小学校全校での環境学習の推進

杉並清掃事務所

区立小学校全校を対象に効果的な環境学習を実施することにより、子どもの頃からごみの減量やリサイクルの必要性に関心を持てるよう働きかけを行います。また、この働きかけにより環境意識の変化が子どもから家族へも波及するような仕組みを検討し、取組を進めます。

V-3 小中学生環境サミットに向けた支援

環境課

小中学生を対象に、環境問題への理解を深め、環境問題を自らの問題としてとらえ、問題解決に向けた実践行動を養うことを目的として「小中学生環境サミット」を開催します。

V-4 多世代向け環境学習

環境課

ごみ減量対策課

杉並清掃事務所

あらゆる世代や単身世帯、外国人などの様々な世帯に適した環境学習を実施することにより、区民一人ひとりが環境に配慮した行動への理解を深め、環境意識が更に向上するよう取り組みます。

V-5 自治体連携によるカーボンオフセット*事業及び体験型森林環境学習

環境課

森林を有する交流自治体等との連携により、森林環境譲与税*を活用した森林整備等を行い、杉並区から排出される二酸化炭素を相殺するカーボンオフセット事業を展開するとともに、対象となる森林を活用した、区民参加による体験型森林環境学習の実施に向けた取組を進めます。

V-6 森林環境譲与税の活用

環境課

森林環境譲与税を活用して、森林環境学習やカーボンオフセット事業の実施のほか、公共施設の木質化を図り、森林・みどりの重要性の周知等に努めます。

V-7 地域における環境教育の推進

環境課

豊富なノウハウのある環境団体やNPO法人との協働により、環境講座・講習会やイベントの開催、学校の環境教育への支援を行い、環境に関する様々な知識を学ぶ機会を提供します。

V-8 学校における環境教育の推進

済美教育センター

次代を担う子どもたちが、環境や自然と人間の関わり、環境問題と日常生活との関わりについて理解を深め、持続可能な社会の実現を目指して、主体的に行動する力を身につけていくため、「杉並区教育ビジョン2022」を踏まえ、小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、全教育活動を通して、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活を目指すことを大切にすることを育みます。

V-9 エコスクールの推進

学校整備課

済美教育センター

児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設(エコスクール)整備を充実します。区立学校の緑化等を計画的に進め、環境に配慮した学校運営、及び学校を核として家庭・地域を含めた環境教育の充実を図ります。

V-10 体験学習の拡充

済美教育センター

環境課

子どもの頃から理科や生活科、総合的な学習の時間等を利用して、自然体験活動の充実を図ることで自然の大切さについて理解を深めます。

さらに、環境教育に関わる取組の推進役となる中学生を育てるために、世界自然遺産である小笠原村や豊かな自然を有する交流自治体等との交流学习を進めます。

また、環境活動推進センターで実施する自然観察会等の事業を通じて、多世代にわたる環境学習の推進を図ります。

V-11 清掃事業の出前環境学習の推進

杉並清掃事務所

小学校や保育園だけでなく区民が集う場所へ職員が出向き、分かりやすく学ぶことができる清掃事業の環境学習を実施します。各世代に適した環境学習を実施することで、区民一人ひとりが環境に配慮した行動への理解を深め、環境意識が更に向上するよう取り組みます。

また、観て学ぶスクリーン映写を用いた講義、理解度を試すごみ・資源の分別クイズ、体感できるカットカー（積み込んだごみの様子が観察できる清掃車）による収集体験、幼児向けの楽しく学べる紙芝居等の取組に加え、幼少期から環境に対する興味を持てるよう、より効果的な実施方法を検討します。

V-12 様々な媒体による環境情報の提供

環境課

ごみ減量対策課

杉並清掃事務所

環境に配慮した行動を促進するため、広報紙、区公式ホームページのほか、情報紙やスマートフォン用アプリケーションなど、様々な媒体を活用して環境に関する情報を発信します。

V-13 環境活動への支援

環境課

環境活動推進センターは、環境全般やリサイクルの普及に関する各種事業を展開し、環境団体の活動拠点、環境団体間の交流の場となるとともに、区民が様々な機会を通じて積極的に環境問題に取り組むことが出来るよう支援します。

V-14 NPO等の活動の推進

地域課

NPOをはじめ環境保全等の地域課題の解決に取り組む団体の活動を支援するため、すぎなみ協働プラザを中心に、情報提供や相談対応、団体相互の連携・協力などの支援を行います。また、NPO支援基金により、NPOの活動を支援します。

コラム 川ガキ復活講座

環境活動推進センターでは、省エネルギーやリサイクルの普及など環境全般に関する講座・講演会などを開催するとともに学校等の環境学習支援、自然観察会、バス見学会の実施などの環境学習を展開し、区民の環境意識向上に寄与しています。

その中でも、「川ガキ復活講座」は、小中学生を対象に、1年間を通して善福寺川をテーマに活動することで、川を知り、川に学び、楽しみながら川を身近なものとして取り戻し、その体験から理想の善福寺川について考える講座となっています。具体的には、実際に善福寺川などに入り、川の清掃や水質調査、外来生物の防除活動などを行いながら、生き物や川の知識を深めていきます。そこで得た知識や経験をもとに、ワークショップで自分たちの理想の川とそれを実現させるための方法についてまとめ、発表を行いました。

参加者からは、「善福寺川の土地と川の結びつきが強く、歴史をたどると人の流れによって姿を変えてきたことがわかった」、「川のきれいさを保ち続け、さらにきれいな水でくらし生き物を増やすことが必要」などの感想が聞かれました。



第4章

環境配慮行動指針

環境配慮行動指針

環境配慮行動指針は、環境基本計画に基づき、次の事項を定めるものとなっています。本計画では、基本目標ごとに整理をし、お示しします。

- (1) 公害の防止や生活環境の保全に関すること。
- (2) 水、みどり及び動植物からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (4) 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及びごみの減量に関すること。
- (6) 地球温暖化防止、オゾン層の破壊防止等地球環境の保全に関すること。
- (7) その他環境への負荷の低減に関すること。

基本目標 I

気候危機によるリスクを低減する脱炭素のまちをつくる

区民の行動指針

- ◆ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ◆ 電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めます。
- ◆ 省エネ型の照明や給湯器への交換、古いエアコンや冷蔵庫等の更新など省エネルギー型家電への切り替えを進めます。
- ◆ 住宅を新築、改築する際には、窓や扉の断熱や高日射反射率塗装を導入するなど住宅の省エネ化を進めます。
- ◆ 電気やガスの使用量削減に努めます。
- ◆ 自動車を購入・使用する際は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない車を選びます。
- ◆ できるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- ◆ 自動車を使用する際は、エコドライブを心がけます。

事業者の行動指針

- ◆ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ◆ 電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めます。
- ◆ 事業所を新築、改築する際には、窓や扉の断熱や高日射反射率塗装を導入するなど省エネ化に努めます。
- ◆ 電気やガスの使用量削減に努めます。
- ◆ 自社の事業の中で、省エネや再生可能エネルギーの利用に役立つ製品やサービスの開発、普及に努めます。
- ◆ 省エネ型の照明への交換や古い空調機器・冷蔵設備の更新等では、高効率で環境性能の高い機器を設置し、設備機器の効率的な運転に努めます。
- ◆ できるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。

区民の行動指針

- ◆ 家具・家電製品は修理し、大事に使います。
- ◆ マイバッグやマイボトル、マイはしを持参します。
- ◆ 再生品を積極的に利用します。
- ◆ レジ袋やプラスチック製容器等のワンウェイプラスチックを削減します。製品プラスチックについては、必要性を吟味し、必要な場合は繰り返し使える物を使用し、不要時にはリサイクル等を心がけます。
- ◆ 住宅の新築・増築時に、建材、家具等への木材の利用に努めます。
- ◆ 雨水の活用を心がけます。
- ◆ 蚊などの生物が媒介する感染症予防に関する情報の収集に努めます。

事業者の行動指針

- ◆ 自動車を購入・使用する際は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない車を選びます。
- ◆ 自動車は適正な整備を行います。
- ◆ エコドライブを心がけます。
- ◆ 法律に基づきフロンガス類を適正に管理します。
- ◆ レジ袋やプラスチック製容器等のワンウェイプラスチックを削減します。
- ◆ 雨水の活用を心がけます。
- ◆ クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ◆ テレワーク、ノー残業デーなどに努めます。
- ◆ 建材、什器等への木材の利用に努めます。
- ◆ 森林の二酸化炭素吸収によるカーボンオフセットの活用を進めます。
- ◆ 従業員の熱中症予防対策を実施します。

基本目標Ⅱ 資源を大切にすまちをつくる

区民の行動指針

- ◆ 必要なものを必要な分だけ購入します。
- ◆ 食品は「買いすぎない」「作りすぎない」「食べのこさない」に努めます。
- ◆ 必要のない過剰包装などは断るなど、レジ袋やプラスチック製容器等のワンウェイプラスチックの削減を心がけます。
- ◆ ごみを減らす工夫をします。
- ◆ 資源とごみの分別を徹底します。
- ◆ 未利用食品をフードドライブに寄付します。
- ◆ 生ごみの減量に努めます。
- ◆ マイバッグやマイボトル、マイはしを持参します。
- ◆ 使い捨ておしぼりは断ります。
- ◆ 再生品を積極的に利用します。
- ◆ ものを修理・補修してできる限り長く使います。
- ◆ 会議や打ち合わせでは、マイボトルや繰り返し使えるカップなどを使います。
- ◆ 「グリーン購入法」に適合した商品を購入するなど、リユースやリサイクルが可能な製品を選びます。
- ◆ エコラベルがついた環境負荷の少ない商品の選択に努めます。
- ◆ 料理で使った油を紙などで拭き取りそのまま排水口に流さないなど生活排水の処理に気をつけます。
- ◆ 家の周りや通勤経路のごみを拾います。
- ◆ 区立施設における使用済小型家電等の資源の拠点回収、スーパー小売店等販売事業者による食品トレイや牛乳パックなどの自主回収、イベント回収等を積極的に利用します。
- ◆ 積極的に集団回収に参加します。

事業者の行動指針

- ◆ 原料の調達から廃棄までのサイクルの中で、エコマーク、統一省エネラベル、再生紙使用マーク等がついた環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売に努めます。
- ◆ 食品廃棄物の削減に努めます。
- ◆ 生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等に努めます。
- ◆ ワンウェイプラスチックの使用を控えるよう、有料化または、相手に必要かどうか確認を行います。
- ◆ 食品トレイやペットボトル、紙パックなどの自主回収を積極的に行います。
- ◆ 再生品の販売や活用をします。
- ◆ 廃棄物の再利用率を高めます。
- ◆ 生産者責任のもと資源化ルートをつくります。
- ◆ プラスチック容器に替わる、量り売りや紙製容器の利用などに取り組みます。
- ◆ 事業系ごみ・資源の適正な排出に努めます。
- ◆ 充電式二次電池が容易に取り外せる製品の開発に努めます。
- ◆ 「グリーン購入法」に適合した商品の購入・販売に努めます。

区民の行動指針

- ◆ みどりを守り育てる地域活動に参加します。
- ◆ 塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。
- ◆ 庭やベランダでみどりや花を育てて四季の変化を楽しみます。
- ◆ 屋上・壁面緑化を行います。
- ◆ 庭や公園などのみどりを区民共通の財産として大切にします。
- ◆ 敷地内の既存樹木について、適切な剪定等維持管理に努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- ◆ 建築を行う際は、既存のみどりを保全し、新たな緑化に努めます。
- ◆ 池や水鉢などでビオトープ（野生の生き物がくらす空間）をつくります。
- ◆ みどりの基金に協力します。
- ◆ 地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。
- ◆ 植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。
- ◆ 雨水の活用を心がけます。
- ◆ 雨水浸透施設の設置など、雨水の浸透を心がけます。
- ◆ 河川などにごみを捨てない等、河川環境を守ります。
- ◆ 自然観察会に参加します。
- ◆ 農業体験などを通して都市農業を理解します。

事業者の行動指針

- ◆ みどりを守り育てる地域活動に参加します。
- ◆ 事務所の敷地でみどりを育てます。
- ◆ 塀の生け垣やフェンスの緑化を行います。
- ◆ 在来植物を選んで植えます。
- ◆ みどりを区民共通の財産として大切にします。
- ◆ 敷地内の既存樹木について、適切な剪定等維持管理に努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- ◆ 宅地開発や建築を行う際は、動植物生息空間に配慮します。
- ◆ みどりの基金に協力します。
- ◆ 植物や虫、鳥の生態系について知識を習得します。
- ◆ 池や水鉢などでビオトープ（野生の生き物がくらす空間）をつくります。
- ◆ 雨水の活用を心がけます。
- ◆ 雨水浸透施設の設置や透水性舗装など、雨水の浸透を心がけます。
- ◆ 河川などにごみを捨てない等、河川環境を守ります。
- ◆ 野生動植物の保護活動に参加します。

基本目標Ⅳ 区民の健康と生活環境が守られる快適なまちをつくる

区民の行動指針

- ◆ 地域の美化・緑化活動に取り組みます。
- ◆ 自宅や周辺の清掃、草取りや樹木の剪定を定期的に行います。
- ◆ 道路など公共の場所にたばこやごみを捨てません。
- ◆ 歩きたばこはしません。
- ◆ ごみ集積所の適正管理を行います。
- ◆ 犬のふんを道路に放置せずに持ち帰ります。
- ◆ 所有する空き地などの適正管理を行います。
- ◆ 杉並の文化、歴史的資源を守ります。
- ◆ 魅力ある景観づくりに配慮します。
- ◆ 建築物を建てる際には、周辺の景観との調和を図るなど良好な景観づくりに配慮します。
- ◆ 地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。
- ◆ 有害物質が排出される商品の購入・使用を減らします。
- ◆ 小型焼却炉等によるごみ等の焼却はしません。
- ◆ 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。
- ◆ 洗剤は環境に配慮したものを選び、その使用は必要最低限に留めます。
- ◆ 日常における騒音・振動の抑制を心がけます。
- ◆ 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。

事業者の行動指針

- ◆ 地域の美化・緑化活動に取り組みます。
- ◆ 地域の住民との話し合いの場を設け、円滑なコミュニケーションを図ることで、生活環境に関する苦情トラブルの防止や解決に努めます。
- ◆ 事業所や周辺の清掃、草取りや樹木の剪定を定期的に行います。
- ◆ 歩道など公共の場所に商品や広告物などをはみ出して陳列・掲出等を行いません。
- ◆ 道路など公共の場所にごみを捨てません。
- ◆ ごみ集積所の適正管理を行います。
- ◆ 販売場所に空き缶などの回収容器を設置し、適正に管理します。
- ◆ 所有する空き地などの適正管理を行います。
- ◆ 杉並の文化、歴史的資源を守ります。
- ◆ 魅力ある景観づくりに配慮します。
- ◆ 建築物を建てる際には、周辺の景観との調和を図るなど良好な景観づくりに配慮します。
- ◆ 地域のシンボルである屋敷林等の保全を心がけます。
- ◆ 産業廃棄物を減らします。
- ◆ 管理する化学物質を公表します。
- ◆ 商品等の有害性情報を消費者に分かりやすく表示します。
- ◆ 有害化学物質の使用抑制、代替物質を検討します。
- ◆ 新築・改築時に有害化学物質を有する建材等の使用を極力避けます。
- ◆ 有害化学物質の廃棄は、法令に基づき適正に処理します。
- ◆ アスベスト使用建物解体時には、適正な処理を行います。
- ◆ 生活環境を保全すべき地域で行う工事において、建設機械を低騒音型・低振動型建設機械を使用します。
- ◆ 近隣に配慮した排気を行い、必要に応じて悪臭防止装置を設置します。
- ◆ 一定規模以上の揚水施設を設置する場合は、届出をします。
- ◆ 必要以上に地下水の使用を行いません。

区民の行動指針

- ◆ 環境学習や環境教育に取り組みます。
- ◆ 講座等で学んだ環境配慮行動を実践します。
- ◆ 地域に環境活動の輪を広げていきます。
- ◆ 広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。
- ◆ 環境活動に積極的に参加します。
- ◆ 区と事業者等とともに、省エネルギーに取り組みます。
- ◆ 区と事業者等とともに、省資源に取り組みます。
- ◆ 区と事業者等とともに、みどりを守り育てます。
- ◆ 自然観察会等に積極的に参加し、生き物の保護に努めます。
- ◆ 農業イベントへの積極的な参加により、農地の果たす様々な役割を理解し、地産地消や区内の農業を応援します。
- ◆ 区が主催するイベント等に参加し、自然が生み出すエネルギーの大切さを学び、再生可能エネルギーなどに関する知識の向上に努めます。
- ◆ 熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に適切に対応するよう努めます。

事業者の行動指針

- ◆ 地域や学校における環境教育・環境学習を支援します。
- ◆ 職場における環境教育を実施し、従業員の環境問題に関する意識を高めます。
- ◆ 地域に環境活動の輪を広げていきます。
- ◆ 広報やホームページ等で、環境施策の現状を把握します。
- ◆ 環境活動に積極的に参加します。
- ◆ 区と区民とともに、省エネルギーに取り組みます。
- ◆ 区と区民とともに、省資源に取り組みます。
- ◆ 区と区民とともに、みどりを守り育てます。
- ◆ 地球温暖化防止対策や、環境保全に率先して取り組みます。
- ◆ NPO 団体や環境団体等様々な主体が交流・連携して環境事業に取り組みます。
- ◆ 自然観察会等に従業員が積極的に参加し、生き物の保護に努めます。
- ◆ 農地の維持・保全に努めるとともに新鮮な農産物の生産・提供に努めます。
- ◆ 従業員に対する社内研修会などを通じ、再生可能エネルギーへの理解を深めます。
- ◆ 従業員の熱中症の予防、異常気象に関する情報の収集や活用など、気候変動に適切に対応するよう努めます。

第5章

參考資料

1 位置・地勢

杉並区は、一般に「城西地区」と呼ばれる区域に属し、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と隣り合っています。

武蔵野台地の上、東京 23 区の西端に位置し、東西は 7,508m、南北は 7,159mあり、地形はおおむね方形で、面積は 34.06 km²と 23 区中 8 番目の広さを持っています。

区内には、北に妙正寺川、中央部に善福寺川、南部に神田川の 3 河川が西から東に流れています。



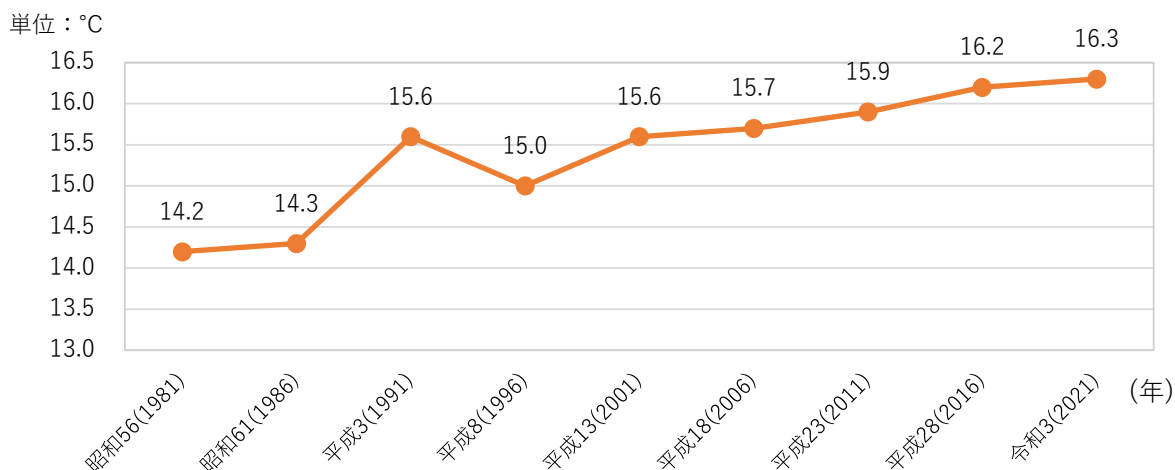
東経 : 139 度 35 分 ~ 40 分 北緯 35 度 40 分 ~ 44 分

2 気象

(1) 気温

気象庁が観測している練馬観測所のデータで見ると、平均気温は上昇傾向にあり、昭和56(1981)年から令和3(2021)年の40年間で、2.1℃上昇しています。

平均気温の推移

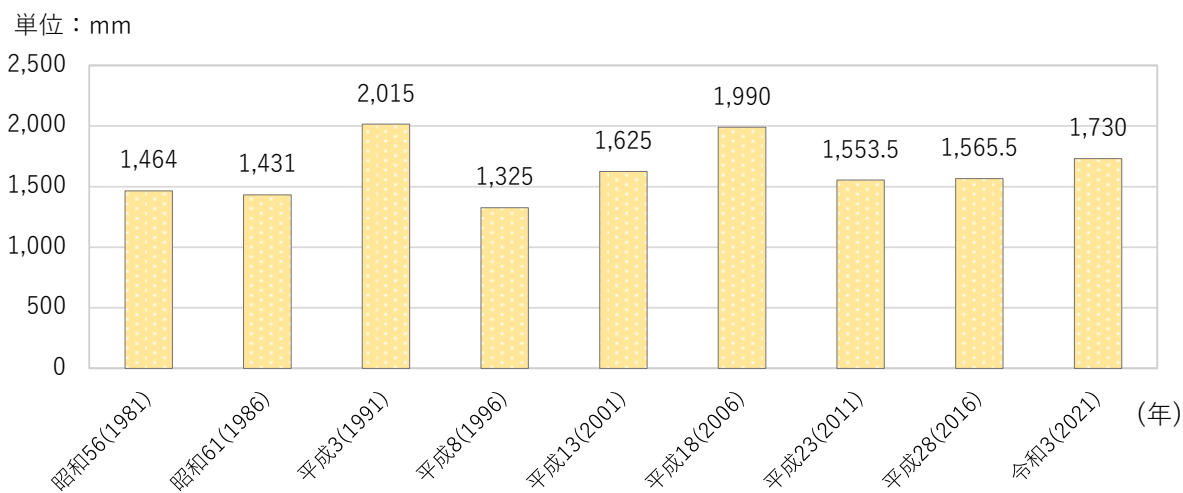


出典：気象庁ホームページ(練馬観測所データ)

(2) 降水量

降水量はその年によって差があり、練馬観測所のデータからは、顕著な増減の傾向は見られません。

降水量



出典：気象庁ホームページ(練馬観測所データ)

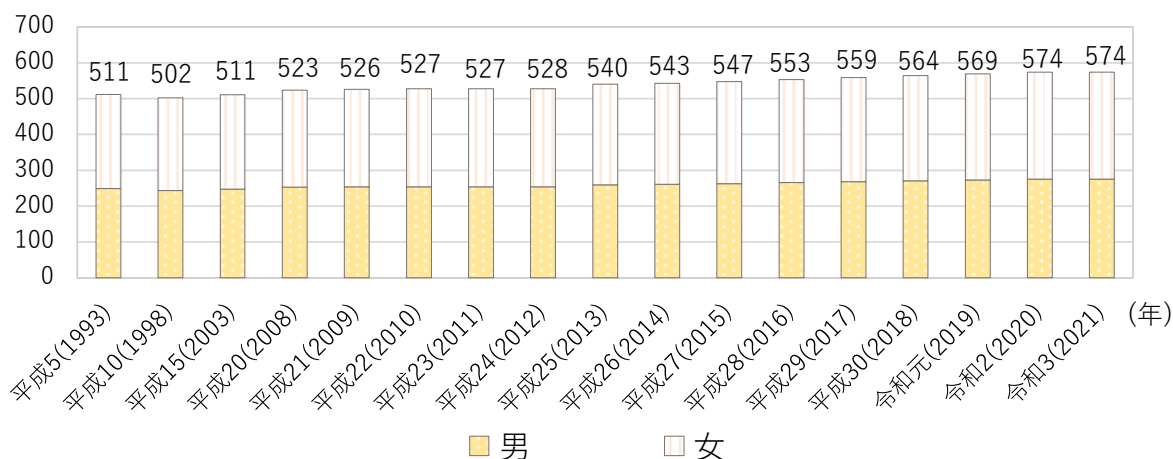
3 人口・世帯数

人口、世帯数とも微増傾向にあり、令和3(2021)年1月1日現在の人口は、男275,174人、女298,330人の計573,504人(外国人を含む)となっています。

外国人の人口は、平成25(2013)年1月1日現在で10,489人であったものが、令和3(2021)年1月1日現在は16,735人となっており増加傾向となっています。

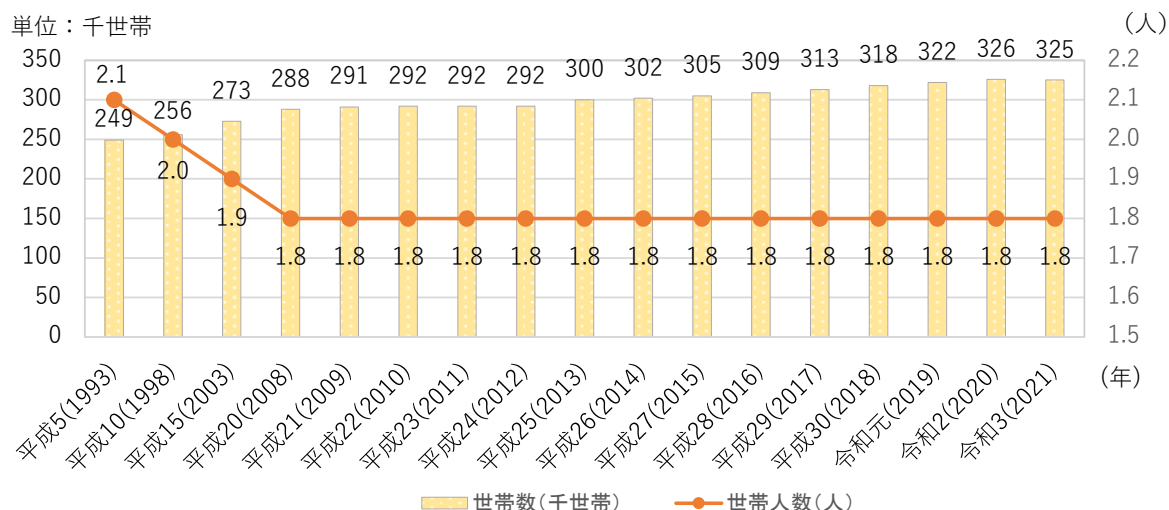
杉並区の人口

単位：千人



出典：杉並区統計書(◇各年1月1日 平成25(2013)年から外国人を含む)

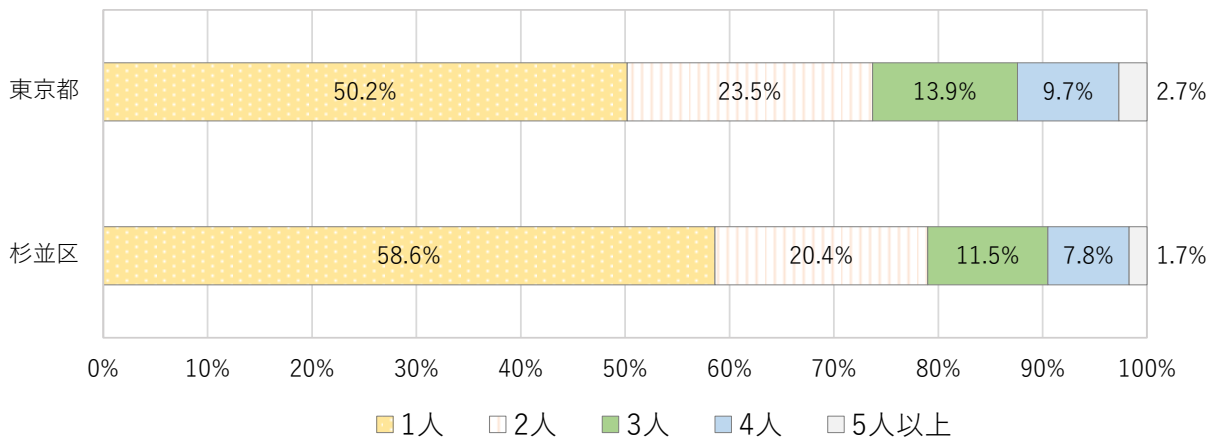
杉並区の世帯数と平均世帯人数



出典：杉並区統計書(各年1月1日)

世帯人口別の内訳を東京都全体と比較してみると、単身世帯の割合が高く、杉並区の特徴となっています。

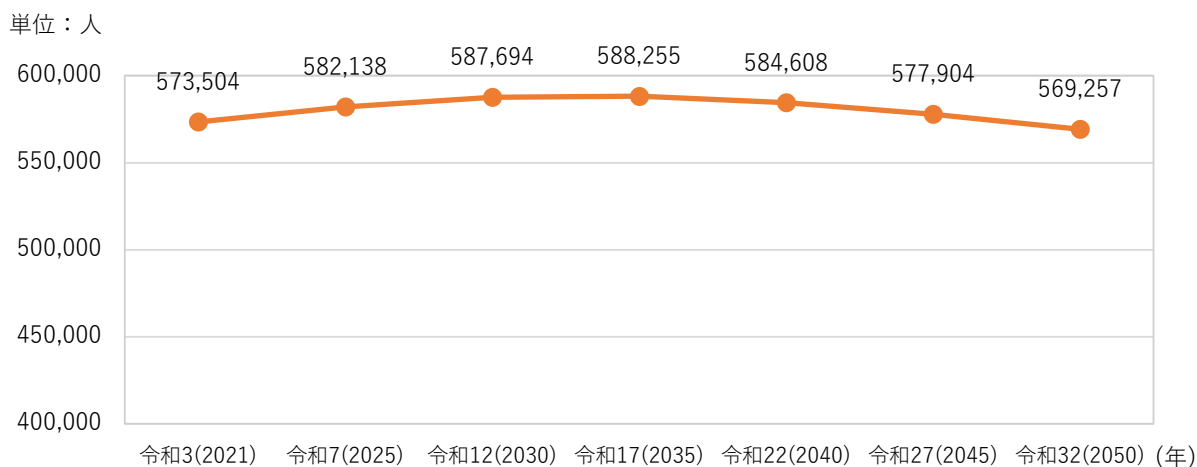
世帯別人口構成の比較



出典：第72回東京都統計年鑑(令和2(2020)年国勢調査)

令和4(2022)年の杉並区総合計画策定時の人口推計を、グラフで示しました。

人口推計



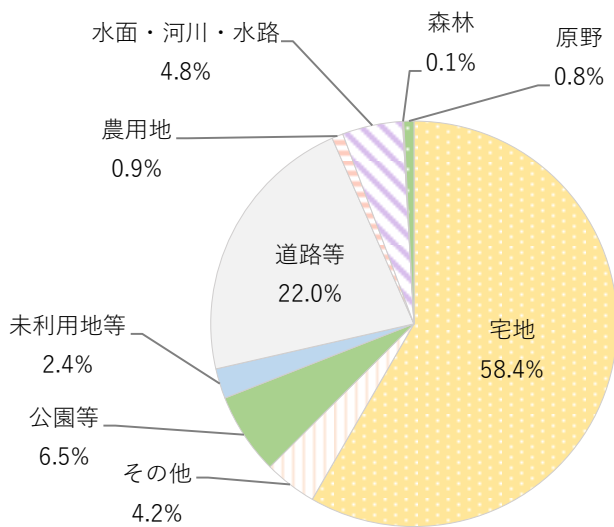
出典：令和4(2022)年杉並区総合計画

4 土地利用

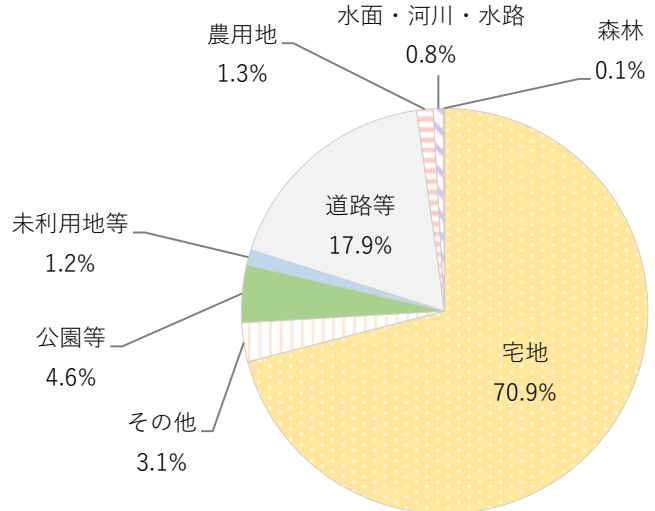
東京都区部の58.4%を宅地が占めているのに対し、杉並区は70.9%を宅地が占めており、宅地の構成比は、目黒区、中野区に次いで3番目に高い割合となっています。

宅地のうち住宅用地の比率は、都区部が60.2%であるのに対し、杉並区は79.0%と都区部の中で最も高い比率となっており、住宅都市としての性格を表しています。一方、宅地のうち商業用地の比率は、都区部15.6%に対し、杉並区は8.0%と都区部の中で最も低い比率となっています。

都区部の土地利用比率



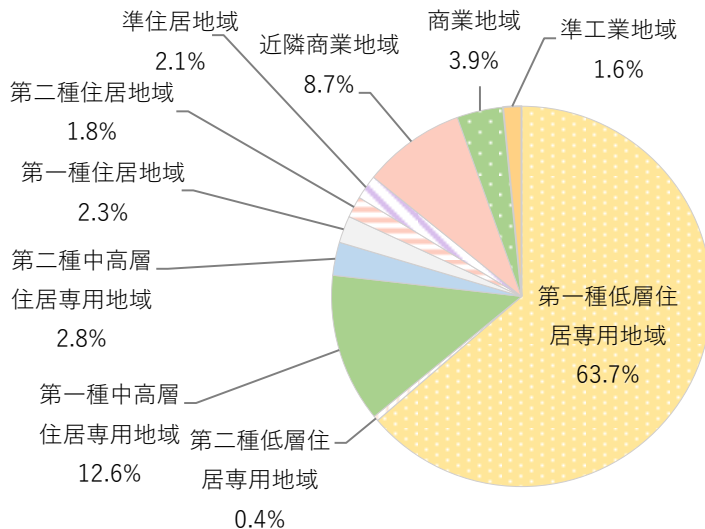
杉並区の土地利用比率



出典：東京の土地利用 平成28(2016)年東京都区部

杉並区の用途地域別土地利用比率

令和3(2021)年4月1日現在



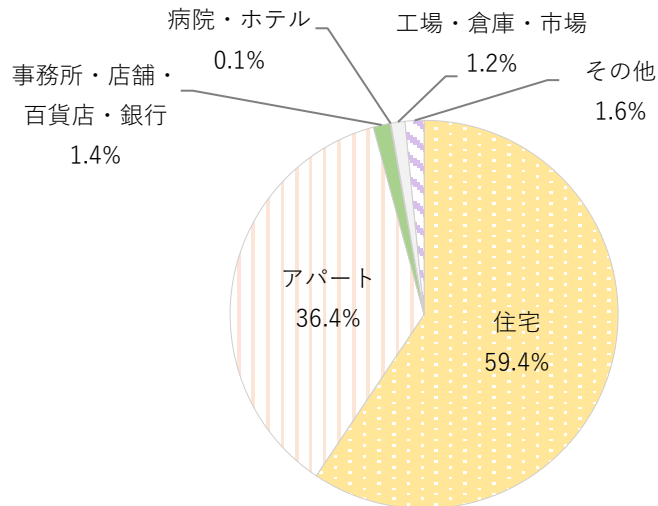
◇端数処理のため、各数値の合計は100%にはなりません。

出典：特別区の統計 令和3(2021)年版

5 建物

杉並区の種別別建物棟数の比率

令和3(2021)年1月1日現在



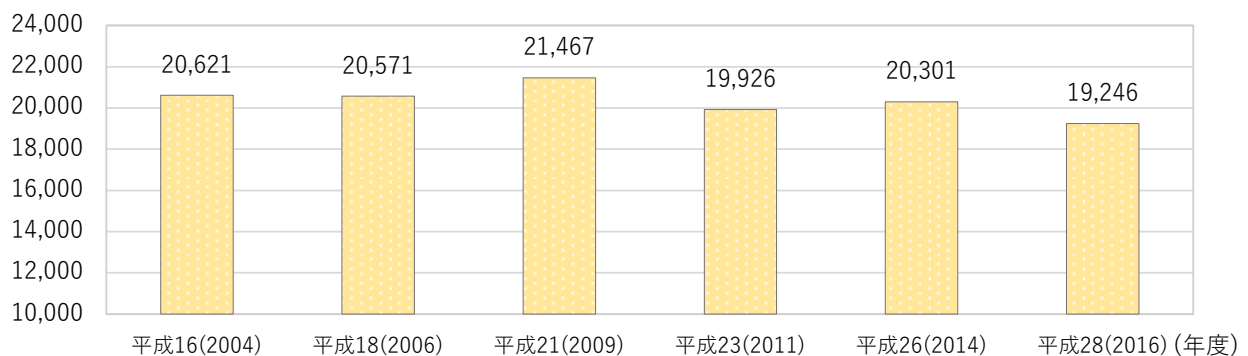
(住宅：木造専用住宅+併用住宅、アパート：非木造家屋の住宅を含む、その他：木造家屋+非木造家屋)

出典：第72回東京都統計年鑑

6 事業所

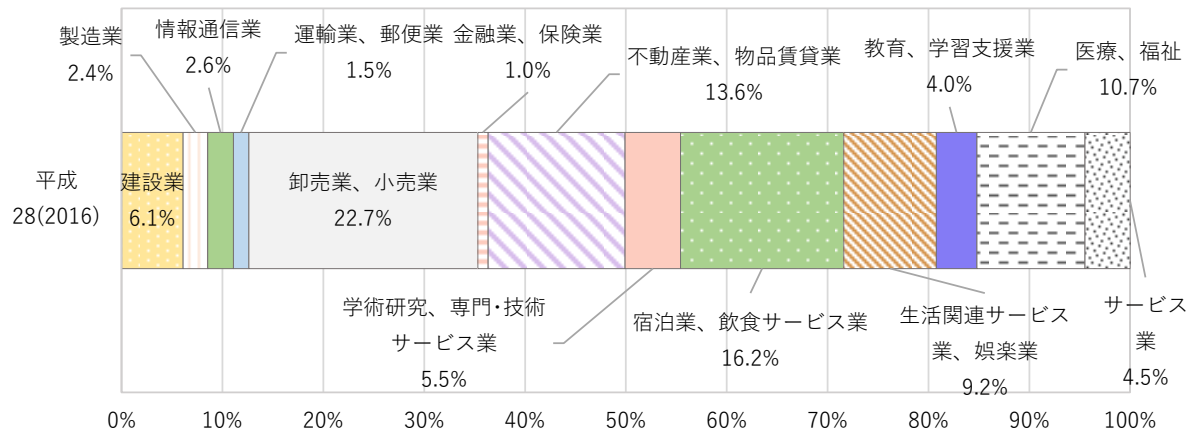
杉並区内の事業所数の推移

単位：事業所



出典：杉並区統計書

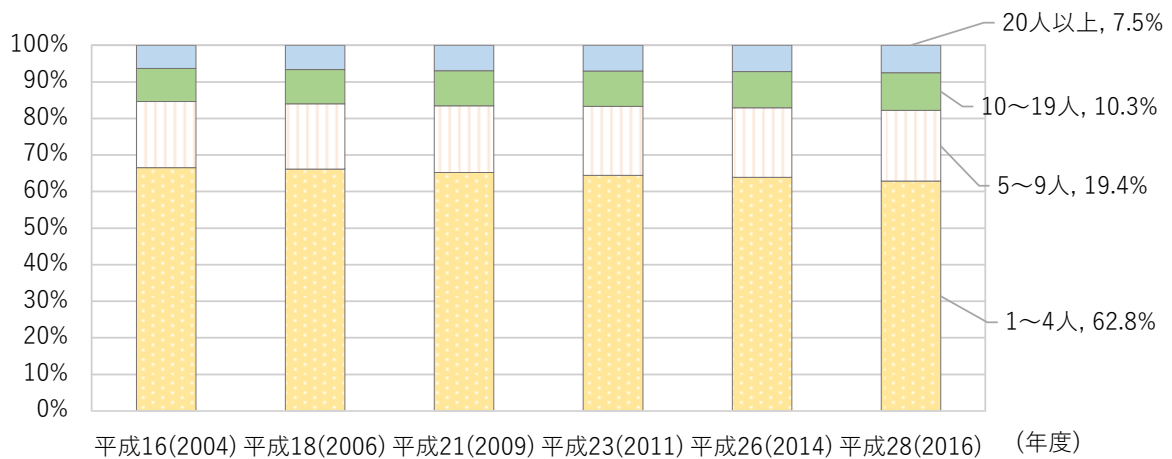
杉並区内の主な産業別事業所構成



◇端数処理のため、各数値の合計は 100%にはなりません。

出典：杉並区統計書(平成 28(2016)年 6 月 1 日現在で実施された経済センサス活動調査)

杉並区内の従業者規模別事業所の構成比

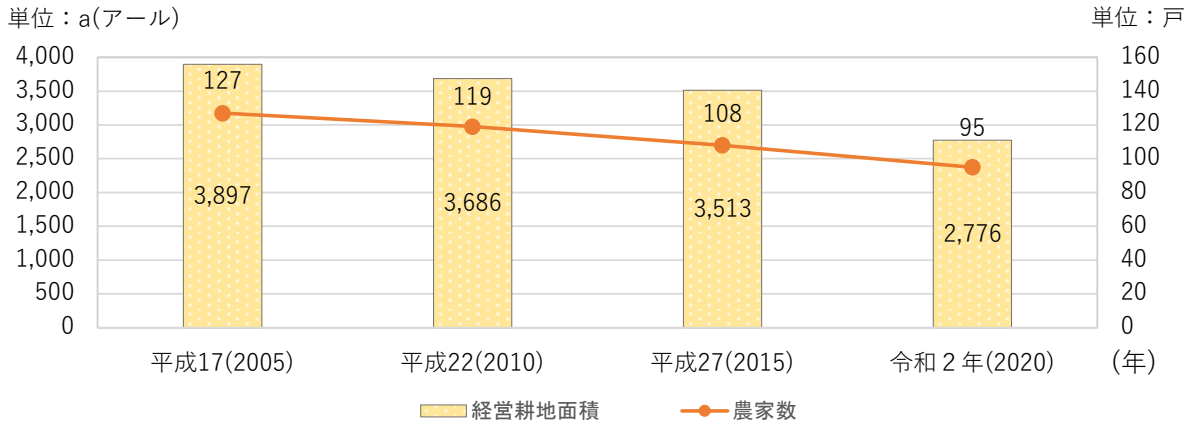


◇端数処理のため、各数値の合計は 100%にはなりません。

出典：杉並区統計書

7 農業

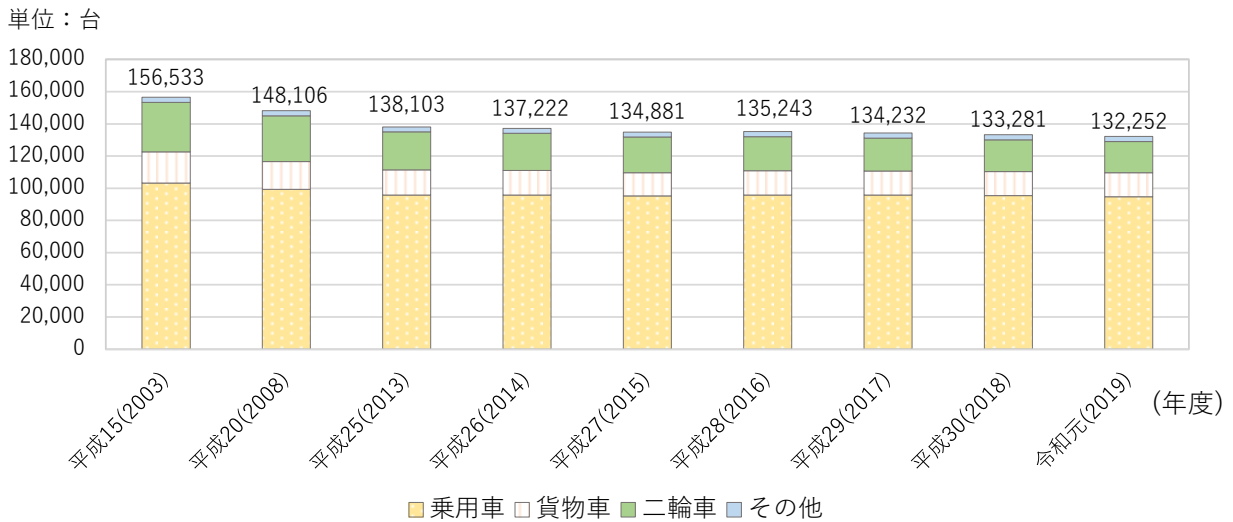
農家数と経営耕地面積



出典：杉並区統計書

8 交通

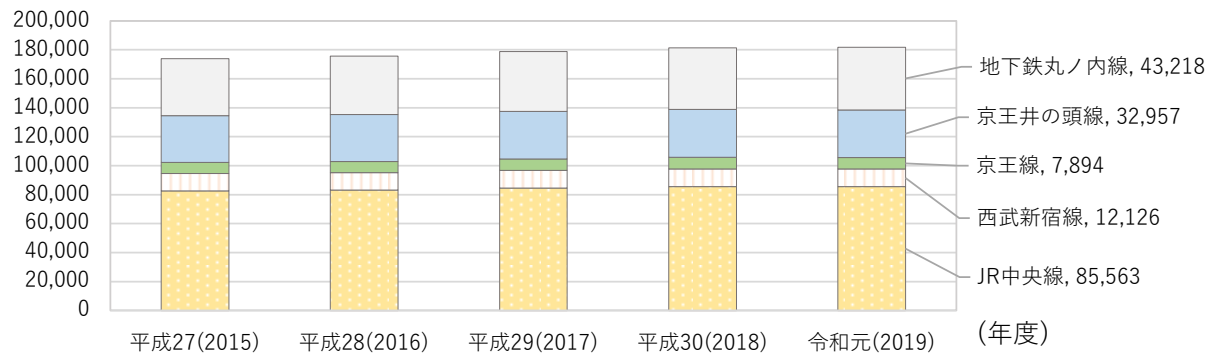
年度別 自動車種別保有台数の推移



出典：杉並区統計書

年度別 杉並区内の鉄道乗車人員数

単位：千人



出典：杉並区統計書

9 自然

(1) 自然環境調査の結果

平成30(2018)年、令和元年に実施した第7次調査では、区内で2,424種類の動植物を確認できています。その中の141種類が環境省や東京都のレッドリスト掲載種(注目種)です。

分類群	確認種	注目種		外来種	特定外来生物	生態系被害防止外来種
		環境省・都	杉並区			
植物	1,140	49	25	173	2	62
クモ類	197	5	10	2	0	0
昆虫類	1,009	57	1	75	0	1
鳥類	57	16	0	3	1	2
両生類	6	5	0	1	1	1
は虫類	9	8	0	2	0	1
ほ乳類	6	1	0	1	0	1
合計	2,424	141	36	257	4	68

(注) 植物の注目種のみ、環境省・都のレッドリスト掲載種と、杉並区注目種のどちらにも該当する種類を含む。

特定外来生物：植物＝アレチウリ・オオフサモ、鳥類＝ガビチョウ、両生類＝ウシガエル

生態系被害防止外来種：植物＝トウネズミモチ等、昆虫類＝アカボシゴマダラ、鳥類＝ガビチョウ等

両生類＝ウシガエル、は虫類＝ミシシippアカミミガメ、ほ乳類＝ハクビシン

特定外来生物とは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・野外へ放つこと、植えることやまくことが原則禁止されている生物種。
生態系被害防止外来種とは「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載された侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすまたはその恐れがある生物種。

(2) 河川生物調査の結果

令和2(2020)年の第八次河川生物調査では、底生動物など654種が確認されています。その中の24種類が環境省や東京都のレッドリスト掲載種(重要種)です。

分類群	確認種	重要種	外来種	特定外来生物	生態系被害防止外来種
底生動物	90	7	12	0	4
付着藻類	154	4	0	0	0
魚類	17	3	4	1	2
水草	4	1	2	1	2
善福寺川における水辺の植物	389	9	149	2	37
合計	654	24	167	4	45

(注) 外来種は、国内起源の外来種(他の地域から人為的に持ち込まれ定着した種)を含む

特定外来生物：魚類＝ブルーギル、水草＝オオフサモ、善福寺川における水辺の植物＝オオフサモ、オオカワヂシャ

生態系被害防止外来種：底生動物＝フロリダマミズヨコエビ等、魚類＝ブルーギル等、水草＝オオフサモ等、善福寺川における水辺の植物＝ナガバオモダカ等（オオフサモ、オオカワヂシャは特定外来生物と重複）

環境配慮(省エネ行動を含む)の行動例

この表は、家庭でのエネルギー消費の削減に向けた行動例を示すとともに、その効果を参考として記載しています。



ご家庭での省エネのポイント

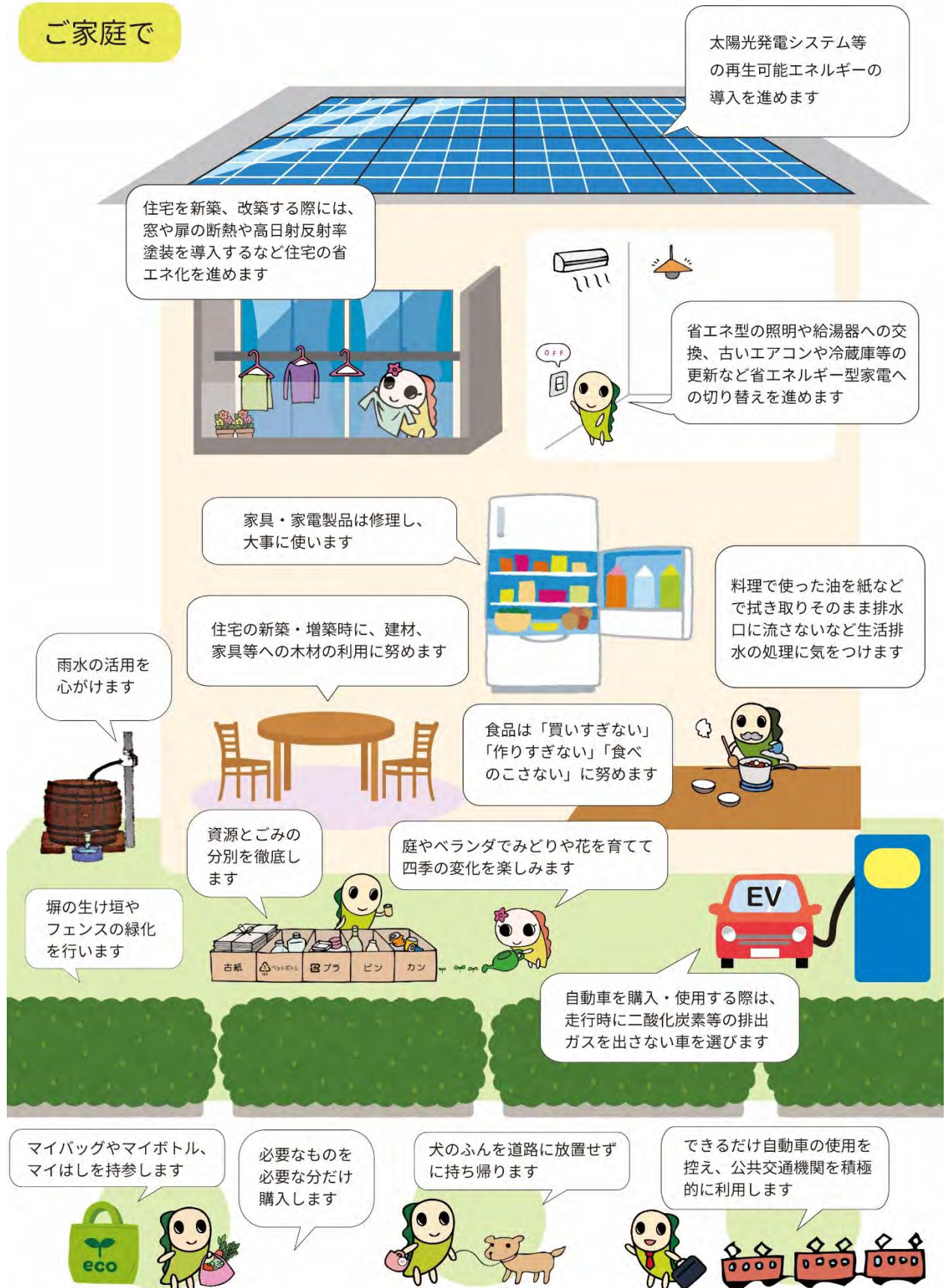
(数値は年間)

	行動の例	省エネ効果	家計のお得	CO ₂ 削減量	
①	冷房時の室温は28℃を目安にする	30.2kWh	800円	14.8kg	(エアコン)
	外気温31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合(使用時間:9時間/日)				
②	フィルターをこまめに掃除する(月2回程度)	32.0kWh	850円	15.6kg	
	フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW)とフィルターを掃除した場合の比較				
③	テレビ画面は明るすぎないように設定する	27.1kWh	720円	13.3kg	
	テレビ(液晶:32V型)の画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合				
④	暖房時の室温は20℃を目安にする	53.1kWh	1,410円	26.0kg	(エアコン)
	外気温6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間:9時間/日)				
⑤	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする	186.0kWh	4,930円	91.0kg	
	電気カーペット3畳目で設置温度を「強」から「中」にした場合(使用時間:5時間/日)				
⑥	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす	16.4kWh	430円	8.0kg	
	掃除機を利用する時間を1日3分間短縮した場合				
⑦	白熱電球をLED電球に交換する	92.0kWh	2,440円	45.0kg	
	54Wの白熱電球から8WのLED電球に交換した場合(使用時間:2,000時間/年)				
⑧	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する	61.7kWh	1,630円	30.2kg	
	周囲温度22℃で、冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」にした場合				
⑨	冷蔵庫にはものを詰め込まない	43.8kWh	1,160円	21.4kg	
	冷蔵庫に物を詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較				
⑩	電気ポットの長時間保温はしない	107.5kWh	2,850円	52.6kg	
	電気ポットで水2.2Lを沸騰させ、1.2Lを使用後、6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで使用時に再沸騰した場合の比較				
⑪	食器洗いのお湯の量を減らす	8.2m ³	2,140円	21.0kg	(ガス)
		4.7m ³			(水道)
	手洗い(給湯器温度40℃、使用水量65L/回、2回/日、冷房期間は給湯器を使用しない)の場合の、年間ガス使用量81.62m ³ 、年間水道使用量47.45m ³ をそれぞれ10%削減した場合				
⑫	お風呂は間隔をあけずに続けて入る	38.2m ³	4,980円	82.9kg	(ガス)
	2時間放置により4.5℃低下した湯(200L)を追いだきする場合(1回/日)				
⑬	衣類乾燥機は、自然乾燥と併用して使う	394.6kWh	10,450円	193.0kg	
	自然乾燥8時間後、未乾燥のものを補助乾燥する場合と、乾燥機のみで乾燥させる場合の比較、2日に1回使用				
⑭	使わない時は、電気便座のふたを閉める	34.9kWh	920円	17.1kg	
	便座のふたを閉めた場合と、開けばなしの場合との比較(貯湯式)				
⑮	歯磨き中、水を出しっぱなしにしない	3.9m ³	880円	2.6kg	(水道)
	30秒間流しっぱなし(6L)にした場合と、コップ(0.6L)に水をくんで使用した場合の比較(2回/日)				

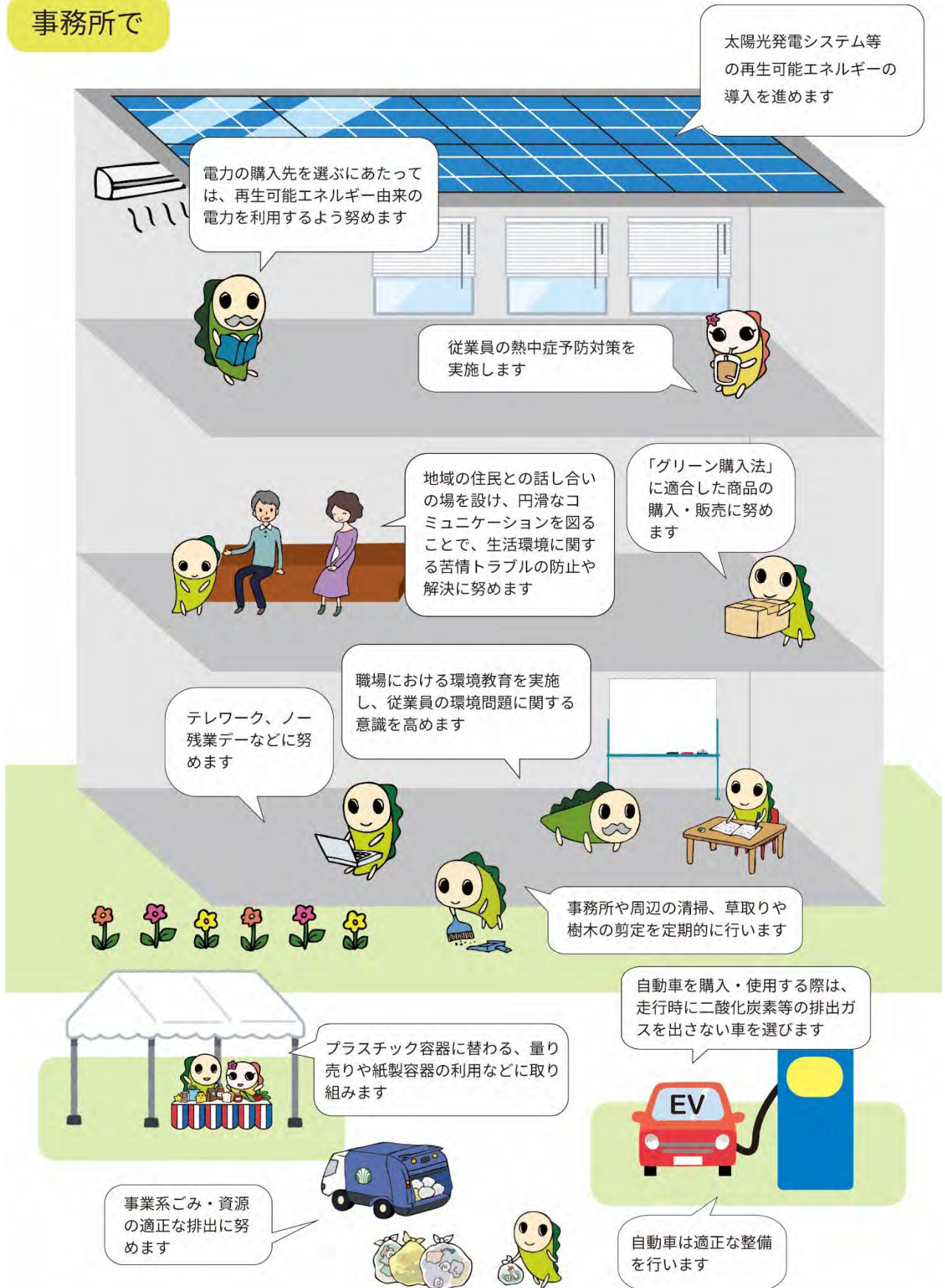
出典:東京都環境局「家庭の省エネハンドブック」令和4年3月発行

環境配慮行動は、日々の暮らしの中で実践することが大切です。ここでは、家や事業所などの場面を例に行動を紹介します。

ご家庭で



事務所で



用語解説

あ行

用語	解説
アスベスト（石綿）	石綿ともよばれる天然の鉱物繊維であり、耐熱性等に優れていることから建材等に利用されてきた。粉砕すると非常に細かい繊維になり、吸い込むと健康被害が発生するおそれがあるため、建築物等の解体、改修の際は石綿の飛散防止方法等が規制されている。
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させる施設のこと。
雨水浸透・貯留施設	雨水を地下に浸透もしくは一時的に貯留させることにより、雨水の流出抑制を図る施設のこと。
エコドライブ	急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリング(自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにする)を行わないなど、環境に配慮した自動車の運転を行うこと。
SDGs（エスディージーズ）	平成 27(2015)年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を構成する文書。17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、経済・社会・環境の課題全てに対応し、調和させるもの。
大田黒公園	音楽評論家の大田黒元雄氏の屋敷跡地につくられた公園
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなどの 7 つの物質等のこと。

か行

用語	解説
カーボンオフセット	杉並区内で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスのうち、削減努力を行ってもなお排出される温室効果ガスについて、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動(例：杉並区外で行われる森林整備など)に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方
海洋プラスチック	海洋を漂うプラスチックごみ。その中でも長期間かけて細かくなり、直径 5 mm 以下になったプラスチックをマイクロプラスチックという。
外来鳥獣	人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ鳥獣のこと。
角川庭園	俳人で角川書店の創設者である故角川源義氏の旧邸宅の寄贈を受けて整備した庭園
環境基準(大気)	環境基本法で定められた、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの基準がある。

用語	解説
管理不適正な空地等	区内の土地又は建築物が不良な状態(みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生じるおそれのある状態)で、適正に管理されていない状況のもの。
気候危機	気候変動の影響とみられる災害など、生物の生存基盤を揺るがしている危機的な状況のこと。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組のこと。
グリストラップ	業務用厨房に設置されているもので、排水に含まれる生ごみや油脂などの汚濁物質を分離収集して、直接下水道に流さないように一時留めて置く装置のこと。
景観木	杉並区景観計画等に基づき指定され、地域の自然、歴史、文化等を象徴する、もしくは地域の景観のシンボルとなる樹木のこと。
光化学オキシダント	工場や事業場、自動車から出される大気中の窒素酸化物及び揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こし、オゾンやパーオキシアシルナイトレート、ホルムアルデヒドなどの有害物質に変化する。これらの化学反応によって作られた有害物質のこと。
光化学スモッグ	光化学オキシダントが発生して濃度が高くなり、白いもやがかかったような状態のこと。最高気温が25℃以上、日照がある、風が弱い、夏型の気圧配置といった条件がそろったときに発生しやすい。
高日射反射率塗装	建築物の屋上や屋根に、太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を塗布すること。
合流式下水道	汚水及び雨水を同一の管きよで排除し処理する下水道方式のこと。
固定価格買取制度	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度のこと。

さ行

用語	解説
再エネ利用促進等の施策	施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地球環境の整備、④循環型社会の形成
再生可能エネルギー	資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのこと。 (例：太陽光、風力、水力、地熱)

用語	解説
資源循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみを資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
市民緑地	300 m ² 以上の屋敷林等を所有者と区が無償借地契約をして区民に公開し、都市の貴重なみどりを保全する制度のこと。
遮音壁	道路などの騒音を発生する施設から、周辺への騒音の影響を低減するために設けられる壁のこと。
集団回収	古紙などの資源を、地域の団体が回収し、直接回収業者と契約して引き渡す自主的な資源回収のこと。
食品ロス	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出削減や防災等を図るため、森林整備、森林整備を担う人材の育成、木材の利用促進、森林環境学習を目的として、各自治体に森林環境譲与税として譲与される。
3R(スリーアール)	R e d u c e (リデュース=廃棄物等の発生を抑制する)、R e u s e (リユース=再使用する)、R e c y c l e (リサイクル=再生利用する)の総称であり、循環型社会を構築する上での基本的な考え方
生産緑地	良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法に基づき計画的に保全する市街化区域内農地のこと。
製品プラスチック	容器包装リサイクル法の対象となっている「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品のことで、(例：歯ブラシ、バケツ、CD・DVD)
生物多様性	特定の「いきもの」に偏ることなく、様々な「いきもの」が存在していること。また、すべての「いきもの」の間にある違いや個性のこと。
接道部緑化率	敷地の道路に面した部分(接道部)の生け垣や植込みなどで緑化された延長が、接道部延長に占める割合のこと。
ゼロカーボンシティ	令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体のこと。
騒音環境基準	環境基本法で定められた、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準。昼と夜、また道路に面する地域で基準値が異なる。

た行

用語	解説
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル、これら3つをまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。ダイオキシン類は、ごみを燃やしたりする時に生成される。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められている。
大気汚染物質	大気中に存在する有害な物質等の総称。ばい煙、粉じん、自動車排出ガスなどのこと。
太陽熱利用機器	太陽熱利用システムは「再生可能エネルギー」のひとつで、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。
脱炭素先行地域	民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロまで削減する。また、運輸部門や燃料・熱利用等も、国全体の削減目標と整合するレベルに削減し、令和12(2030)年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる。
食べのこし0(ゼロ)応援店	小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応など、食品ロスの削減に取り組んでいる店舗のこと。
地域脱炭素ロードマップ	地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、特に令和12(2030)年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。
低騒音舗装	交通騒音を低減するため、空隙の多い素材で舗装し、タイヤと路面に挟まれた空気の逃げ道を設けて空気による音を生じにくくした舗装のこと。
低炭素化推進機器	二酸化炭素の排出が無い、あるいは少ないエネルギー機器のこと。
荻外荘	戦前に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿の別邸で、組閣や日本の対外政策の重要な会談が行われ、日本政治史上重要な場所として、平成28(2016)年3月に国の史跡として指定された。
適正管理化学物質	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」において定められている性状及び使用状況から特に適正な管理が必要とされる物質のこと。
TJ(テラジュール)	エネルギー量の単位。Tは10の12乗を意味する。
透水性舗装	空隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法
t-CO ₂ (トンシーオーツー)	二酸化炭素の重量を示す。1万t-CO ₂ は、二酸化炭素の重量換算で1万トン
t-CO ₂ eq(トンシーオーツーイーキュー)	各種の温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じてt-CO ₂ 相当量に換算した値に付される単位のこと。

な行

用語	解説
成田西ふれあい農業公園	区民が農に親しむ場として、気軽に土とふれあい、農を「見る」「ふれる」「楽しむ」ことができる公園
農業体験農園	園主(農家)が開設し、利用者は園主が定めた年間計画に沿って、園主の指導のもと、苗の植え付けから栽培管理・収穫までの農作業を体験できる農園
農福連携農園	農業と福祉の連携事業を実施する農園。障害者や高齢者等のいきがい創出や健康増進、障害者等の就労につながる取組のほか、農産物の提供による福祉施設等の運営支援や区民・地域との連携事業を実施している。
NO _x (ノックス)(窒素酸化物)	石油等の燃料が燃焼する際に発生する、窒素酸化物の総称。区では、大気汚染物質として重要な一酸化窒素と二酸化窒素を定期的に測定している。

は行

用語	解説
BOD(ビーオーデー)(生物化学的酸素要求量)	Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。主に河川の汚濁状況を見る指標。水中の微生物が有機汚濁物質を分解するのに必要な酸素の量のことで、この値が高いほど水が汚れていることを示す。
ヒートアイランド現象	都市の中心部が郊外に比べて気温が高い現象
pg-TEQ(ピコグラムティーイーキュー)	ダイオキシンは種類ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算し、TEQ(毒性等量)として評価する。1 pgは1兆分の1グラム
VOC(ブイオーシー)(揮発性有機化合物)	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定めるものを除く)のこと。
フードドライブ	家庭で使いきれない食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付する活動
浮遊粒子状物質	「浮遊粒子状物質」(SPM = Suspended Particulate Matter)とは、大気中に存在する粒子状物質のうちで、粒子の直径(粒径)が10 μm(0.01mm)以下の非常に細かな粒子
プラグインハイブリッド車	ハイブリッド自動車(ガソリン等のエンジンと電気等のモーターの組み合わせで駆動する車)に対し、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合が増加、これにより、ガソリンの消費量が減少し、地球温暖化防止などに効果がある。

用語	解説
ふれあい収集	自分でごみや資源を集積所まで持ち出すことが困難な高齢者(65歳以上)や障害者のみの世帯で、身近な人の協力を得ることができない方を対象に家の玄関(ドア)前または門の前からごみ・資源を収集すること。また、ごみ・資源が出ていない場合には声かけや高齢者部門等への連絡など安否確認も合わせて行う。

ま行

用語	解説
MaaS(マース)	Mobility as a Service の略。ICT活用によるマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービスのこと。
みどり東京・温暖化防止プロジェクト	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業
みどりの相談所	花や木などの育て方をはじめ、様々な緑化に関する質問や相談に応じる施設
みどりのベルトづくり事業	区民・事業者がつくる身近なみどりを連続させ、ベルトのようにつなげていく取組
みどりのボランティア活動	生活者の視点から地域のみどりを守り、増やし、育てていく登録組織による区民ボランティア活動
モビリティ・マネジメント(MM)	「環境や健康などに配慮した交通行動を呼びかけていくコミュニケーション施策」を中心として、ひとり一人の住民等に働きかけ、自発的な行動の転換を促していき、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの。

や行

用語	解説
屋敷林	戸建て住宅と一体となった敷地内にある概ね高さ3メートル以上の樹木(自然仕立て)が30本以上ある樹林

ら行

用語	解説
緑被率	上空から見て、樹木や草等のみどりで被われた部分が区全体の面積に占める割合のこと。

用語	解説
路上禁煙地区	区内6駅(高円寺駅、阿佐ヶ谷駅、荻窪駅、西荻窪駅、上井草駅、高井戸駅)周辺を重点地区として路上での喫煙自体を禁止している地区

わ行

用語	解説
ワンウェイプラスチック	一度だけ使用した後に廃棄される、使い捨てプラスチック(例:コンビニなどで配布されるストロー・スプーン・フォーク・総菜用容器等)



杉並区環境基本計画

令和4～12年度
(2022～2030年度)

令和4年度(2022年度)
令和4年9月発行

編集・発行 杉並区環境部環境課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

04-0063

頒価 500円